

# 青森県報

号外第四十二号

平成二十六年  
五月三十日  
(金曜日)

## 目次

監査委員

包括外部監査の結果…………… (事務局)… 1

## 監査委員

### 包括外部監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、平成25年度の包括外部監査人加藤聡氏から平成26年3月24日付けで監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 5月30日

### 青森県監査委員

泉山哲草	同
元木篤子	同
山谷清文	同
小檜山吉紀	同

# 平成 25 年度 包括外部監査結果報告書

環境対策事業及び自然保護事業の財務に関する事務の  
執行について

平成 26 年 3 月  
青森県包括外部監査人  
公認会計士 加藤 聡

(本報告書における記載内容等の注意事項)

## 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

## 2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

## 3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結果を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。【監査の結果】は、今後、県において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。



- (4) 監査対象事業に対する意見..... 111
- 8. 自動車リサイクル法推進事業費..... 112
  - (1) 事業の概要..... 112
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 113
  - (3) 監査の結果..... 113
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 113
- 9. 環境保全基金積立金..... 114
  - (1) 事業の概要..... 114
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 114
  - (3) 監査の結果..... 115
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 115
- 10. 特定フロン処理推進事業費..... 116
  - (1) 事業の概要..... 116
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 116
  - (3) 監査の結果..... 117
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 117
- 11. 北東北三県環境副読本共同作成事業費..... 118
  - (1) 事業の概要..... 118
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 118
  - (3) 監査の結果..... 118
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 119
- 12. 地球温暖化防止行動推進事業費..... 120
  - (1) 事業の概要..... 120
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 121
  - (3) 監査の結果..... 121
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 121
- 13. 環境エネシステム推進事業費..... 124
  - (1) 事業の概要..... 124
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 124
  - (3) 監査の結果..... 125
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 125
- 14. 斤内ゼロエミ推進事業費..... 127
  - (1) 事業の概要..... 127
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 127
  - (3) 監査の結果..... 128
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 128
- 15. 青森県循環型社会形成推進事業費..... 129
  - (1) 事業の概要..... 129
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 130
  - (3) 監査の結果..... 130
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 130
- 16. 環境活動推進事業費..... 134
  - (1) 事業の概要..... 134
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 134
  - (3) 監査の結果..... 135
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 135
- 17. あおもり低炭素社会推進事業費..... 136
  - (1) 事業の概要..... 136
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 137

- (3) 監査の結果..... 137
- (4) 監査対象事業に対する意見..... 138
- 18. 地域の人材による環境教育推進事業..... 139
  - (1) 事業の概要..... 139
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 139
  - (3) 監査の結果..... 140
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 140
- 19. 再生可能エネルギー等導入推進基金事業..... 141
  - (1) 事業の概要..... 141
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 142
  - (3) 監査の結果..... 142
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 142
- 20. 環境保健センター費..... 143
  - (1) 事業の概要..... 143
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 145
  - (3) 監査の結果..... 146
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 146
- 21. 公害苦情・紛争処理事業費..... 148
  - (1) 事業の概要..... 148
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 148
  - (3) 監査の結果..... 148
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 148
- 22. 水質監視・調査費..... 150
  - (1) 事業の概要..... 150
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 151
  - (3) 監査の結果..... 151
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 152

**第2 自然保護課..... 156**

- 1. 県民の森の維持管理等に要する経費（管理運営費）..... 156
  - (1) 事業の概要..... 156
  - (2) 自然ふれあいセンターの運営状況について..... 158
  - (3) 監査要点と実施した手続..... 160
  - (4) 監査の結果..... 161
  - (5) 監査対象事業に対する意見..... 161
- 2. 狩猟取締指導費..... 165
  - (1) 事業の概要..... 165
  - (2) 監査要点と実施した手続..... 165
  - (3) 監査の結果..... 165
  - (4) 監査対象事業に対する意見..... 166
- 3. 白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費（管理運営費）..... 167
  - (1) 事業の概要..... 167
  - (2) 白神山地ビジターセンターの運営状況について..... 169
  - (3) 監査要点と実施した手続..... 171
  - (4) 監査の結果..... 172
  - (5) 監査対象事業に対する意見..... 172
- 4. 十二湖エコ・ミュージアムセンター..... 176
  - (1) 事業の概要..... 176
  - (2) 十二湖エコミュージアムセンターの運営状況について..... 178

(3) 監査要点と実施した手続	179
(4) 監査の結果	179
(5) 監査対象事業に対する意見	181
<b>第3 県境再生対策室</b>	<b>184</b>
青森・岩手県境における産業廃棄物の不法投棄事業について	184
1. 環境再生対策事業費	188
(1) 事業の概要	188
(2) 監査要点と実施した手続	188
(3) 監査の結果	189
2. 汚染拡散防止対策事業費	190
(1) 事業の概要	190
(2) 監査要点と実施した手続	193
(3) 監査の結果	194
(4) 監査対象事業に対する意見	194
3. 周辺対策推進事業費	196
(1) 事業の概要	196
(2) 監査要点と実施した手続	197
(3) 監査の結果	197
(4) 監査対象事業に対する意見	197
4. 風評被害対策給付金	199
(1) 事業の概要	199
(2) 監査要点と実施した手続	199
(3) 監査の結果	199
(4) 監査対象事業に対する意見	199
<b>(参考) 国の環境政策</b>	<b>201</b>
(1) 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築	201
(2) 自然と共生する社会の実現	205
(3) 循環型システムの構築	207
(4) 環境教育の取組	213

## 第1章 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

環境対策事業及び自然保護事業の財務に関する事務の執行について

### 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

平成25年度青森県包括外部監査における特定の事件を「環境対策事業及び自然保護事業の財務に関する事務の執行について」とした理由は、以下のとおりである。

#### 【環境問題の特性】

青森県は、本州の最北に位置し県内には多くの自然が残されていることから、人口の密集に端を発するようないわゆる都市型の環境問題とは無縁な地域であるように感じられる。

しかし、青森県においても八戸の工業地帯に代表されるように工場の集積化が進んでいる地域があり、これらの施設による環境への影響がしばしば表面化している。

また、近年では高度成長期以降の環境問題において取り沙汰された物質による汚染が減少していることは事実である。しかし一方で、これらとは種類の異なる物質による汚染や大陸からの物質の漂着に見られるように新たな汚染が報告されている。このことから、青森県においても環境対策事業に常時一定のコストをかけているのが現状である。

環境に関する問題やそれにかかると県民の安全や安心に直結することとなるため、特に県民の関心も高いものである。したがって、これら一連の事業における有効性を検証することは有意義であると考ええる。

また、環境問題は、普段の生活において県民の目に直接触れるものではない場合が多い。現実の汚染状況が進展して、あるいは、不法投棄等を目の当たりにして初めてそれへの対策の必要性を痛感するものである。したがって、県民が問題を認識しにくいことを奇貨として、単に法定された検査事項や届出事項の管理監督のみを行い、その有効性や効率性を勘案しない事務が行われるならば是正されるべきである。

このような観点から、環境対策にかかるとする事業について、その事務執行の適正性について監査する必要があると判断した。

#### 【自然保護と観光開発】

環境問題では、公害のような人為によって生み出された物質による人間社会への影響を取り上げることが多いが、逆に自然のままの状態をどのように維持していくことも人間社会と環境の間わりの中で重要なことである。青森県は日本海と太平洋、さらには陸奥湾、津軽海峡にも面しており、また山林の面積は県の面積の65.9%にも

及ぶ。県は、この広大な自然環境をただ保全するのみならず、県民の利益のために有効に活用する使命を有している。

これは、単に自然を放置するというのではなく、また観光資源として野放図に開発を許すこともない。県の自然保護にかかわる施策は、このバランスの上になり立つものでなければならない。したがって、自然保護を目的とした事業は、第一に、この点に留意した施策の一環として行われる必要がある。

また、県が行う自然保護事業は、自然保護思想の普及を目的とした施設の建設という手段によって実施される場合もある。このような施設が、将来の来場者数やランニングコストを念頭において建設されていなかった場合、設立から数年後には当初の設立目的を果たさなくなることは自明である。

このような観点から、自然保護事業についても、他の環境対策にかかわる事業と同様に、監査の対象とすることは意義があると考ええる。

【県境不法投棄の問題】

平成 11 年に、本県と岩手県に跨る地区において産業廃棄物処理業者による廃棄物の不法投棄事業が発覚した。これに対し、県は、平成 16 年以降国の財政支援を受けて原状回復事業を行っているが、平成 25 年度において、その産業廃棄物の全量の撤去が完了する予定である。

一方、県は平成 24 年度において可能な限りの廃棄物の撤去を行う予定であるが、その後も、原状回復事業実施のために設置した構築物の解体撤去及び環境基準を超過した汚染水を浄化処理する必要に迫られている。そこで、平成 24 年度に産業廃棄物特別措置法が期限延長されたことに伴い、県においても現行計画を 10 年間延長している。この期限延長が県による従来の原状回復事業の実施結果として妥当なものといえるのか、個々の事業の有効性を踏まえて判断する必要がある。

また、県が行う事業は、目標が達成されたといえども、常に効率性を考慮した事業の実施が求められる。そのように考えると、過去 10 数年にわたる事業全般を総括することは難しくとも、節目の年度である平成 24 年度を対象として、その事業の効率性や経済性を検証することには意義があると考ええる。

本来、本案のような個別目的を掲げた事業は、外部監査の対象には相応しくないかもしれない。なぜなら、個別目的を掲げた事業は一度実施されたきりであり、事業の終了後には地方公共団体が監査の指摘事項に対する措置の取りようがないからである。しかし、本案は、産業廃棄物の不法投棄事業である。この点、将来に亘って二度と起きないものとは言いきれず、したがって、本案において得られた教訓や知識は、後々まで有効に活用されなければならないものである。その点からも、敢えて本案にかかわる事務の執行を監査対象とすることを考えている。

上記の理由により、環境対策事業及び自然保護事業の財務に関する事務の執行について監査を実施する必要があるものと認め、特定の事件(テーマ)として選定した。

4. 監査の対象期間

原則として平成 24 年度(平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)ただし、必要に応じて平成 23 年度以前及び平成 25 年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

平成 25 年 7 月 22 日から平成 26 年 2 月 6 日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 聡
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	公認会計士	井上 光昭
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	山崎 愛子
	その他	石村 英雄

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 監査の視点

### 1. 監査の基本的な方針

包括外部監査は外部監査人によって行われる監査である。したがって、外部者であることのメリットを生かした監査を行うことによって、監査そのものの効果を最大化できると考える。

外部者によって監査が行われるメリットは様々であるが、特に今回の監査テーマに照らして考える場合には、以下のことが挙げられる。

地方公共団体が実施する事業は、それぞれの事業ごとに管理されるため、他の事業との重複による非効率が発生することや、あるいは全体計画との不整合や逸脱が判然としないことがある。外部監査におけるメリットの一つは、この点を機動的に検証することによって問題の所在を明確にできる点である。

さらに、単年度決算により年度ごとに区切られがちな事業の有効性にかかわる評価を、外部監査では複数年度に亘る PDCA サイクルの適切な効果として評価できる点である。

上記事項を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

#### (1) 事業の有効性について

##### ① 環境計画と事業の整合性

県は、環境施策を体系的に行う基本計画として環境計画を定めている。この環境計画では、県の目指すべき将来像を描き、この将来像を実現するための施策を展開している。

個々の事業については、その事業目的の達成状況を検証することで事業の有効性を検討することはいつまでもないが、さらに、個々の事業が環境計画に定める施策と結び付けられているならば、個々の事業の達成状況が環境計画全体に及ぼす影響をも検証し、もって全体計画としての環境計画が機能しているかどうかについても監査上検討しなくてはならない。

##### ② 指標による効果の測定

地方公共団体が行う事業の有効性を検討するには、数値化された指標に基づいて行うのが最もわかりやすい。民間企業では、わかりやすく事業の執行状況を示すために損益状況や財政状態を数値化し、これを企業の利害関係者に報告している。

地方公共団体が行う事業では全ての事業についてこのような指標を設定することは難しいかもしれない。しかし、事業の性質によっては可能である。指標を設定する場合には、以下のような条件を考える必要がある。

- 1) 指標の算出過程における準備は整っているか。
- 2) 指標に目標値が定められ、かつ、それが住民に開示されているか。
- 3) 目標値は、事業実施における目標として妥当なものか。

<sup>1</sup> 本報告書33ページに詳細を記載している。

本来、指標が設定できる事業については、このような指標とその目標値による事業の有効性管理を住民に示すことが、わかりやすい行政という点から望ましいと考える。

県は、環境計画において施策展開に生かすことを目的として、各施策においてモニタリング指標を定めている。また、一部の指標については、事業目的の達成状況の目安となるような目標値を設定している。当該目標値の達成状況などはそのまま県の事業の効果の測定にも役立つものであり、県の事業又は事業の実施方法の見直しに役立つものである。したがって、目標値の達成状況は、事業の有効性の評価においても重視するものである。

特に、監査を実施する上では、これらの目標値が達成されていない場合、これを達成するために実施された事業の実施方法の妥当性も検討することになる。

##### ③ 事業のPDCAサイクル

事業は、その効果を測定するだけではなく、その結果が次のステップに生かされなければならない。環境施策は単年度ベースで、結果が出るものはむしろ少なく、官民挙げた長年の努力の積み重ねによって効果が出るものが多い。県にはその中核的な役割が期待されるのであるから、各事業の内容及び実施方法などについて評価と改善の仕組みを確立することが責務である。

また、環境施策にかかわる事業は、その実施が法律や条例等(以下「法令等」という。)によって定められているものが多い。県がこれらの事業を行う際には、単に法令等に定められた事項を毎年度実施していくが故に、その結果をどのように次年度以降の環境施策に生かしていくかという視点が欠落しているのではないかと危惧される。

監査上は、このような観点に立った検証を行っていくこととする。

##### ④ 申請・届出等を行っていない事業者への対応

環境に影響を与える主体は様々であるが、法令等によってはその条文において、県民や事業者の責務を定めているものもある。特にその中で、県が事業者に対して指導監督などを行う場合に次のような懸念を持つ。すなわち、県が申請や届出などによってその存在や活動内容を認識した事業者に対しては、適切に対応しているが、申請や届出等を行っていない事業者に対しては何ら対応していないのではないかと懸念である。

環境問題は、その解決に県民や事業者一人一人による努力が必要な問題である。届出などにより認識した事業者のみ指導監督を強化しても、無届出の事業者に対する対応が実施されていなければ事業全体の有効性を損なう可能性がある。

したがって、県が如何に申請や届出等を行っていない事業者を把握し、また把握したこれらの事業者に対応しているかについても監査において検討を加えることとする。

**(2) 事業の効率性・経済性について**

事業を行う際、同様の効果を期待するものについては、より効率的な、あるいは経済的な方法が選択されるべきである。したがって、監査においては、事業における事務の執行に非効率な部分がないか、あるいは事業を実施する際に最も経済的な方法が選択されているかを検証する。

たとえば、県が事業を実施する方法として直営とするか、あるいは委託として外部者に行わせるかは、その事業の性質による重要性を勘案した上で、効率性や経済性を検討し、その結果として選択されなければならない。

また、環境施策にかかわる事業は、法令等によって実施が定められた事業が多いことから国からの補助金等を財源としている場合も多い。このような財源が県費だけではない事業は、当該補助金等を獲得することが目的化するおそれがあり、その後の事務の執行については適正性に欠ける誘因が内在している。このような事業であっても、効率性や経済性が勘案された方法を選択する必要がある。

事業の効率性及び経済性は、このような観点から検証を行っていくこととする。

**(3) 法令等への準拠性について**

監査対象事業における事務は、関連する法令等に準拠して執行されるべきものである。ここでいう法令等には地方自治法及び施行令、さらには県が自ら定めた条例等の諸規則及び環境関連の計画も含まれる。また、環境政策関連の法令等に定める県の責務が明文の規定にない、事業の実施という形で実行されているかについても重要な監査のポイントである。

**(4) 情報開示の適正性について**

環境問題は、県民の生活にとって非常に重要である。これはその結果が自らの身体や生活に直接的な影響を及ぼす可能性があるためであるが、加えて、環境問題の原因となる社会的行為に自らが加担してしまうおそれがあることを県民が自覚しているためでもある。したがって、県は環境に関する情報を広く県民に開示していく責務があるといえる。

一方で、県は、その諸施策による成果については積極的に開示していると考えられるが、マイナスの情報についても適正に開示されているかという点については県民には臆別できない。したがって、その点についても留意して、県による情報開示の妥当性について検証していくこととする。

**2. 監査要点**

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

**(1) 事業の有効性について**

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部署以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない、蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国庫支出金等がある事業(もしくはあった事業)は、県として主体的に有効性等を勘案して実施しているか。
- ・ 施設等の利用状況及び活用状況は、設置当初の計画に沿ったものとなっているか。
- ・ 審議会又は委員会等の各種会議は、委員の選抜方法、会議の出席状況などから所期の目的を達しているといえるか。
- ・ 個々の事業の達成状況から環境計画は、環境関連の全体計画として機能しているといえるか。

**(2) 事業の効率性・経済性について**

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 委託事業においては、競争入札の実施あるいは複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、県の直営か民間事業者への委託かを適切に選択しているか。また、その理由は合理的といえるか。
- ・ 財源に国庫支出金等がある事業(もしくはあった事業)について、効率性・経済性を勘案した実施方法が選択されているか。
- ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・ 他の団体(国、市町村等)が実施する類似事業との関係は適切に考慮されているか。
- ・ 施設における行政コストは適切に計算され、県の財政に資するように活用されているか。
- ・ 資産等の管理は適切に行われているか。



**(3) 法令等への準拠性について**

- ・ 事務手続が法律、条例、諸規則、諸計画に準拠しているか。
- ・ 事業における契約事務は青森県財務規則(第7章 契約)に沿って行われているか。
- ・ 事業の性格は、法律及び条例に定める県の責務を果たすものとなっているか、また、法令等に定められた事業者の責務及び県民の責務が果たされるように配慮されているか。
- ・ 資産等の管理は適切に行われているか。

**(4) 情報開示の適正性について**

- ・ 環境に関連する情報は印刷物又はインターネット等の適切な開示方法によって県民に開示されているか。
- ・ 開示される情報は、わかりやすく整理・集計され、県民の活動に供されるように配慮されているか。

**3. 監査手続**

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。なお、詳細な監査手続については、『第5章 外部監査の結果及び意見一各論一』における各事業の項に記載している。

**(1) 監査対象事業の概要把握**

監査対象事業についての説明資料を閲覧した。また、これらの資料について、所管する部署から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

**(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問**

監査対象事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容について、必要に応じて所管部署に対し質問を実施している。

**(3) 施設、現場及び資産等の現物の確認**

監査対象事業によっては、県庁以外の現場において設備等の管理を行っている事業がある。これらの事業については、その管理の状況が事務の執行状況と関連するため、必要に応じ施設及び現場に赴き、事業の実施状況及び設備等の管理状況を視察した。また、現場担当者に対し意見を聴取した。

**(4) 監査報告書の作成**

以上の結果を取りまとめ、監査報告書を作成した。

### 第3章 監査対象の基本的事項

#### 1. 環境に関する用語について

環境に関する用語には専門的なものが多いことに鑑み、監査対象の基本的事項を説明する前に、関連する用語の解説を付す。なお、各用語について、さらに詳細な説明が必要であると判断した場合は、該当頁の脚注に詳細な解説を記載することとする。

#### 【表1】環境に関する用語の解説

オキシダント(光化学オキシダント)	大気中の窒素酸化物や炭化水素が大陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、アルデヒド、PAN(ペーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称である。 このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりのことがある。
化学的酸素要求量(COD)	海域や湖沼の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を、通常過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量 mg/l で表したものである。この数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示している。
環境影響評価	開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うことをいう。一般に、環境アセスメントと呼ばれている。
環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定められたものであり、環境基本法第16条に規定されている。
環境公衆	農林水産業を支える公共事業。青森県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けで推進している。
環境マネジメントシステム	企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することとどまらず、自主的・積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することをいう。 そのため、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を「環境マネジメント」という。 また、こうした一連のシステム点検作業が「環境監査」と呼ばれている。 なお、このシステムの国際規格(ISO14001)が1996年9月1日に正式に発行され、それを受け、我が国でも同年10月20日にJIS化された。
規制基準	法律又は地方公共団体の条例に基づいて設定された公害の原因となる行為の規制に関する基準であって、事業者等に直接の遵守義務が課せられるものをいう。青森県公害防止条例では18条、33条、46条、56条、57条、58条の2にそれぞれ規定されている。さらに具体的な規制項目及び基準値については、青森県公害防止条例施行規則に規定されている。

#### 健康項目

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいい、次の28項目(地下水の場合、公共用水域は塩化ピニルモノマーを除く27項目。)がある。

『カドミウム、全ジブチル鉛、クロム(六価)、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロベンゼン、チクロラム、シラジリン、チオベンソール、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、(ほう素、1,4-ジオキサン、塩化ピニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン)』

#### 公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

ただし、「下水道法で定められている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

#### 最終処分

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分または海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、一般廃棄物及び産業廃棄物を処分するために必要な処分場及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型(ガラスくず等)、遮断型(有害な産業廃棄物)、管理型(前述以外の産業廃棄物)がある。

#### 自然環境保全地域

高山性植物、すべれた天然林などの中で、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域を自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定する地域をいう。

#### 浄化槽

し尿及び生活雑排水を社でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。

#### 水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水域自体の水質が人の健康の保護及び生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、工場又は事業場などから公共用水域に排出される水の水質許容限度として定められる排水基準の二つがある。水質基準としては、まず、水域自体の利用目的等による環境基準が定められ、この基準を達成するための排水基準が定められる。

#### 3R(リデュース)

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の3つの頭文字Rをとったもので、1980年代中頃にアメリカで使用されたのが始まりとされている。この3Rに、リカバー(Recover:回収)を加えた4R、リフューズ(Retuse:ごみになるものを受け取らない、発生源を絶つ)を加えた4R、リペア(Repair:修理・修繕)を加えた4Rを主張する考え方もある。循環型社会形成推進基本法では、3Rを基本としている。

#### 生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数などについて定められている。排水基準については、項目別に定められているが、環境基準については、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適合した類型によって基準が定められている。

生活雑排水	各家庭から排出される排水(生活排水)には、台所、洗濯、風呂などからの排水と、便所からの排水とがあり、このうち便所からの排水を除いた排水を生活雑排水という。 生活雑排水は、下水道や浄化槽に接続している家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっている。
生物化学的酸素要求量(BOD)	生活環境項目の一つであり、河水水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に分解されるときに消費される酸素の量をいい、単位は mg/l で表示される。 BOD値の高い水は生物的に分解されやすい有機物質が多く含まれていることを示している。
ダイオキシン類	有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾ-ノ-ジオキシン(PCDD、75種類)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF、135種類)の総称で、主として物の燃焼に伴い非意図的に生成される。平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにダイオキシン類と同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ジフェニル(コプラナー-PCB)と呼ばれる物質群を含めて、「ダイオキシン類」と定義された。
窒素酸化物(NOx)	NO、NO <sub>2</sub> 、N <sub>2</sub> O、N <sub>2</sub> O <sub>5</sub> などがある。主として、重油、ガソリン、石油などの燃焼により発生するほか、化学工場などからも発生する。大気汚染物質として問題となるのはNO、NO <sub>2</sub> である。燃焼によって直接発生するのはNOで、大気中でNOが酸化されることによりNO <sub>2</sub> になる。NOxは光化学スモッグの発生原因となるほか、人体の中枢神経系に影響を及ぼし、呼吸気道、肺等に障害を与える。
中間処理	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。
鳥獣保護区	野生鳥獣の保護、繁殖を図るために必要があると認めるとき、環境大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。この区域ではすべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生息及び繁殖のために必要な保護施設等を設けている。特に鳥獣の保護、繁殖を図る必要がある区域を特別保護地区に指定して、開発行為や工作物の設置など鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制している。
特定事業場	水質汚濁防止法では、生産施設等のうち汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定めているが、この特定施設を設置する工場、事業場を特定事業場という。
ばい煙	大気汚染防止法等において、次のとおり定められている。 ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物(これらを総合して有害物質という。)

廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」をいい、放射性物質及びこれによって汚染された物並びに気体状の排出物を除くすべての汚物が含まれる。 なお、「特別管理一般(産業)廃棄物」とは、一般(産業)廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。
排出基準	大気汚染防止法において、工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。 現在、排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん及び政府で指定されている有害物質(窒素酸化物、カドミウム及び化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物)がある。
ばいじん	石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃焼物をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。
微小粒子状物質(PM2.5)	空気中を漂う直径2.5μm(マイクロナーター、1mmの1/1000分の1)以下の粒子状物質で、吸い込むと肺がんや循環器疾患の原因となると言われている。自動車や工場の排ガス中の化学物質の他、自然由来の火山灰や黄砂にも含まれ、大気中の光化学反応により二次的に生成される場合もある。
浮遊物質(SS)	水に溶けな、懸濁性の物質をいい、単位は mg/l で表示される。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。
フロンガス	フロンガスとは、フッ化炭素化合物の日本での通称である。無色、無臭の気体又は液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。 しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることによりオゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定された。
マニフェストシステム	産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防ぐため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を添付し、処理の委託を受けた業者が廃棄物の適正処理と報告を行うことを義務つけた制度である。平成2年3月に導入され、平成9年6月の廃棄物処理法改正に伴い、平成10年12月からすべての産業廃棄物について添付が義務化されている。
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表し、化石燃料を除く再生可能な生物由来の有機性資源をいう。その中で、木材からなるバイオマスを「木質バイオマス」と呼ぶ。木質バイオマスには、主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などの種類がある。

溶存酸素量(DO)	水中に溶けている酸素量のことをい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集である。1966年にIUCN(国際自然保護連合)が刊行したのが最初であり、わが国では、当時の環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を刊行し、近年は各地方自治体においても作成されてきている。
BOD (Biochemical Oxygen Demand)	→生物化学的酸素要求量
COD (Chemical Oxygen Demand)	→化学的酸素要求量
DO (Dissolved Oxygen)	→溶存酸素量
SS (Suspended Solids)	→浮遊物質

## 2. 国の環境政策

県における環境関連の施策は、国の環境政策により大きな影響を受ける。そのため、以下に国の環境政策の概要を記載することとする。なお、国の環境分野における政策は多岐にわたるため、今回の包括外部監査における特定の事件に関連する事項に限定して記載することとする。

また、参考として、報告書の巻末に環境白書(平成25年版)からの抜粋要約を記載している。

### (1) 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築

気候変動に伴う様々な影響を防ぐために、日本をはじめ各国で進めている対策は、大きく「緩和策」と「適応策」に分けられる。「緩和策」は、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出削減や森林等の吸収源の増加など、気候に対する人為的影響を抑制する対策である。一方、「適応策」は、気候変動がもたらす水資源、食糧、生物多様性等への様々な影響に対して人や社会、経済のシフトを調節することで影響を軽減しようという対策である。

#### ① 地球温暖化を緩和する取組

地球温暖化に対処するためには、大気中の温室効果ガス濃度の安定化が重要である。我が国は、2013年(平成25年)11月にポーランドで開催されるCOP19までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととしている。日本における地球温暖化の緩和に向けた制度的な枠組や具体的な施策は以下のとおりである。

#### 【表2】制度的な枠組み

ア	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく国、地方自治体の温暖化対策
イ	地球温暖化対策のための税
ウ	固定価格買取制度
エ	国内排出量取引制度
オ	森林吸収源対策

また、低炭素なエネルギー供給構造を実現するため、風力や太陽光発電などの再生可能エネルギーの技術開発とその普及に積極的に取り組んでいる。

#### 【表3】低炭素社会を目指したさまざまな取組

ア	再生可能エネルギーの普及で創る低炭素社会
イ	低炭素化に向けた最新の技術

#### ② 地球温暖化に適応するための取組

地球温暖化により既に生じている可能性がある影響が農業、生態系などの分野で見られている。また極端な高温による熱中症の多発や、短時間での強雨による洪水、土砂災害の被害などの関連性も指摘されている。

また、ダム・パン合意やカンクン合意における「産業革命以前と比べ、世界の平均気温の上昇を2℃以内に抑制するために温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要がある

ることを認識する」という国際的な合意の下でも、我が国において気温の上昇、降水量の変化、極端な気候の変化、海洋の酸性化などの影響が生ずるおそれがある。こうしたことから、既に現れている温暖化影響に加え、今後中長期的に避けることのできない温暖化影響に対し、治山治水、水資源、沿岸、農林水産、健康、都市、自然生態系など広範な分野において、影響のモニタリング、評価及び影響への適切な対応（＝適応）を計画的に進めることが必要となっている。

**ア 適応に関する現在の我が国の取組**

既に個別の分野において現れつつある温暖化影響への対応（適応）の取組が開始されている。

農林水産分野では、影響のモニタリングと将来予測・評価、高温環境に適応した品種・系統の開発、高温下での生産安定技術の開発、集中豪雨等に起因する山地等災害への対応等が進められている。

沿岸防災分野では、海面水位の上昇等に伴う高潮による災害リスク対応の検討が進められ、モニタリング・予測、防護水準の把握、災害リスクの評価といった先行的な施策が実施されるともに、防潮堤や海岸防災林の整備が実施されている。

さらに、水災害対策分野では、既に平成 20 年 6 月に「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策の在り方（社会資本整備審議会答申）」がとりまとめられ、治水安全度の評価など具体的な施策が検討、実施されている。

**イ 適応に関する今後の我が国の取組**

平成 24 年 6 月の中央環境審議会地球環境部会報告書「2013 年以降の対策・施策に関する報告書（地球温暖化対策の選択肢の原案について）」では、我が国において適応の取組を進めるに当たっての考え方、取組の方向性について以下のとおりまとめている。

**【表 4】「2013 年以降の対策・施策に関する報告書（地球温暖化対策の選択肢の原案について）」における適応の取組**

○基本的考え方 リスクマネジメントとしての取組 総合的、計画的な取組 地方公共団体と連携した取組	○今後の適応に関する取組 [1] 我が国における温暖化の影響に関する最新の科学的知見のとりまとめ [2] 政府全体の適応計画策定のための予測・評価方法の策定と予測・評価の実施 [3] 政府全体の適応計画の策定 [4] 定期的な見直し
---	--

**(2) 自然と共生する社会の実現**

**① 愛知目標と東日本大震災**

平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市中で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する新たな世界目標である戦略計画 2011-2020 が採択された。戦略計画 2011-2020 の長期目標には、日本からの提案

に基づき、2050 年（平成 62 年）までに「自然と共生する世界（a world of "Living in harmony with nature"）」を表現することが掲げられた。これは、人間と自然とを「線を画して考えるのではなく、人間も自然の一部としてともに生きていく」という、我が国で古くからつちかわれてきた考え方が取り入れられたもので、今後は国際社会全体でこの目標に向かって取組を進めていくことになる。

また、戦略計画 2011-2020 では、2020 年（平成 32 年）までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを短期目標として掲げており、その達成に向けた 20 の個別目標が設定されている。それらの個別目標を「愛知目標」と呼んでおり、各国はこの愛知目標の達成に向けて、必要に応じて個別目標を設定し、各国の生物多様性国家戦略の中に組み込んでいくことが求められている。

**② 「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」**

生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものであり、そうした生物多様性はそれ自体に価値があり、保全すべきものである。しかし、「生物多様性」という言葉自体が分かりにくく、日々の暮らしの中で何をすればその保全と持続可能な利用に役立つのかわからないといったこともあり、COP10 後も生物多様性に関する理解は必ずしも進んでいない状況にある。このため、生物多様性国家戦略 2012-2020 では、生物多様性に支えられる自然の恵みである「生態系サービス」に着目し、具体的な例も紹介しながら生態系サービスと人間生活との関わりを通じて生物多様性の重要性について説明している。

**③ 愛知目標の達成に向けて**

これまでの生物多様性国家戦略は「戦略」と行動計画の 2 部構成であったが、生物多様性国家戦略 2012-2020 では、第 2 部として「愛知目標の達成に向けたロードマップ」を追加し、3 部構成とした。この新たに追加した第 2 部において愛知目標に対応した我が国の個別目標等を設定している。

**④ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」**

生物多様性国家戦略 2012-2020 では、「自然共生圏」という新しい考え方を示した。東日本大震災により、エネルギーや物資の生産・流通が一極集中した社会経済システムの脆弱性があらわになった。こうしたことから、食料やエネルギーをはじめとする地域の資源をできるだけ地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用していく自立分散型の地域社会を目指していくことを基本としながら、それぞれの地域同士のつながりを深めていくことにより、より安心・安全な社会をつくっていくことが求められている。

**⑤ 5 つめの基本戦略「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」**

平成 19 年に策定した第三次生物多様性国家戦略以来、今後数年の間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として 4 つの基本戦略を示してきたが、生物多様性国家戦略 2012-2020 では、新たに 5 つめの基本戦略として「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」を加えた。

生物多様性の保全と持続可能な利用を適切に進め、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくるためには、科学的なデータに基づいた正しい理解と認識を持つことが必要である。そして、科学的なデータが不十分だからといって対策を延期せず早めに対策を講じていくこと、継続的なモニタリングとその結果に応じて対策を柔軟に見直していくことが重要である。

**(3) 循環型システムの構築**

**① 循環型社会形成に向けた取組の現状と課題**

大量生産、大量消費、大量廃棄型の問題の根本的な解決を図るためには、これまでの社会のあり方や国民のライフスタイルを見直していく必要がある。このような認識に立ち、平成 12 年には、廃棄物・リサイクル対策の基本法である循環型社会形成推進基本法が立法化された。

政府は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画を新たに定めた。

**② リサイクルだけではなく、2R の取組がより進む社会経済システムの構築**

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等について、[1]リデュース(発生抑制)、[2]リユース(再使用)、[3]リサイクル(再生利用)、[4]熱回収、[5]適正処分)の順に従って、対策を進めることを原則としている。

廃棄物等は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせる。このため、優先順位の第一として、廃棄物等が発生させない(削減する)リデュースを定めている。

リユースは、いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用することである。形状を維持したまま使用することから、一般的に資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少なくなることから、リサイクルよりも対策の優先順位が高く位置付けられている。

しかし、リデュース・リユース(2R)は、リサイクルよりも優先順位が高いにもかかわらず、レジ袋の辞退率の向上や詰替製品の出荷率の向上などを除き、その取組が十分に進んでいないと見えてくる。

2R の取組について新たな動きが広がっていることも踏まえ、第 3 次循環型社会形成推進基本計画では、[1]国民・事業者が行うべき具体的な 2R の取組を制度的に位置付ける検討、[2]リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備、[3]長期優良住宅認定制度の運用、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置の活用促進などの施策が盛り込まれている。

**③ 循環資源の高度利用と資源確保**

環境省では、1 年間で使用済みとなり廃棄等が行われる小型家電は 65.1 万トンであり、そのうち有用金属は、27.9 万トン(金額換算すると 844 億円)になると推計している。このような状況を踏まえ、第 3 次循環型社会形成推進基本計画には、使用済製品に含まれる有用金属のさらなる利用促進を図り、資源確保と天然資源の消

費の抑制に資するため、[1]小型家電リサイクル制度の参加、回収率の向上に向けた地方公共団体への支援、[2]原材料の表示、部品のユニット化等の製品設計段階の取組促進、[3]新技術の研究・開発支援などの施策が盛り込まれている。

**④ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組と地域循環圏の高度化**

循環型社会づくり、低炭素社会づくり、自然共生社会づくりの取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの見直しを必要とするものであり、地域レベル、全国レベルでこれら 3 つの社会づくりの取組を統合的に推進していくことが求められる。地域循環圏の形成を進めていくためには、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、その構築事例を積み重ねていく必要がある。

東日本大震災でも見直された地域のきずななど物質循環を連携させて、新しい地域のあり方を組み立てていくことも大きな課題である。環境省では、東北地方で日常的に発生する循環資源を最大限活用しつつ、循環型社会ビジネスによる便便を自指す取組を支援している。

**⑤ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用**

第 3 次循環型社会形成推進基本計画には、地域の自主性と創意工夫を活かしながら循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用を進めるため、[1]地方公共団体による高効率廃棄物発電施設の早期整備、[2]焼却施設や産業工程から発生する中低温熱の地域冷暖房などへの有効利用の促進、[3]生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化などの施策が盛り込まれている。

**(4) 環境教育の取組**

**① 学校における取組**

多くの子供達に確実に実施される学校教育は、人材育成の観点で大きな役割を担っている。平成 20 年及び平成 21 年に改正された新学習指導要領(平成 23 年 4 月から順次施行)において、持続可能な開発の考え方が盛り込まれたほか、様々な教科において環境教育を実施することが明記された。

**② 身近な地域における取組**

地域においては、行政や NPO、大学などが連携することで、効果的な環境保全等の取組を実施している。例えば、地域の多様な主体が連携し、子供達とともに地域の資源を活用しながら課題解決の方策を考え、通しを通して、環境保全の取組を促進している地域もある。

**③ 豊かな自然を生かした取組**

自然のふれあいを大切にした取組も行われている。人々の行動やライフスタイルをより環境に配慮したものにするためには、都市化で失われつつある自然の恵みによって人が生かされている存在であると感じる機会を増やすことが有効である。我が国では、エコツアーリズム推進法(平成 19 年法律第 105 号)を制定している。エコツアーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化化

ど、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながることを目指していく仕組みである。エコツーリズムを実施することにより、観光客が自然環境とつながる機会が得られるとともに、地域住民にとっても地域資源の価値を再認識する機会となることから、環境教育にもつながる取組といえる。

### 3. 青森県の環境政策

#### (1) 青森県の環境問題と行政組織の変遷

青森県における環境問題については、全国的な傾向と同様に、昭和40年代には八戸地域等の工業立地地域における大気汚染、水質汚濁などの産業型公害が中心であったが、環境保全関係法令に基づく規制の強化及び公害防止施設の整備等により産業型公害が改善される一方、都市化の進展、生活様式の高齢化等により、生活排水による河川の汚濁等の都市・生活型公害や産業廃棄物の問題が顕在化しており、多方面にわたる対策が求められている。青森県における環境保全対策については、公害対策基本法の制定を契機として、昭和42年に公害防止条例を、さらに昭和47年に現行の公害防止条例を制定した。また、自然環境保全に関しても、昭和48年に青森県自然環境保全条例を制定するとともに、昭和50年には「青森県自然環境保全基本方針」を策定するなど、環境保全関係法令に基づく規制の強化を図ってきた。

一方、行政組織については、昭和40年に衛生部環境衛生課に公害係が設置され、その後、昭和45年に公害課(現在の環境政策課)となり、昭和47年に自然保護課が、平成2年に原子力環境対策室(現在の原子力安全対策課)が設置されている。

廃棄物対策を担当する部門については、平成4年に生活衛生課(現在の保健衛生課)の課内室として廃棄物対策室が設置され、平成9年には生活衛生課から廃棄物対策課として独立させた。その後、平成12年に環境政策課の大気・水質等の公害を担当する部門と廃棄物対策課を統合して環境管理課が設置され、平成13年には環境管理課を環境政策課に統合し、現在に至っている。

また、青森県と岩手県との県境において発生した産業廃棄物の不法投棄対策を進めるため、平成15年6月に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が制定されたことを受け、平成24年度までに原状回復を推進するとともに、周辺対策に取り組む必要があることなどから、平成14年9月に環境生活部内に設置した県境不法対策チームを発展的に解消し、平成15年9月に環境生活部から独立した県境再生対策室が新たに設置された。同室は、平成16年4月に県政の重要課題を担当する特別対策局に移管された後、特別対策局が平成16年度限りで廃止されたことに伴い、廃棄物対策を所管する環境生活部との関連を重視する観点から、平成17年4月に環境生活部に移管している。

調査研究機関については、昭和46年に八戸市に設置された公害センター、昭和49年に青森市に設置された公害調査事務所等を、平成2年に青森県環境保健センター(以下「環境保健センター」という。)として統合・設置し、総合的な調査研究体制の整備を進めてきた。

さらに、平成12年度には、廃棄物対策及び公害対策に係る環境監視機能を強化するため、環境保健センター内に環境管理部(平成15年度に青森環境管理事務所に改組)を設置するとともに、弘前市、八戸市及びむつ市の3か所に環境管理事務所を新設した。平成19年度には、4環境管理事務所が環境保健センターからそれぞれの所在地を所管する地域民局地域連携部の下部機関に移管された。

環境に著しい影響を与えるおそれのある各種開発事業等については、その事業に係る環境の保全に適正な配慮がなされることを確保するため、平成9年4月に「青

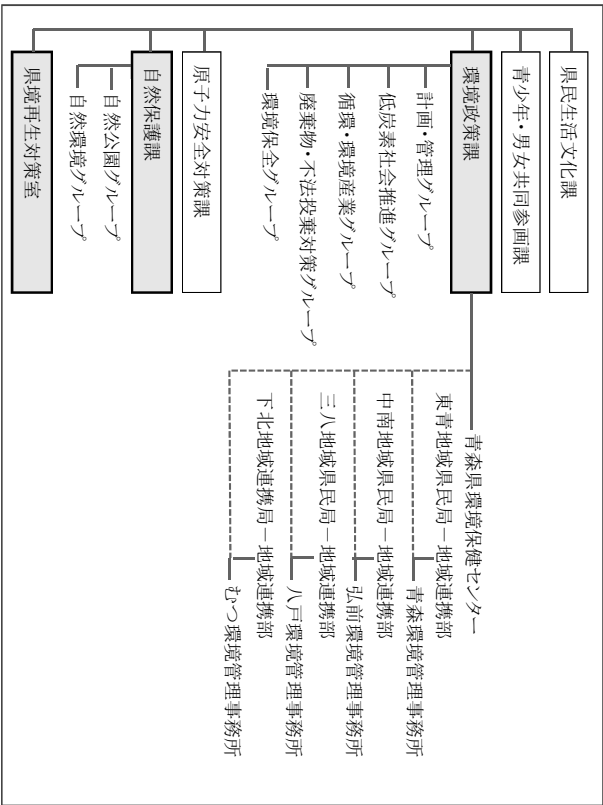
森県環境影響評価要綱」を施行し、平成12年6月には同要綱を廃止し、新たに「青森県環境影響評価条例」を施行して審査指導を行っている。

火力発電所、紙パルプ工場、非鉄金属の大規模工場が立地している「戸地域」については、昭和50年度から平成16年度までの間、環境基本法の規定に基づく公害防止計画を5年ごとで策定し、総合的な公害防止対策を推進してきた。

平成8年3月には、長期展望に立った県の望ましい環境像、環境保全施策に係る基本的方向、各主体の役割等の骨格を定める「青森県環境基本構想」を策定し、同年12月には、同構想の趣旨を踏まえ、県民総意の下に環境分野における個別の条例を総括する「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定した。

さらに、平成9年3月には地球環境保全に向け県民・事業者等の行動原則を示すための「あおもりアジェンダ21」を、平成10年5月には、計画期間を平成18年度までとし、環境保全施策の基本方針、各主体の役割、地域ごとの環境配慮指針などを具体的に示した「青森県環境計画」を策定した。平成22年3月には、平成19年に策定された「第二次青森県環境計画」に続き、平成22年度から平成24年度までを計画期間とする「第三次青森県環境計画」を策定している。

【図1】 環境生活部機構図



※ 監査対象部署は、「環境政策課」、「環境保健センター」、「各環境管理事務所」、「自然保護課」、「環境再生対策室」である。  
(平成24年度 事業概要 青森県環境生活部)

(2) 青森県基本計画「青森県基本計画未来への挑戦」の策定

① 計画の目的・役割

「青森県基本計画未来への挑戦」(計画期間:平成21年度～平成25年度)は、県行政運営に係る政策・施策の基本的な方向性を、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、県が将来目指すべき姿を具体化した計画である。

県は、自主自立の県づくりのために、前基本計画の理念である、暮らしやすさに象徴される生活重視の視点に加えて、県民の経済的基盤の強化を重視している。そこで、この計画では「生業(なりわい)」という言葉に、「県民一人ひとりの経済的基盤」という新たな意味を加え、「生活」と対をなす重要な概念として位置付けている。そして、県の比較優位資源というべき、「食料」と「エネルギー」を始めとする地域資源を最大限活用しながら、県民の「生業(なりわい)」づくりを進めることを掲げている。

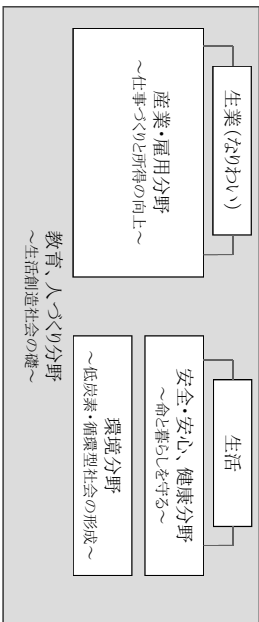
② 2030年における青森県をめざす姿

この計画では、2030年において目指すべき姿として、「生業(なりわい)」に裏打ちされた豊かな「生活」が実現している社会を掲げている。これは、県民一人ひとりのチャレンジ精神あふれる取組により経済的基盤の創出・拡大が図られ、輝いて生きている社会、そして心の豊かさ、命・健康・環境など、暮らしやすさが守られ、安心して生かされる社会の意である。

計画は、全県一丸となって取り組むための「全県計画」と、地域の特長を生かした「生業」づくりを中心とする県内6地域の「地域別計画」で構成されている。

全県計画は、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4分野で構成しており、それぞれの分野には具体的な目指す姿を掲げられている。

【図2】 全県計画を構成する4つの分野



(環境白書 平成24年版 青森県)

③ 環境分野の政策・施策体系

以下は、環境分野に掲げる4政策11施策の体系である。計画では、これら取組を推進させることにより、県民の間に環境意識を定着させ、豊かな自然をいつまでも享受し続けるとともに、青森県といえれば「環境」、「環境」といえば青森県といわれるような、県が目指す「選ばれた地域」にふさわしい環境づくりを積極的に進めることとしている。



【表 5】 環境分野の政策・施策体系

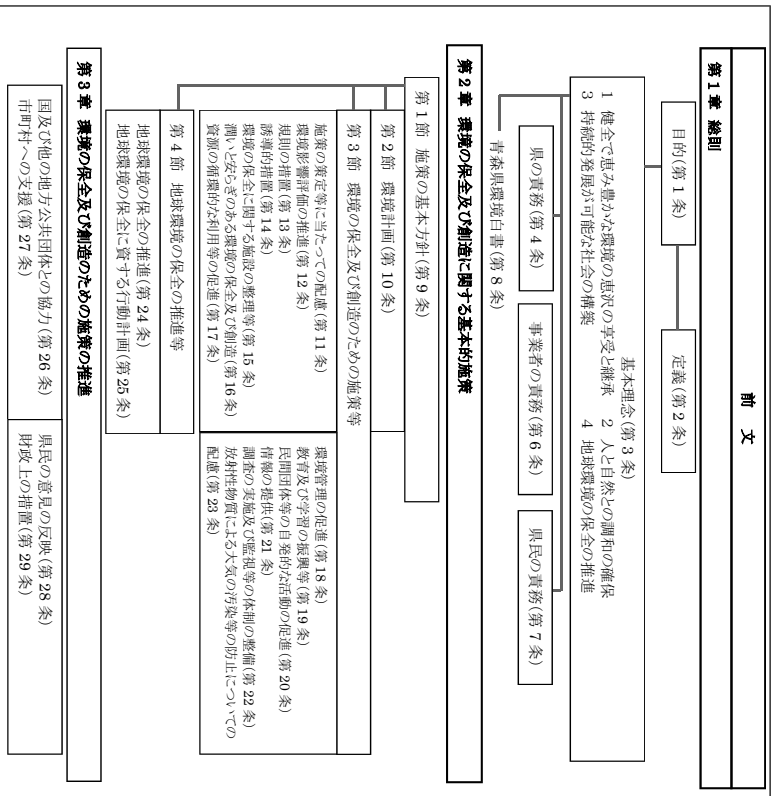
<p>1 暮らしの中に息づく水と緑と美のふさとづくり</p> <p>本県の豊かな自然やきれいな水は、私たちに多くの恵みや潤い、安らぎを与えてくれる大切な財産であり、「生活創造社会」を支える重要な基盤でもあります。</p> <p>そこで、その価値を守り、さらに積極的に創り上げていくため、健全な水循環の確保や世界自然遺産白神山地を始めとする豊かな美しい自然環境の保全に取り組みとともに、県民が暮らしの中で自然の素晴らしさを美意識できるように、身近な里地里山における自然環境づくり、都市空間の中の緑地や景観づくり、「環境公共」への取組などを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健全な水循環の確保</li> <li>○世界自然遺産白神山地の保全・活用と恵み豊かな自然環境づくり</li> <li>○緑ある生活環境の創出と歴史や風土を象徴するふさとと景観づくり</li> <li>○おもりの箱「環境公共」の推進</li> </ul>	<p>2 持続可能な循環型社会づくり</p> <p>本県の優れた自然環境を保ち、さらに価値あるものとするためには、県民が日々、環境に配慮した取組を続けることが大切です。そのため、家庭や地域、事業者、生産現場など、あらゆる場面において、廃棄物の発生抑制、減量、リサイクルに積極的に取り組む、発生した廃棄物については適正処理・不法投棄対策を進めるとともに、環境汚染などによる環境負荷の低減を図ることにより、資源循環型の社会づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の3Rの推進</li> <li>○廃棄物の適正処理と不法投棄対策の推進</li> <li>○環境保全対策の推進</li> </ul>
<p>3 次世代へつなぐ低炭素社会づくり</p> <p>地球温暖化により、本県の自然環境、水資源、農林水産業だけでなく、県民の生活や健康など様々な分野に大きな影響が及ぶことが懸念されていますが、本県における二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年である1990年と比較すると、大幅に増加しています。このため、産業、運輸、民生の各部門における社会システムやライフスタイルの見直しを伴う二酸化炭素の排出削減への取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あらゆる主体が取り組む省エネルギー型の地域社会づくり</li> <li>○再生可能エネルギーの導入推進</li> </ul> <p>(環境白書 平成 24 年版 青森県)</p>	<p>4 おもりにエコを定着させる人・システムづくり</p> <p>本県での暮らしやすさの基盤となる環境を適切に保全し、さらにより良いものへと創造していただくには、あらゆる場面における環境配慮行動の浸透・定着が重要です。このため、子どものころからの環境教育を始め、子どもから大人まで広く県民を対象とする環境について学ぶ機会を充実させ、専門的ノウハウを持つ人材や自ら考え行動できる人材の育成を推進するとともに、環境配慮に取り組む効果やメリットの見える化などを進めることにより、社会全体に環境配慮の環が広がるようなシステムづくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○おもりの環境を創造する人づくり</li> <li>○おもりの環境を生み出すシステムづくり</li> </ul>

( 3 ) 「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」の制定

県の環境行政の基本的方向については、平成 8 年 12 月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成 8 年 12 月 24 日青森県条例第 43 号)(以下「県環境条例」といふ。)において定められている。

県環境条例は、県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 8 年 3 月に策定した「青森県環境基本構想」の考え方を踏まえ制定したものである。

【図 3】 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例



(4) 「青森県環境計画」の策定

① 青森県環境計画の策定

様々な環境問題が顕在化する中で、青森県においても、全ての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成 8 年 12 月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する条例」第 10 条の規定に基づき、平成 10 年 5 月に青森県環境計画を策定した。

また、平成 19 年 3 月には第二次青森県環境計画を、平成 22 年 3 月には第三次青森県環境計画を策定し、各種施策を推進している。

② 第三次青森県環境計画

第三次青森県環境計画(計画期間：平成 22 年度から平成 24 年度)では、第二次計画同様、県が目指す環境の将来像を「循環と共生による持続可能な地域社会」としている。

このため、計画では、その推進に当たつての基本目標や施策の展開方向を明らかにするとともに、県民、事業者、学校、環境保全団体及び行政などの各主体が環境への負荷の少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割や行動指針を示している。

また、事業活動における自主的な環境配慮の推進に向けて、開発事業等の構想や計画立案、事業の実施等の各段階において環境に配慮すべき基本的な事項などを開発事業等における環境配慮指針として示している。

なお、本計画は、平成 24 年度で計画期間が終了したため、平成 25 年 3 月に第四次青森県環境計画を策定している。

③ 青森県環境計画の基本目標

第三次青森県環境計画では、県が目指す環境の将来像を以下のように定めている。

【青森県が目指す環境の将来像】  
循環と共生による持続可能な地域社会

そして、この将来像の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を展開する際、以下の 3 点を基本目標として掲げている。

- 【基本目標】
- (1) 恵み豊かなおおむりの環境を次代につなぐ低炭素・循環型社会、自然共生社会づくり
  - (2) あおもりの優れた自然と豊富な再生可能エネルギーの活用による日本の低炭素・循環型社会、自然共生社会づくりへの貢献
  - (3) 恵み豊かなおおむりの環境を守り、創る人材の育成と仕組みづくり

【図 4】 第三次青森県環境計画の構成(平成 22 年度～平成 24 年度)



4. 監査対象事業

(1) 第三次青森県環境計画と監査対象事業

① 監査対象事業

『第10章 監査の概要 2. 選定した特定の事件(監査テーマ)』に記載したとおり、平成25年度青森県包括外部監査における監査テーマは、「環境対策事業及び自然保護事業の財務に関する事務の執行について」とした。県が実施する事業において、監査テーマに合致する事業、すなわち環境に関する問題にかかわる事業及び自然保護を目的とした事業は次表のとおりである。今回の監査においては、次表に記載した全事業を監査対象事業とする。

なお、これらの監査対象事業を所管する県の組織は、環境生活部「環境政策課」、「環境保健センター」、「各環境管理事務所」、「自然保護課」、「県境再生対策室」である。

【表6】 監査対象事業(自別)一覧

所管課室	款	項	目	平成24年度 予算額
【環境政策課-1】	環境保健費	環境衛生費	廃棄物対策費	2,233,354
【環境政策課-2】	環境保健費	公害対策費	環境政策総務費	2,904,599
【環境政策課-3】	環境保健費	公害対策費	環境保健センター費	92,820
【環境政策課-4】	環境保健費	公害対策費	環境監視対策費	161,643
【自然保護課-1】	環境保健費	公害対策費	環境保健給付費	128,405
【自然保護課-2】	環境保健費	自然保護費	自然保護総務費	57,687
【自然保護課-3】	環境保健費	自然保護費	自然保護推進費	12,957
【自然保護課-4】	環境保健費	自然保護費	鳥獣保護費	25,434
【自然保護課-5】	環境保健費	自然保護費	白神山地ビクター センター費	71,476
【県境再生対策室-1】	環境保健費	環境衛生費	廃棄物対策費	7,082,325
【県境再生対策室-2】	環境保健費	公害対策費	環境政策総務費	133,624

表6の監査対象事業(自別)は、さらに次のように事業ごとに細分化される。

【環境政策課-1】における事業は、次表における「1」の「指導監督事務費(平成24年度予算額1,043千円)』から、「17」の「県外産業廃棄物等適正処理推進事業費(平成24年度予算額8,807千円)』までである。【環境政策課-2】以下についても同様であり、監査対象となる全事業は、【県境再生対策室-2】における「人件費(定数内職員等)(平成24年度予算額133,624千円)』までの90事業となる。

以下、『第5章 外部監査の結果及び意見各論一』における結果及び意見の記載は、事業目的から判断し、原則として事業ごとに行うこととするが、当該費用が施設の利用状況と密接になっている場合には、施設ごとに記載することとする。

【環境政策課-1】

款	項	目	平成24年度 予算額
環境保健費	環境衛生費	廃棄物対策費	2,233,354
使用料手数料	国庫支出金	雑収入	23,387
39,411	1,037,352	1,061,832	71,372
細目			
一般廃棄物処理施設指導費	1,043	① 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る指導監督に要する経費	
一般廃棄物対策指導費	2,125,299	② 一般廃棄物処理施設の維持管理及び指導等に要する経費	
産業廃棄物対策指導費	107,012	③ 産業廃棄物処理施設の監視指導等に要する経費	

事業一覧

① 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る指導監督に要する経費:1,043千円	1,043
1 指導監督事務費	
2 環境美化推進事業費	2,243
3 浄化槽適正管理推進事業費	7,298
4 浄化槽保守点検業者登録事務費	75
5 浄化槽普及促進事務費	32,609
6 浄化槽整備事業指導監督事務費	76
7 一般廃棄物リサイクル推進事業費	8,845
8 一般廃棄物処理施設適正管理推進事業費	567
9 東日本大震災災害廃棄物処理促進基金事業費	2,073,586
② 産業廃棄物処理施設の監視指導等に要する経費:107,012千円	
10 産業廃棄物適正処理推進事業費	7,103
11 産業廃棄物排出事業者適正処理指導事業費	1,902
12 産業廃棄物監視強化対策事業費	14,445
13 循環型社会形成推進功労者等表彰事業費	76
14 不法投棄防止対策事業費	55,312
15 PCB廃棄物適正処理推進費	18,439
16 自動車リサイクル法推進事業費	928
17 県外産業廃棄物等適正処理推進事業費	8,807

【環境政策課-2】

款	項	目	平成24年度 予算額
環境保健費	公害対策費	環境政策総務費	2,904,599
使用料手数料	財産収入	雑入金	833,032
208	29,488	2,041,811	
細目			
環境政策諸費	810,989	① 職員の人事費及び管理運営等に要する経費	
企画調査費	2,089,233	② 総合的・計画的な環境保全施策及び環境教育・学習等の推進に要する経費	
環境影響評価費	4,377	③ 環境影響評価の審査・指導に要する経費	

事業 一 覧		平成 24 年度予算額
①職員の人件費及び管理運営等に要する経費:810,989 千円		
18	人件費(環境政策課;定数内職員等)	308,792
19	人件費(環境保健センター・各環境管理事務所;定数内職員等)	489,214
20	審議会費	1,640
21	職員研修費	450
22	管理運営費	5,197
23	環境保全基金積立金	5,686
②総合的・計画的な環境保全施策及び環境教育・学習等の推進に要する経費:2,089,233 千円		
24	特定フロン処理推進事業費	124
25	北東北三県環境副産物共同作成事業費	1,262
26	地球温暖化防止行動推進事業費	2,255
27	環境マネジメンツム推進事業費	1,559
28	庁内ゼロエミ推進事業費	1,431
29	青森県循環型社会形成推進事業費	1,798
30	青森県循環型社会形成推進事業費	2,462
31	環境活動推進事業費	285
32	あおり低炭素社会推進事業費	25,859
33	地域の人材による環境教育推進事業費	18,406
34	再生可能エネルギー等導入推進基金事業費	2,033,792
35	環境影響評価師の審査・指導に要する経費:4,377 千円	4,377

【環境政策課-3】

(単位:千円)

款	項	目	平成 24 年度予算額
環境保健費	公害対策費	環境保健センター費	92,820
使用料手数料	財産収入	諸収入	90,759
35	10	2,016	
細目			
センター費		① 人件費(非常勤)及び管理運営等に要する経費	
事業 一 覧			
①人件費(非常勤)及び管理運営等に要する経費:92,820 千円			
36	人件費(非常勤労務員等)		12,842
37	管理運営費		60,276
38	機器整備等事業費		12,792
39	バイオハザード防止施設維持管理事業費		1,804
40	国立保健医療科学院特別研修事業費		333
41	業務管理(GLP)運営事業費		4,262
42	青森市保健所に係る受託検査事業費		511

【環境政策課-4】

(単位:千円)

款	項	目	平成 24 年度予算額
環境保健費	公害対策費	環境監視対策費	161,643
使用料手数料	国庫支出金	県債	143,818
240	6,585	11,000	
細目			
公害対策指導費		① 公害審査会の運営及び公害苦情調査等に要する経費	
大気汚染対策費			
	80,244	② 大気汚染防止法等に基づく規制指導及び監視測定等に要する経費	
	43,880	③ 水質汚濁防止法等に基づく規制指導及び監視測定等に要する経費	
	4,431	④ 騒音規制法等に基づく実態調査等に要する経費	
	143	⑤ 悪臭防止法に基づく規制指導等に要する経費	
	32,474	⑥ 化学性物質による環境汚染状況調査等に要する経費	
	10	⑦ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の適正処理の確保等に要する経費	
事業 一 覧			
①公害審査会の運営及び公害苦情調査等に要する経費:461 千円			
43	公害苦情・紛争処理事業費		461
②大気汚染防止法等に基づく規制指導及び監視測定等に要する経費:80,244 千円			
44	発生源等規制指導費		1,852
45	環境大気調査・監視事業費		10,599
46	大気環境保全啓発事業費		82
47	酸性雨実態調査費		7,061
48	有害大気汚染物質対策事業費		5,206
49	大気汚染常時監視網整備事業費		32,283
50	テレメータシステム運用事業費		12,161
51	船舶健康被害救済基金出資金		11,000
③水質汚濁防止法等に基づく規制指導及び監視測定等に要する経費:43,880 千円			
52	水質監視・調査費		42,519
53	生活排水対策県民啓発事業費		504
54	十和田湖水質改善事業費		857
④騒音規制法等に基づく実態調査等に要する経費:4,431 千円			
55	鉄道騒音・振動実態調査費		214
56	公害防止条例の事務委任に伴う交付金		583
57	三次飛行場環境基準達成状況調査費		63
58	自動車騒音常時監視事業費		152
59	環境監視機器整備費		3,320
60	新幹線前速道公害対策 10 県協議会		99
⑤悪臭防止法に基づく規制指導等に要する経費:143 千円			
61	悪臭防止対策指導費		143
⑥化学性物質による環境汚染状況調査等に要する経費:32,474 千円			
62	環境ホルモンのダイオキシン類対策推進事業費		32,474
⑦土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の適正処理の確保等に要する経費:10 千円			
63	汚染土壌処理業許可事務費		10

【自然保護課-1】 (単位:千円)

款	項	目	平成 24 年度予算額
環境保健費	公害対策費	環境政策総務費	128,405
	財	内 訳	
		一般財源	128,405
	細目	説明	
		環境政策諸費	128,405
		① 職員の人件費に要する経費	
		事業一覽	
		①職員の人件費に要する経費:128,405 千円	
		64 人件費(定数内職員等)	128,405

【自然保護課-2】 (単位:千円)

款	項	目	平成 24 年度予算額
環境保健費	自然保護費	自然保護総務費	57,687
	財	内 訳	
		一般財源	37,999
	使用料手数料	国庫支出金	9,852
		諸収入	3,000
	6,836		
	細目	説明	
		企画調査費	21,782
		① 自然保護の企画調査等に要する経費	
		温泉保護対策費	1,869
		② 温泉法に基づく保護及び利用の適正化に要する経費	
		県民の森費	30,001
		③ 県民の森の維持管理等に要する経費	
		自然保護諸費	4,035
		④ 管理運営等に要する経費	
		事業一覽	

		①自然保護の企画調査等に要する経費:21,782 千円	
		65 自然保護対策事業費	787
		66 白神山山地管理対策事業費	4,551
		67 白神山山地入山対策事業費	16,444
		②温泉法に基づく保護及び利用の適正化に要する経費:1,869 千円	
		68 温泉許可等事業費	1,869
		③県民の森の維持管理等に要する経費:30,001 千円	
		69 利用指導事業費	213
		70 管理運営費	29,788
		④管理運営等に要する経費:4,035 千円	
		71 審議会開催費	469
		72 管理運営費	3,566

【自然保護課-3】 (単位:千円)

款	項	目	平成 24 年度予算額
環境保健費	自然保護費	自然保護推進費	12,957
	財	内 訳	
		一般財源	11,254
	雑入金		1,703
	1,703		
	細目	説明	
		自然環境保全費	3,027
		① 県自然環境保全地域の指定及び保全等に要する経費	
		自然公園保護管理費	9,930
		② 自然公園の保護、管理及び利用対策等に要する経費	
		事業一覽	
		①県自然環境保全地域の指定及び保全等に要する経費:3,027 千円	
		73 保全地管理事業費	1,324
		74 生物多様性基礎調査事業費	1,703
		②自然公園の保護、管理及び利用対策等に要する経費:9,930 千円	
		75 保護指導事業	4,804
		76 国立公園等対策費	5,126

【自然保護課-4】 (単位:千円)

款	項	目	平成 24 年度予算額
環境保健費	自然保護費	鳥獣保護費	25,434
	財	内 訳	
		一般財源	18,745
	使用料手数料		6,689
	6,689		
	細目	説明	
		鳥獣保護費	25,434
		① 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に要する経費	
		事業一覽	
		①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に要する経費:25,434 千円	
		77 人件費	2,229
		78 鳥獣保護事業費	10,555
		79 狩猟取締指導費	5,791
		80 鳥獣繁殖事業費	4,726
		81 鳥獣保護センター運営費	613
		82 下北半島ニホンサル保護共生対策管理事業	1,520

【自然保護課-5】 (単位:千円)

款	項	目	平成 24 年度予算額
環境保健費	自然保護費	白神山山地ビジターセンター費	71,476
	財	内 訳	
		一般財源	70,867
	使用料手数料		609
	609		
	細目	説明	
		白神山山地ビジターセンター費	71,476
		① 白神山山地ビジターセンターの管理運営に要する経費	
		事業一覽	
		①白神山山地ビジターセンターの管理運営に要する経費:71,476 千円	
		83 管理運営費	71,476

【県境再生対策室-1】

(単位:千円)

款	項	目	平成 24 年度予算額	
環境保健費	環境衛生費	廃棄物対策費	7,082,325	
	財	内 訳		
国庫支出金	繰入金	諸収入	県債	一般財源
1,944,258	5,497	1,029,873	3,064,000	1,038,697
	細目	説明		
県境不法投棄対策費	7,082,325	① 県境における産業廃棄物不法投棄現場の汚染拡散防止対策等に要する経費		
	事業一覽			
① 県境における産業廃棄物不法投棄現場の汚染拡散防止対策等に要する経費:7,082,325 千円				
84 環境再生対策事業費			5,666	
85 排出事業者責任追及事業費			1,856	
86 汚染拡散防止対策事業費			7,015,038	
87 環境モニタリング調査費			43,325	
88 周辺対策推進事業費			10,454	
89 諸費			5,986	

【県境再生対策室-2】

(単位:千円)

款	項	目	平成 24 年度予算額
環境保健費	公害対策費	環境政策経務費	133,624
	財	内 訳	
諸収入	県債		一般財源
3,432	2,000		128,192
	細目	説明	
環境政策経務費	133,624	① 職員の人件費に要する経費	
90 職員の人件費(定数内職員等)		事業一覽	
			133,624

② 第三次青森県環境計画における施策と監査対象事業の関係

第三次青森県環境計画における施策体系と上述した監査対象事業の関係は以下のとおりである。

(注意事項)

- 1 人件費や諸費などは次表から除いている。
- 2 「十二湖エコ・コミュニケーションセンター」は、平成 24 年度においては指定管理料その他の支出はないが、白神山地ビジターセンター及び県民の森に設置されている青森県立自然ふれあいセンター(以下、「自然ふれあいセンター」という。)と同様に自然保護課が所管する施設であるため、監査対象としている。
- 3 「風評被害対策給付金」は利用実績がないため、平成 24 年度における支出はないが、平成 24 年度まで債務負担行為が設定されているため、監査対象としている。

【表 7】 施策と監査対象事業の関係

施策	監査対象事業
1 健やかかな自然環境の保全と創造	3 浄化槽適正管理推進事業費 4 浄化槽保守点検業者登録事務費 5 浄化槽普及促進事務費 6 浄化槽整備事業指導監督事務費 52 水質監視・調査費 53 生活排水対策県民啓蒙事業費 54 十和田湖水質改善事業費 73 保全地域管理事業費 74 生物多様性基礎調査事業費
(1) 健全な水循環の確保・水環境の保全	65 自然保護対策事業費 66 白神山地管理対策事業費 67 白神山地入山対策事業費 69 利用指導事業費(※県民の森) 70 管理運営費(※県民の森) 73 保全地域管理事業費 74 生物多様性基礎調査事業費 75 保護指導事業 76 国立公園等対策費 ※ 十二湖エコ・コミュニケーションセンター
(2) 優れた自然環境の保全とふれあいの確保	73 保全地域管理事業費 74 生物多様性基礎調査事業費
(3) 森林の保全と活用	73 保全地域管理事業費 74 生物多様性基礎調査事業費
(4) 里地里山や農地の保全と環境公共の推進	65 自然保護対策事業費 73 保全地域管理事業費 74 生物多様性基礎調査事業費 75 保護指導事業 76 国立公園等対策費 78 鳥獣保護事業費 79 狩猟取締指導費 80 鳥獣繁殖事業費 81 鳥獣保護センター運営費 82 下北半島・エゾゾル保護共生対策管理事業
(5) 生物多様性の保全	66 白神山地管理対策事業費 67 白神山地入山対策事業費 83 管理運営費(※白神山地ビジターセンター) ※ 十二湖エコ・コミュニケーションセンター
(6) 世界自然遺産白神山地の保全と活用	66 白神山地管理対策事業費 67 白神山地入山対策事業費 83 管理運営費(※白神山地ビジターセンター) ※ 十二湖エコ・コミュニケーションセンター
(7) 温泉の保全	68 温泉許可等事業費
2 安全・安心な生活環境の保全	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費(※環境保健センター) 44 発生源等規制指導費 45 環境大気調査・監視事業費
(1) 大気環境の保全	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費(※環境保健センター) 44 発生源等規制指導費 45 環境大気調査・監視事業費

施策	監査対象事業
	46 大気環境保全啓発事業費 48 有害大気汚染物質対策事業費 49 大気汚染常時監視網整備事業費 50 テレメータシステム運用事業費 51 石綿健康被害救済基金出資金 51 悪臭防止対策指導費 61
(2) 静けさのある環境の保全	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費(※環境保健センター) 55 鉄道騒音・振動実態調査費 56 公害防止条例の事務委託に伴う交付金 57 三次飛行場環境基準達成状況調査費 58 自動車騒音常時監視事業費 59 環境監視機器整備費 60 新幹線高速道公害対策 10 県協議会
(3) 地盤・土壌環境の保全	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費(※環境保健センター) 63 汚染土壌処理業許可事務費
(4) 化学物質対策の推進	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費(※環境保健センター) 62 環境ホルモノン・PAHs類対策推進事業費 16 自動車サリソール剤推進事業費
(5) オゾン層保護・酸性雨対策の推進	24 特定フロン処理推進事業費 47 酸性雨実態調査費
(6) 公害苦情・紛争処理の推進	43 公害苦情・紛争処理事業費
(7) 環境放射線対策の推進	—
3 県民ごやちぎを与える快適な環境の保全と創造	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費(※環境保健センター) 52 水質監視・調査費 53 生活排水対策県民啓発事業費 54 十和田湖水質改善事業費
(1) 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造	—
(2) 良好な景観の保全と創造	—
(3) 歴史的・文化的遺産の保護と活用	—
4 資源の環をつなげる循環型社会の創造	—
(1) みんなが 3R に取組む県民運動の展開	7 一般廃棄物リサイクル推進事業費 13 循環型社会形成推進功労者等表彰事業費 13 循環型社会形成推進功労者等表彰事業費 16 自動車リサイクル法推進事業費 30 青森県循環型社会形成推進事業費
(2) 資源循環対策の推進	1 指導監督事務費 2 環境美化推進事業費 8 一般廃棄物処理施設適正管理推進事業費 8 産業廃棄物適正処理推進事業費 10 産業廃棄物排出事業者適正処理指導事業費 11 産業廃棄物排出事業者適正処理指導事業費
(3) 廃棄物の適正処理の推進	—

施策	監査対象事業
(3) 廃棄物の適正処理の推進	12 産業廃棄物監視体制強化対策事業費 14 不法投棄防止対策事業費 15 PCB廃棄物適正処理推進費 17 県外産業廃棄物等適正処理推進事業費 84 環境再生対策事業費 85 排出事業者責任追及事業費 86 汚染拡散防止対策事業費 87 環境モニタリング調査費 88 周辺対策推進事業費 ※ 風評被害対策給付金
5 未来を守る低炭素社会づくり	32 おおもり低炭素社会推進事業費
(1) 省エネルギー型の社会づくり	34 再生可能エネルギー等導入推進基金事業費
(2) 再生可能エネルギーの開発と利用の推進	—
6 社会全体で環境配慮に取り組み、人づくり・ビジネスづくり	25 北東北三県環境副産物共同作成事業費 31 環境活動推進事業費 33 地域の人財による環境教育推進事業費 26 地球温暖化防止行動推進事業費 27 環境・エネルギー推進事業費 28 庁内ゼロエミ推進事業費 32 おおもり低炭素社会推進事業費 31 環境活動推進事業費
(1) 環境配慮に取り組み、人財の育成	—
(2) 日常生活や事業活動に環境配慮を織り込む仕組みづくり	—
(3) 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり	—
(4) 環境影響評価の推進	—

(2) 関連事業費の概要

環境生活部環境政策課、自然保護課及び県境再生対策室の所掌する事業にかかる事業費(決算額)の推移と主な変動理由は以下のとおりである。

① 環境政策課の所掌する事業にかかる事業費

環境政策課の所掌する事業にかかる事業費では、平成 23 年度の「廃棄物対策費」・一般廃棄物対策指導費」、また、平成 21 年度と平成 23 年度の「環境政策総務費」・企画調査費」に大きな変動がある。  
平成 23 年度の「廃棄物対策費」には、東日本大震災災害廃棄物処理促進事業費補助として 9 億 12 百万円、東日本大震災災害廃棄物処理促進基金積立金として同じく 9 億 12 百万円が計上されている。  
平成 21 年度の「環境政策総務費」については、環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金積立金として 11 億 49 百万円が計上されており、また、平成 23 年度の「環境政策総務費」・企画調査費」では、再生可能エネルギー等導入推進基金積立金として 84 億 79 百万円が計上されている。

この他では、平成 24 年度の「環境保健センター費」が例年に比べて減少している。これは、東日本大震災で罹災した八戸環境管理事務所を移転したことにより賃借料が減少したことによるものである。

【表 8】過去 6 年間の事業費(決算額)の推移 (単位:千円)

区分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
廃棄物対策費	2,660	1,633	1,353	892	664	505
一般廃棄物処理施設指導費	47,925	44,812	39,264	37,866	1,860,771	142,679
産業廃棄物対策指導費	88,018	80,889	72,738	70,215	62,406	81,726
環境政策総務費	951,288	900,032	872,281	841,803	794,921	741,036
環境政策諸費	26,762	16,865	1,212,056	453,441	8,874,949	207,504
企画調査費	1,494	1,606	1,736	2,611	1,388	2,238
環境影響評価費						
環境監視対策費	260	402	638	118	137	313
公害対策指導費	74,932	75,058	57,490	69,674	71,360	79,389
大気汚染対策費	38,973	41,709	41,125	41,489	40,145	41,946
水質汚濁対策費	4,451	4,337	3,699	3,415	7,463	4,413
騒音振動対策費	1,305	347	—	—	—	—
地盤沈下対策費	138	133	129	141	124	139
悪臭対策費	37,488	38,773	30,835	28,090	27,675	27,979
化学性物質対策費	693	670	591	—	10	0
土壌汚染対策費						
環境保健センター費	121,115	111,884	111,700	110,116	113,337	85,528

② 自然保護課の所掌する事業にかかる事業費

自然保護課の所掌する事業にかかる事業費では、平成 23 年度の「自然保護総務費:企画調査費」、また、平成 22 年度の「白神山地ビジターセンター」に大きな変動がある。

平成 23 年度の「自然保護総務費:企画調査費」については、平成 22 年度の国庫補助事業(きめ細やかな交付金:128,000 千円)を繰り越して、平成 23 年度において執行したものである。内容は、白神山地ビジターセンターの大型映像ソフト制作業務にかかわる委託料と同じく白神山地ビジターセンターの大型映像システム更新工事にかかわる工事請負費のほか、十二湖エコ・ミュージアムセンターや自然ふれあいセンターの諸工事ににかかわる費用も含まれている。

平成 22 年度の「白神山地ビジターセンター費」は、白神山地ビジターセンターへの太陽光パネル等及び LED 照明の設置工事により発生した費用により、同事業費が例年に比べて増加している。

【表 9】過去 6 年間の事業費(決算額)の推移 (単位:千円)

区分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
環境政策総務費	142,009	135,922	132,105	138,422	124,097	120,104
環境政策諸費						
自然保護総務費	7,711	4,024	12,926	12,028	137,051	14,723
企画調査費	3,666	2,435	4,005	7,458	9,142	961
温泉保護対策費	28,815	34,890	32,537	32,490	34,657	32,333
県民の森費	1,921	1,425	1,581	1,502	1,369	3,018
自然保護諸費						
自然保護推進費	3,245	1,735	5,004	2,074	5,123	2,632
自然環境保全費	4,064	2,451	10,316	16,931	12,314	—
自然公園関係管理費	9,223	8,510	22,392	27,488	45,509	9,248
鳥獣保護費	31,286	34,225	23,934	21,284	25,265	22,602
鳥獣保護センター費						
白神山地ビジターセンター費	82,620	84,334	92,692	183,017	79,012	71,110

③ 環境再生対策室の所掌する事業にかかる事業費

青森・岩手県境における産業廃棄物の不法投棄事業については、当該産業廃棄物の全量撤去を基本方針としていたが、監査実施年度である平成 25 年度において、全量撤去が完了した。したがって、平成 24 年度までは、当該産業廃棄物の処理量に応じて費用も発生している。

【表 10】過去 6 年間の事業費(決算額)の推移 (単位:千円)

区分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
環境政策総務費	228,744	223,390	189,183	184,549	149,581	135,255
環境政策諸費						
廃棄物対策費						
果樹不法投棄対策費	3,318,228	4,789,926	7,024,755	6,493,058	4,881,712	5,131,127

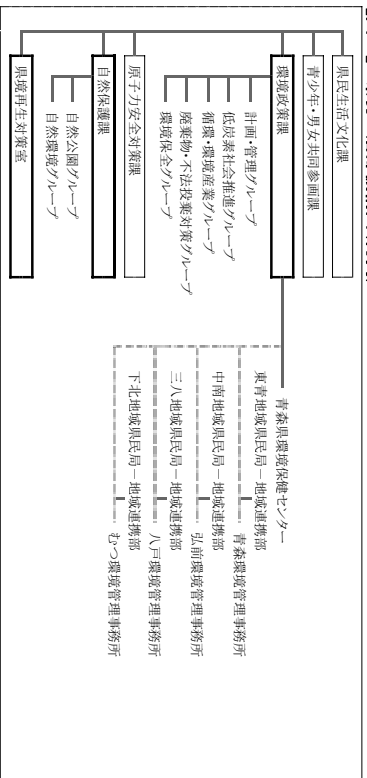
(3) 監査対象事業と県の担当部署

① 担当部署の職員数

監査対象事業を所掌する県の部署は、環境生活部環境政策課、自然保護課及び環境再生対策室の 3 課室である。また、環境生活部に附属する出先機関として、環境保健センター、青森環境管理事務所、弘前環境管理事務所、八戸環境管理事務所、むつ環境管理事務所についても一部監査対象事業を所掌している。



【図5】 環境生活部機構図(再掲)



(平成24年度 事業概要 青森県環境生活部)

また、担当部署における職員数は以下のとおりである。次表では、監査対象事業を所掌する課室についてはグループについても記載している。

【表11】 担当部署における職員数(平成24年7月1日現在)

部長・次長	組織	職員数	組織	職員数
環境政策課	3人	環境再生対策室	21人	
課長	37人	室長	1人	
課長代理	1人	周辺生活安全・責任追及担当	7人	
計画・管理グループ	1人	環境再生計画担当	5人	
低炭素社会推進グループ	5人	工事管理担当	3人	
循環・環境産業グループ	6人	田子町駐在	5人	
廃棄物・不法投棄対策グループ	6人	青森県環境保健センター	31人	
環境保全グループ	6人	青森県環境管理事務所	8人	
自然保護課	11人	弘前環境管理事務所	10人	
課長	7人	八戸環境管理事務所	12人	
自然公園グループ	15人	むつ環境管理事務所	4人	
自然環境グループ	1人	青森県環境生活文化課	32人	
八戸市駐在	5人	青少年・男女共同参画課	12人	
むつ市駐在	6人	原子力安全対策課	14人	
鱸ヶ沢町駐在	1人	青森県原子力センター	26人	
	1人			

※市町村へ派遣している職員を除く。  
(平成24年度 事業概要 青森県環境生活部)

② 担当部署の分掌事務

環境生活部環境政策課、自然保護課及び環境再生対策室の分掌事務は以下のとおりである。

【表12】 環境生活部環境政策課、自然保護課及び環境対策室の分掌事務

環境政策課	分掌事務
1	環境の保全及び創造に係る総合的施策の策定及び推進に関すること。
2	環境の保全及び創造に係る総合調整に関すること。
3	公害防止対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
4	地球温暖化対策に関すること。
5	環境マネジメントシステムに関すること。
6	環境影響評価の審査及び指導に関すること。
7	公害に係る苦情及び紛争の処理に関すること。
8	浄化槽に関すること(他課の分掌に係る事務を除く。)
9	環境美化に関すること。
10	特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
11	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の規制に関すること。
12	公害防止の指導及び知識の普及に関すること。
13	公害防止施設の設置又は改善に係る援助に関すること。
14	廃棄物の処理及び清掃に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
15	廃棄物の処理及び清掃に関すること。
16	循環資源の循環的利用の促進に関すること。
17	地域県民局に関すること(地域連携部の環境管理事務所の総括的管理に関する事務に限る。)
18	環境保健センターの総括的管理に関すること。
19	環境審議会、環境影響評価審査会及び公害審査会に関すること(環境審議会に関する事務中自然保護課の分掌に係る事務を除く。)
自然保護課	
1	自然環境の保全に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。
2	国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること(施設に係る事務を除く。)
3	世界自然遺産白神山地区に関すること。
4	環境緑化運動の推進に関すること。
5	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
6	温泉に関すること。
7	自然ふれあいセンター、白神ヒュッヂャーセンター及びび十二湖エコミュージアムセンターに関すること。
8	環境審議会に関する事務中自然保護課の分掌に係る事務に関すること。
環境再生対策室	
	岩手県との県境における不法投棄対策に関すること。

(平成24年度 事業概要 青森県環境生活部)

### 第4章 外部監査の結果及び意見—総論—

#### 1. 監査の結果及び意見の総括

平成 25 年度青森県包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、『環境対策事業及び自然保護事業の財務に関する事務の執行について』とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『2. 監査の結果及び意見のまとめ』に事業ごとの監査の結果及び意見の見出しを一覧形式でまとめ、続く『第5章 外部監査の結果及び意見—各論—』において、事業ごとの監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

なお、監査手続を実施した結果、何ら指摘すべき事項がない事業については、記載を割愛した。

#### ※ 【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、県において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

#### ※ 【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

#### (1) 事業の有効性について

##### ① 環境計画と事業の整合性【意見】

県が実施する環境施策は、環境計画において体系づけられている。そして、この施策体系と各事業は密接に関係している。表13は、第三次青森県環境計画における施策と監査の結果及び意見のあった事業名を対応させたものである(※表7に記載されている事業で次表に記載のない事業は、指摘すべき事項がなかったものである。)

監査の結果及び意見が、特に事業の有効性にかかわる事項であったものについては、太字で記載している。この表を見ると、環境生活部の環境政策課、自然保護課及び果樹再生対策室が所管している事業は全体としては一定の有効性を発揮しており、これらの施策を束ねる環境計画についても県の環境施策の基本の方針として機能していると判断した。

しかし、個々の事業については、有効性に問題があると認められるものもある。特に、以下の二点については、今後の事業の実施において県に対し留意することを望むものである。

一点目は、法定されている事務や従来から継続的に実施している事業については、その実施内容において特に問題となる点はないが、新しい問題や目に見えない、あるいは県民その他の利害関係者から未だ指摘されていない問題に対処することについては、県の事業実施態度に消極的なところが見られる点である。この点については、本章『(1) 事業の有効性について』における『② 指標による効果の測定(第三次青森県環境計画におけるモニタリング指標の達成状況)』、『③ 指標による効果の測定(事業のコスト管理について)』、『④ 事業のPDCAサイクル』、『⑤ 申請・届出等を行っている事業者への対応』に記載している。

また、二点目は、一点目と通じることであるが、公の施設を建設するなど県民に対して目で見える形でサービスを提供するようなハード的な事業については、その実施内容において特に問題となる点はないが、人的サービスなど目に見えない役務を提供するようなソフト的な事業の実施においては、目的意識が希薄なのではないかとの印象を受けた点である。たとえば、施設の建設はそれ自体わかりやすいが、その後の施設の運営においては硬直的な面があり、その結果利用者が増加につなげていない点が観える。この点については、本章『(1) 事業の有効性について』における『② 指標による効果の測定(第三次青森県環境計画におけるモニタリング指標の達成状況)』、『③ 指標による効果の測定(事業のコスト管理について)』、『④ 事業のPDCAサイクル』、『⑤ 施設の有効性の判断』、『⑦ 基金、給付金の活用について』に記載している。

【表 13】 第三次青森県環境計画における施策と監査結果対応表

施策	監査の結果及び意見を付した事業
<b>1 健やかな自然環境の保全と創造</b>	
(1) 健全な水循環の確保・水環境の保全	3 浄化槽適正管理推進事業費 5 浄化槽普及促進事務費 52 水質監視・調査費
(2) 優れた自然環境の保全とふれあいの確保	69 利用指導事業費(※県民の森) 70 管理運営費(※県民の森) ※十二湖エコ・コミュニケーションセンター
(3) 森林の保全と活用	—
(4) 里地里山や農地の保全と環境公共の推進	—
(5) 生物多様性の保全	79 狩猟取締指導費
(6) 世界自然遺産白神山地の保全と活用	83 管理運営費(※白神山地ビジターセンター) ※十二湖エコ・コミュニケーションセンター
(7) 温泉の保全	—
<b>2 安全・安心な生活環境の保全</b>	
(1) 大気環境の保全	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費
(2) 静けさのある環境の保全	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費
(3) 地盤・土壌環境の保全	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費

施策		監査の結果及び意見を付した事業
(4)	化学物質対策の推進	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費
(5)	オゾン層保護・酸性雨対策の推進	16 自動車リサイクル法推進事業費 24 特定フロン処理推進事業費
(6)	公害苦情・紛争処理の推進	43 公害苦情・紛争処理事業費
(7)	環境放射線対策の推進	—
<b>8 県民にやさしさを与える快適な環境の保全と創造</b>		
(1)	身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造	37 管理運営費(※環境保健センター) 38 機器整備等事業費(※環境保健センター)
(2)	良好な景観の保全と創造	52 水質監視・調査費
(3)	歴史的・文化的遺産の保護と活用	—
<b>4 資源の集をつなげる循環型社会の創造</b>		
(1)	みんなが3Rに取り組み(県民運動)展開	7 一般廃棄物リサイクル推進事業費
(2)	資源循環対策の推進	16 自動車リサイクル法推進事業費 30 青森県循環型社会形成推進事業費
(3)	廃棄物の適正処理の推進	2 環境美化推進事業費 10 産業廃棄物適正処理推進事業費 14 不法投棄防止対策事業費 15 PCB廃棄物適正処理推進費 84 環境再生対策事業費 86 汚染拡散防止対策事業費 88 周辺対策推進事業費 ※風評被害対策給付金
<b>5 未来を守る低炭素社会づくり</b>		
(1)	省エネルギー型の社会づくり	32 省エネルギー型社会づくり
(2)	再生可能エネルギーの開発と利用の推進	34 再生可能エネルギー等導入推進基金事業費
<b>6 社会全体で環境配慮に取り組み(人づくり・システムづくり)</b>		
(1)	環境配慮に取り組み(人財)の育成	25 北東北三県環境副読本共同作成事業費 31 環境活動推進事業費 33 地域の人材による環境教育推進事業費
(2)	日常生活や事業活動に環境配慮を織り込む(仕組みづくり)	26 地球温暖化防止行動推進事業費 27 環境マネジメントシステム推進事業費 28 庁内ゼロエミッション推進事業費 32 省エネルギー型社会づくり
(3)	環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり	31 環境活動推進事業費
(4)	環境影響評価の推進	—

② 指標による効果の測定(第三次青森県環境計画におけるモニタリング指標の達成状況)【意見】

表 14 は、第三次青森県環境計画に記載されているモニタリング指標を平成 19 年度の数値と平成 23 年度の数値(一部の指標で年度が異なる。)について並べて記載したものである。

表中のモニタリング指標については、第三次青森県環境計画の中で、次のように説明されている。

『本県の環境や行政、県民、事業者等による取組の現状把握により、本県の環境・環境保全活動の「立ち位置」を確認し、施策の展開に活かしていくため、各環境分野ごとに、本県の環境・環境保全活動の現状を表す「モニタリング指標」を設定しています。』

モニタリング指標については、計画の進捗管理に際して毎年度の値を把握するとともに、これまでの中長期的な動向の整理や全国・近県の状況との対比により、本県の環境・環境保全活動の「立ち位置」を確認していくものです。』

また、同表には、第四次青森県環境計画に記載されているモニタリング指標の目標値も併記した。第四次青森県環境計画は、計画期間が平成 25 年度から平成 27 年度までであるが、計画期間が平成 19 年度から平成 24 年度までであった第三次青森県環境計画について県はどのように総括し、次代の計画に反映しているかを判断する上で、重要と判断したため記載した。

なお、モニタリング指標の動向は、必ずしも県の施策の成否によって左右されるものではなく、様々な要因が絡み合った結果である。しかし、モニタリング指標が大きく悪化している場合、県は当然に何らかの対策を事業の実施内容に盛り込んでいなければならない。また、第四次青森県環境計画における目標値についても、それまでの結果を受けて次の事業展開を規定するはずである。そのような観点から、次表の数値を評価した結果は次のとおりである。

【1 健やかな自然環境の保全と創造】

①公共用水域の環境基準達成率における第四次青森県環境計画の目標値は、平成 27 年度に 90%以上とされている。

しかし、同指標は平成 13 年度に 88.5%であったことがあるものの、その後一度も 90%以下にはなっていない。このことから、平成 27 年度に 90%以上とすることを目標値に定めることは、実質的には現状を維持するという宣言であり、これに「目標」という語を添えることは適切ではないと考えられる。目標という語を対外的に用いる場合には、現状良い状態でないものを良くしようとするときに用いるのが自然である。

同様に、「③汚水処理人口普及率」の第四次青森県環境計画における目標値については、近年の汚水処理人口普及率の伸び率が年 1%から 1.5%であるため、このままの調子であれば、平成 32 年度には 82.0%に到達する。これは、前年度と同じことを今年度も行うということと同義であるため、内部管理的には目標足り得ない。しかし、平成 23 年度時点で 73.0%であるものを平成 32 年度には 82.0%に引き上げるための努力を県は惜しまないということを県民に訴えるという点では意義がある。したが

「③汚水処理人口普及率」の第四次青森県環境計画における目標値は、その意味では妥当なものといえる。

④自然公園観光レクリエーション客入込数と⑦白神山地人込者数については、モニタリング指標の減少が著しい。両指標とも、指標のカウントの仕方が平成22年から変更されたため、それ以前との比較は難しいが、東日本大震災の影響もあり、平成22年と平成23年を比べても減少幅は非常に大きい。このようなモニタリング指標こそ目標値を定め、環境、観光、農業、教育の各分野、あるいは民間との協働による入込者の掘り起しが望まれるものである。

【2 安全・安心な生活環境の保全】

① 安全・安心な生活環境の保全について、第四次青森県環境計画における目標値の設定に問題がある。

①大気環境基準達成率及び③ダイオキシン類の環境基準達成率の両モニタリング指標は、いずれも平成27年度に100.0%を目指すとしている。しかし、「①大気環境基準達成率」については、平成14年度と平成20年度を除いてすべて100.0%であり、「③ダイオキシン類の環境基準達成率」については、平成13年度以降すべて100.0%である。

このようなモニタリング指標について、その目標を100.0%と定めることによつて、今後どのような施策展開が期待されるのか、また県民に何を訴えたいのか判然としない。むしろ、「②安全・安心な生活環境の保全」における「②自動車騒音の環境基準達成率」は、平成15年度以降一度も100.0%になつておらず、これについて何らかの目標値を定める方が、県の施策方針がわかりやすいのではないかと考えられる。

【3 県民にやさしさを与える快適な環境の保全と創造】

②特別史跡三内丸山遺跡の見学者数については、第四次青森県環境計画における目標値の設定には問題がある。

特別史跡三内丸山遺跡の見学者数は平成14年度に275千人であったが、それ以降は一度も300千人を下回つたことがない。にもかかわらず、第四次青森県環境計画における目標値は各年度の見学者数を300千人としている。これは、目標というより最低限下回つてはならない数値の目安である。

【4 資源の環をつなげる循環型社会の創造】

④資源の環をつなげる循環型社会の創造におけるモニタリング指標については、ほとんどの指標が良い結果を継続している。また、第四次青森県環境計画における目標値の設定についても特に意欲的であり、今後の県の施策の実施に期待が持てるものである。

【5 未来を守る低炭素社会づくり】

⑤未来を守る低炭素社会づくりにおけるモニタリング指標については、良い結果を継続している指標とそうでない指標があるため、モニタリング指標の結果を今後の施策展開に有効に活用する必要がある。

【6 社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり】

⑥社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくりにおけるモニタリング指標については、指標にも良い結果が出ており、施策の効果が現れていると考えられる。

第四次青森県環境計画における目標値については、同計画の中で、「取組の目安となるよう、それぞれの政策・施策を最も適切に把握できる指標を選定し、目標値を示しています。」と記載されている。この文を見ると、目標値の設定は、県民向けというよりは、内部管理目的の目標値のようにも読める。また、実際、県民の側では、このモニタリング指標の結果から自らの行動を導き出すのは困難であり、問題に對して能動的に行動できるのは、専ら県の方である。したがって、目標値の設定については、第三次青森県環境計画の総括を反映した上で、今後の改善方針についての県民の意思を表明するようなものとするこゝが望まれる。

【表 14】第三次青森県環境計画におけるモニタリング指標の実績

モニタリング指標	平成19年度	平成23年度	第四次青森県環境計画における目標値※1
1 健全な自然環境の保全と創造 (BOD又はCOD)	93.1%	92.0% ※6	90%以上(平成27年度)
① 十和田湖の水質 (COD年間平均値)	1.2mg/l	1.4mg/l ※6	—
② 汚水処理人口普及率	67.0%	73.0%	—
③ 自然公園観光レクリエーション客入込数	13,453千人	7,492千人 ※7	—
④ 間伐実施面積(民有林)	6,261ha	6,176ha	—
⑤ エコツアー一認定件数 ※2	5,707件	5,491件	※8
⑦ 白神山地人込者数	866,004人	382,072人 ※9	—
2 安全・安心な生活環境の保全 (化学オキシダントを除く。)	100.0%	100.0%	100.0%(平成27年度)
① 自動車騒音の環境基準達成率	86.4%	98.2%	—
② ダイオキシン類の環境基準達成率	100.0%	100.0% ※6	100.0%(平成27年度)
④ 公害苦情処理件数	911件	701件 ※6	—
3 県民にやさしさを与える快適な環境の保全と創造	—	—	—
① 一人当たり都市公園面積	15.1㎡/人	17.3㎡/人	200㎡/人(平成30年度)
② 特別史跡三内丸山遺跡の見学者数	329千人	311千人	300千人(各年度)
4 資源の環をつなげる循環型社会の創造	—	—	—
① 1人1日当たりのごみ排出量	1,104g	1,047g ※6	980g(平成27年度)
② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量	744g	710g ※6	—
③ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量	360g	337g ※6	—

モニタリング指標	平成19年度	平成23年度	第四次青森県環境計画における目標値※1
①ごみのリサイクル率	13.0%	12.9%	※6 25% (平成27年度)
②リサイクル製品認定数(累計)	129 製品	318 製品	—
③下水汚泥(公共下水道)のリサイクル率	95.0%	99.4%	※6 100% (平成27年度)
④産業廃棄物不法投棄等の発見件数	143 件	62 件	100% (平成27年度) 解決件数を新規発見件数の3割(各年度)
⑤産業廃棄物不法投棄等の解決件数	79 件	35 件	—
5 未来を守る低炭素社会づくり			
①二酸化炭素排出量	15,390 千t	13,025 千t	—
②県民1人当たり二酸化炭素排出量	※4 10.7t	※10 9.4t	—
③民生部門(家庭系)における1人当たり二酸化炭素排出量	1.94t	※4 1.75t	※10 —
④民生部門(業務系)における床面積(m <sup>2</sup> )当たり二酸化炭素排出量	121kg	※4 111kg	※10 —
⑤産業部門の二酸化炭素排出量	5,978 千t	※4 5,290 千t	※10 —
⑥低公害車普及率	23.7%	41.8%	—
⑦風力発電導入量(規模)	2,40.625kW	307.093kW	—
⑧住宅用太陽光発電システム導入量(出力) (累計)	3,587kW	13,212kW	—
⑨木質ペレット生産量	1,958t	2,571t	2,770t (平成27年度)
6 社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり			
①ごもエコプラザ会員数(累計) ※3	1,458 人	3,512 人	—
②環境出前講座参加者数(累計)	5,700 人	27,531 人	—
③総合的な学習の時間で環境をテーマとした学習活動を行っている小中学校の割合 (累計)	59.2%	77.5%	80% (平成27年度)
④環境→不ジメトシステム導入組織数 (累計)	167 事業所	221 事業所	—
⑤地域にやさしい青森県推進事業所登録数(累計)	132 件	299 件	—
⑥環境の保全を図る活動を行うNPO法人の数(累計)	79 団体	94 団体	—

※1:第四次青森県環境計画(平成25年3月策定、計画期間は平成25年度から平成27年度までである。)で定めた目標値を指す。  
 ※2:上つりを行い、農業と化学肥料を減らした持続性の高い農業に取り組む農業者を「エコフューリー」とし、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、県が認定している。  
 ※3:「ごもエコプラザ」とは、地域において子どもたちが自主的な環境学習や実践活動に取り組む環境活動クラブである。  
 ※4:平成17年度(2005年度)の数値である。  
 ※5:平成20年度の数値である。  
 ※6:平成22年度の数値である。  
 ※7:平成22年から国が定めた「観光入込客統計」に関する共通基準に基づき調査を実施しており、入込数については、公園来訪者の推計ではなく、当該公園内にある観光地点の入込数の合計を計している。このため、平成21年以前の入込数と平成22年以降の入込数は単純に比較できない。

※8:第三次青森県環境計画では、モニタリング指標が「エコフューリー認定件数であったの)に対し、第四次青森県環境計画では、「エコフューリー取組面積」と変更されている。第四次青森県環境計画の目標値では、平成28年度に10,000haを目指すとしている。  
 ※9:平成22年から国が定めた「観光入込客統計」に関する共通基準に基づき調査を実施しており、入込数については、来訪者の推計ではなく、専門の滝遊歩道、ツナ林散策道、くまの滝、ミニ白神、十二湖公園の入込数の合計を計している。このため、平成21年以前の入込数と平成22年以降の入込数は単純に比較できない。  
 ※10:平成21年度(2009年度)の数値である。

③ 指標による効果の測定(事業のコスト管理について)

県が実施する事業の有効性を検証するには、数値化された指標に基づいて行うのが最もわかりやすいが、実際には、事業の性質上、その効果を指標化することは困難である場合も多い。一方で、指標化できるにもかかわらず、指標の算出過程に障害があつて、又はコストがかかりすぎるために指標化を断念している場合もある。しかし、本来的には、公金を使った事業を行う以上、すべての事業について払ったコストとそれによって得られた成果が開示されなければならない。

コストについては、決算額が当該事業のコストといえるように集計された状態であればならない。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、今回の監査対象部署では、「目」単位で予算の執行を管理しており、事業単位では厳密に管理できていなかった。その結果、各事業の決算額の内容をみると、他事業の支出等が含まれることになってしまった。これは、決算が事業ごとの予算の執行状況を正確に表していないということになってしまい、事業による成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されたいとはいえない。

これは、今回の監査対象部署に限らないことであるが、まずは目的の重複する事業の統合など、成果や経費を管理するために適切な単位となるように事業の設定を見直す必要がある。その上で、改めて事業間の予算流用や共通経費の扱いに関するあり方を検討し、適正な予算執行に向けて管理を行うことにより、県民に対する説明責任を果たすとともに、適切な事業見直しや企画立案ができるようにすべきである。

次に、事業の成果については、様々な指標が考えられるが、今回の監査対象のように、施設に関わる事業がある場合には、来場者や利用者の数が一つの成果となり得る。さらに、コストと来場者等の数から、一人あたりの行政コストが算出できる。これからは、妥当な一人あたりの行政コストを目標として設定し、利用者増及びコスト削減の成果指標とすることが事業管理の面からも外部への報告という観点からも望ましいと考える。

このようなコスト管理面に関する結果及び意見は次のとおりである。

環境美化推進事業:事業単位の適正な予算執行について【結果】

本事業の決算額 2,013 千円の内容は、小学生向け意識啓発冊子の印刷製本費や空き缶等散乱防止月間のテレビスポット CM 製作・放送委託料が中心となつているが、他事業等の報償費(15 千円)が含まれている。

<p>県によると「目」単位で予算の執行を管理しており、事業単位では厳密に管理できていないとのことである。その結果、事業の決算額と他事業の支出が含まれることになる。一般的に事業は特定の目的をもった単位であり、その目的を達成するために必要な経費として予算が算定されている。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的達成状況とともに説明する必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されていないと見えない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。</p> <p>なお、同様の結果を「環境マネジメント推進事業費」、「内中ゼロエミッション推進事業費」、「青森県循環型社会形成推進事業費」、「環境活動推進事業費」にも記載している。</p> <p>県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)：自主事業の計上について【結果】</p> <p>指定管理者は、年度ごとに事業実績報告書を県に提出しているが、その中には年間の収支の状況に関する報告も含まれている。ここで、指定管理者は、事業計画に基づいて実施した各種事業に要した経費を計上しているが、その他自主事業に関する経費を計上していない。自主事業についても、施設を活用した事業であることには変わりがないので、収支の状況に加えることが必要である。</p> <p>なお、同様の結果を「白神山地ビジターセンター」の管理運営に要する経費(管理運営費)にも記載している。</p>
<p>県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)：利用者の把握方法について【意見】</p> <p>現在センターの利用者数の把握の仕方は、栲珠山の来山者数の一定割合(3分の2)が、センターを利用すると推定した上で計算している。たとえば、平成24年度のセンター利用者は、34,584人であるが、これは来山者数51,879人の3分の2の数値となっている。さらに、来山者数は、入山口等でカウントするのではなく、駐車場での自動車台数等で推測している。以上より、現在センター利用者数は推測値となっているが、センターの有効性を確認するために、利用者の把握の仕方は工夫が必要である。</p>
<p>県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)：費目の設定について【意見】</p> <p>自然ふれあいセンターの管理運営費(指定管理料)、施設整備事業に関する費用は、自然保護総務費(目)の県民の森費(細目)の一部を構成している。一方、同様に自然保護課の施設である白神山地ビジターセンターは、白神山地ビジターセンター費(目)の白神山地ビジターセンター費(細目)となっており、他の支出から独立している。白神山地ビジターセンターと自然ふれあいセンターは施設規模に違いはあるが、県にとっての重要性に違いがないのであれば自然ふれあいセンターも白神山地ビジターセンター費と同様に、他の支出から独立した費目構成することも検討の余地がある。</p> <p>今後予算・決算の項目全般について事業概要との関係が明確になるように再構築することも検討の余地があると思われる。</p>
<p>白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)：行政コスト計算書の活用について【意見】</p> <p>白神山地ビジターセンターでは、平成24年度においては利用者1人あたり4,535円のコストが生じている。行政コスト作成の目的は職員のコスト管理意識の醸成にあるが、今後コスト管理意識の醸成だけに留まらず、具体的に行政コスト情報を活用することが求められる。具体的には、公の施設の設置を検討する際には、施設の有効性を判断した上で過剰な投資を抑えるために、利用者1人あたりのコストをどの水準に設定するかを検討することが望まれる。さらに、白神山地ビジターセンターのように、既に設置済みの施設において、今後目標とすべき利用者1人あたりのコストを設定することは必要であると思われる。白神山地ビジターセンターの利用者1人あたりのコストは4,535円であるが、これは他に施設に比べて高い水準にある。</p>

<p>このことは、施設設置の際において過剰な投資ではなかったか、またその後の維持管理コストは想定よりも高い水準ではなかったかといった疑義が生じることとなる。このような疑義が生じないよう、県としては、白神山地ビジターセンターにとって妥当な利用者1人あたりのコストの水準を設定した上で、その目標に向かって、利用者増及ビコスト削減に努めることが望まれる。</p> <p>白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)：利用者数増加に向けた努力について【意見】</p> <p>本施設の利用者数は、東日本震災の影響があった平成23年度を除き、近年は5万5千人前後で安定している。しかしながら、この利用者数は開設当時と比べると長期的には減少傾向にある。当該施設は規模も大きく維持費も少額ではないことから、県としては施設の有効性を維持するためには、どの程度の入場者を目標とするかについて再度検討し、その目標に向かっての努力が必要と思われる。</p> <p>利用者増加に向けての課題としては、1)展示ホール内容の陳腐化を防ぐために更新をどのタイミングで行うか、2)子供向け企画を如何に充実させるか、3)多言語化に関する企画を充実させることによる外国人の利用者を如何に獲得するかなどが考えられる。</p>
<p>十二湖エコ・ミュージアムセンター：収支計算書の入手について【結果】</p> <p>十二湖エコ・ミュージアムセンターでは、過去の設立経緯及び指定管理料がゼロという現状により、県では施設の収支計算書を入手していない。確かに、施設の維持管理は指定管理者である深浦町の予算で運営されていることから、施設のメンテナンス及び行政コスト計算書を作成していない。ただし、維持管理コストは発生しないとしても、施設設置のための初期投資は行っており、また大規模修繕等は県の負担となっている。よって、外部に公表しづらい管理データとしても、施設のメンテナンス及び行政コスト計算書を作成することは意義があると思われる。</p>
<p>十二湖エコ・ミュージアムセンター：行政コスト情報の把握【意見】</p> <p>十二湖エコ・ミュージアムセンターにおいては、施設の維持管理は指定管理者である深浦町の予算で運営されていることから、施設のメンテナンス及び行政コスト計算書を作成していない。ただし、維持管理コストは発生しないとしても、施設設置のための初期投資は行っており、また大規模修繕等は県の負担となっている。よって、外部に公表しづらい管理データとしても、施設のメンテナンス及び行政コスト計算書を作成することは意義があると思われる。</p>

④ 事業のPDCAサイクル

環境にかかわる施策は、長期間に亘る事業の継続によって成就する。県は、それらの事業の内容及び実施方法などについて評価と改善の連続的な仕組みを確立する責務を負っている。

今回の調査では、県においても PDCA サイクルの概念と実践があり、必要に応じて、成果を次のステップに生かす工夫をしていることは確認できた。しかし、事業の評価及びその改善案の構築については、対応の速度が遅いという印象を持った。

地方公共団体では、民間企業と異なり、年度の区切りが予算執行と結びついており、事業の区切りも年度ごとであることが強いられる。そのため、民間企業にはあまり見られない単年度決算の弊害ともいえるべき現象が起こる。すなわち、事業の結果は、次年度の半ばに評価されるため、その事業の結果は次々年度あるいはそれ以降の年度の事業に生かされることになってしまうのである。

事業結果の集計などが間に合わないから仕方がないといったことは言い訳である。民間企業でも単年度決算という条件は同じであり、事業の PDCA サイクルには、事業結果の見込や予想を集計することにより、次年度の事業計画を練り、各年度の事業間に隙間を作らないよう工夫している。これを県が実践することには何ら不都合はなく、継続的の事業においては、非常に効果的であると考える。

事業の PDCA サイクルにかかるとの結果と意見の主なもの次のとおりである。

<p>地球温暖化防止行動推進事業費：目標達成に向けて、より効果的な PDCA サイクルについて【意見】 青森県地球温暖化対策推進計画(以下「計画」という。)の進行管理は、青森県地球温暖化対策推進協議会及びおもひ低炭素まちづくり庁内推進本部により行われている。計画とそれに基づく各年度の事業実施予定が整理され、事業の実施状況及び温室効果ガス排出量の全体的な把握がなされ、次の事業の検討につながるという PDCA サイクルの基本的な流れはあると考えられる。</p>
<p>ただし、県の事業は市町村や県民、事業者等に対する普及啓発が中心になることもあるが、各事業が排出量削減目標にどの程度寄与したかについて定量的に整理され、集計されていない。また、各種統計を踏まえる必要があるため、事業の実施から県全体の排出量の実績把握までに1年以上の時間を要し、その結果を予算編成等に反映できるのは2、3年後の事業となる。現状では県全体の排出量の変化を把握したとしても、計画に基づき取組の効果とそれ以外の要因による影響を分析し、適時に施策体系にフィードバックする仕組みがあるとはいえない。すべての事業について排出削減量を推計することは難しいが、たとえば、省エネ設備や再生可能エネルギー関連設備の導入に対する補助など、直接削減目標に寄与するもの、あるいは間接的ではあるが県民や事業者等の取組効果を定量的に推計できる事業については、削減量の見込みと実績を整理し、集計することが考えられる。その際、できるだけ県以外の事業者等の取組による削減効果も幅広く対象とすることが望ましい。それによって、県全体の排出量の分析に、計画による施策の効果を加味することができる。</p>
<p>青森県循環型社会形成推進事業費：目標達成に向けて、より効果的な PDCA サイクルについて【意見】</p>
<p>【意見】 2 次青森県循環型社会形成推進計画(以下「計画」という。)の進行管理は青森県循環型社会形成推進委員会及び循環型社会形成推進庁内連絡会議により行われている。計画の目標を達成するための事業実施予定は整理され、目標に係る実績値の全体的な把握がなされ、次の事業の検討につながるという PDCA サイクルの基本的な流れはあると考えられる。ただし、県の事業は市町村や県民、事業者等に対する普及啓発が中心になることもあるが、各事業が目標値にどの程度寄与したかについて定量的に整理し、集計されていない。また、事業の実施から県全体の実績を把握し、それを予算編成等に反映できるまでにタイムラグがある。すべての事業について目標値への寄与を定量的に推計することは難しいが、直接、目標値に寄与するもの、あるいは間接的ではあるが県民や事業者等の取組効果を定量的に推計できる事業については、目標値に係る定量的な見込みと実績を整理し、集計することが考えられる。それによって、県全体の実績値の分析に、計画による施策の効果を加味することができる。</p>
<p>おもひ低炭素社会推進事業費：環境金融のおもひプロジェクト 10 の一つ「おもひ環境金融」は青森県地球温暖化対策推進計画の低炭素おもひプロジェクト 10 の一つ「おもひ環境金融プロジェクト」に位置づけられ、重点的に推進されることとなっている。県は平成23年11月に地元5金融機関と協定を結び、環境金融検討会や環境経営セミナーの開催などを行ってきたが、金融機関による具体的な環境金融の取組に結びついていない。県は重点プロジェクトとして、より効果的な事業となるように内容を検討する必要がある。</p>
<p>公害苦情・紛争処理事業費：苦情処理件数の内容把握と客観性確保について【意見】 公害紛争に至る前、県、市町村等の担当窓口で公害に関する相談、苦情を受け付け、処理を行っている。平成24年度の総受理件数は910件、総処理件数は914件であるが、そのうち、弘前市の「その他」の受理件数が438件で突出して多く占めている。その結果、総処理件数の半数(52.0%)が弘前市となっている。県は苦情処理件数データについて一定の正確性や客観性を確保するとともに、その内容について把握し、説明ができるようにしておく必要がある。</p>

たとえば、異常値があった場合はその内容を確認し、必要な場合は青森県環境白書に記載することが考えられる。また、異常値が件数のカウントや集計の方法に起因する場合は、その方法を見直し、あるいは改めて周知することにより、環境管理事務所や市町村からより客観的なデータが集まるようにする必要がある。

⑤ 申請・届出等を行っていない事業者への対応

環境に関する問題は、通常汚染の状況が目に見えないか、あるいは、ゆつくり進行するため人間が認識するのに時間を要するものである。目に見えないようになってからでは遅く、被害の拡大を食い止めることも難しくなる。また、既に発生した事象に対しては対処療法的な対策しか打てないため、コストも膨大になる可能性がある。そこで、県にはそのような前の対応が望まれるところである。

環境にかかわる施策については、県が申請や届出などによってその存在や活動内容を確認した事業者等に対しては、多くの場合適切に対応しているという心証を得た。また、申請や届出等を行っていない事業者についても、常識から判断して申請あるいは届出すべきと推定される者には、何らかの対応を行っている場合があることは確認できた。

しかし、次の事例においては、申請や届出等を行っていない事業者への県の対応が不十分、あるいは、改善の余地があると考えられる。県は、申請や届出などの制度に抜け穴が生じないよう措置を講じる必要がある。

自動車リサイクル法推進事業費：登録業者に関する情報の収集について【意見】

フロム類の解体業者と破砕業者について新規及び更新の許可申請時に県が実地調査を行い、それ以外にも定期的に立入検査を行っているが、引取業者やフロム類回収業者への立入は必要ない場合に限定的に立入検査を行っている。県は登録業者から定期的な報告を受ける機会もなく、業者から変更申請等がない限り、5年間、業者の登録情報の変更を把握することは難しい。過年度の代表者変更について登録更新時に判明したケースが見られたことから、県は申請業者に対して適時の変更申請をより強く周知するとともに、使用済自動車の再資源化・適正処理に関する情報収集など業務上の機会を利用して、登録業者の最新情報を得るよう努め、公表されている業者登録簿の情報が最新となるよう、より留意することが望ましい。

特定フロム処理推進事業費：立入検査等の実施について【意見】

本事業による県の取組は、第一種フロム類回収業者の登録事務や毎年度の回収量等の取りまとめが中心となるが、フロム回収・破壊法第8条で「地方公共団体は、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロム類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされており、回収率向上等に向けて取組を強化する余地がある。

県は、第一種特定製品整備業者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロム類引渡委託者、第一種フロム類回収業者に対して立入検査を行うことができるが、現状では実施していない。

今後、効果的な立入検査や任意実地調査の実施など、フロム類回収率の向上等に向けた追加的な取組について検討する必要がある。

水質監視・調査費：立入検査の対象となる特定事業場等について【意見】

立入検査の対象となる事業場の選定は、特定事業場を記載した届出台帳から選定されている。このことは、特定施設の設置、使用又は変更の届出が未済である工場・事業場に対しては立入検査が実施されないということでもある。そのうえ、排出基準の適用のある事業場

には、生活環境項目の1日当たりの平均的な排水水の量が50 m<sup>3</sup>以上である排水水を排出する事業場とあるが、排水水の量は変動するものでもあり、50 m<sup>3</sup>以上である排水水であっても50 m<sup>3</sup>未満としている事業場にも立入検査が実施されることはないのが現状である。届出がされていない事業場であっても、事業内容等から特定施設を有していると思われる場合には、法定の立入検査は実施できなくとも任意による調査又は普及啓発目的の指導等を実施し、立入検査の忌避を防止することが望ましい。

⑨ 施設の有効性の判断

すべての公の施設は、施設を設置する際は当然のこと、設置後においても、その有効性を判断する必要がある。ここで言うところの有効性の判断とは、具体的には設置する際に公の施設として設置意義があるか、また社会的ニーズに合致しているかなどであり、設置後においては、設立当初と比べ設置意義が薄れてはいないか、また社会情勢の変化によりニーズがなくなっていないかなどである。

県費を投じて設置された資産は、長期間に亘って県民に行政サービスを提供する能力を有する設備である。しかし、この資産が建物などの施設の場合、提供される行政サービスが異なる場合がある。この資産が建物などの施設の場合、提供される行政サービスが県民のニーズに適合していないのであるから、まずは施設の有効活用策を考え、提供される行政サービスを現状のニーズに合致させることを検討することが必要となる。それが不可能な場合、将来的に発生するランニングコストと改修あるいは取壊しにかかるコストを比較し、その後の措置を決定するのが最も合理的である。ただし、提供される行政コストが県民のニーズに適合しているかどうかの見極めは非常に難しく、それ故、なし崩し的に施設が維持されていくことが多い。

【表 15】公の施設としての有効性の判断

設置時及び設置後	有効性の判断
設置時	・公の施設として設置意義があるか ・社会的ニーズに合致しているか
設置後	・設立当初と比べ公の施設としての設置意義が薄れてはいないか ・社会情勢の変化によりニーズがなくなっていないか

公の施設において、ニーズの有無を判断する最も簡単な方法は施設の利用者数の把握である。利用者数が減少傾向にあればニーズが低くなっている兆候と判断できる。ただし、公の施設の中には、その役割によっては普段の利用状況に関係なく自治体が設置することそのものに意義がある場合もあるので、利用者数だけでは施設の価値を判断できないことには留意する必要がある。

いずれにしても、公の施設である以上、利用者数など何らかの評価指標によって公の施設として設置する意義はあるかまたは継続する意義はあるかについて検証する必要がある。その結果、有効性が低いと判断された場合には、設置の取りやめまたは既存の施設については廃止や縮小を検討することとなる。

このような検討の結果は、数値等の事実に基づいて積極的に決定されることが重要である。もし、そうしなければ、「思った以上に管理運営コストがかかる」「施設の存続が危ぶまれるような事態に見舞われ、結局は当初の設置目的が果たせなくなる可能

性がある。したがって、抽象的、理念的な設置意義のみを強調し過ぎたり、あるいは専ら県の都合ばかりを考慮して施設の存否が決定されるべきではない。公の施設の有効性を評価する場合、施設としての特徴を踏まえた指標の設定が必要となるが、一般的な指標としては以下のものがある。

【表 16】公の施設の有効性を測る指標例

①	利用者数の推移	指標	計算式
②	一利用者当たりの施設の維持管理費用	維持管理費用 ÷ 利用者数	—
③	一利用者当たりの施設の減価償却費	減価償却費(※) ÷ 利用者数	
④	一利用者当たりの施設の行政コスト	行政コスト ÷ 利用者数	

※ 減価償却費は取得価格 ÷ 耐用年数で計算される。取得価格が不明な場合には、それにかかわるものとして再調査原価を使用する。

指標②は、毎年度の施設の維持管理費用と利用者数との関係である。指標③は、減価償却費(つまり、建設費用)と利用者数との関係である。指標④は、毎年度の施設の維持管理費用や減価償却費などを含めた施設のトータルコストと利用者数との関係である。なお、青森県の場合、主な施設について行政コスト計算書を公表しており、その中で利用者1人あたりの行政コストを算出している。施設の有効性が利用者数と密接に関係している施設において、利用者1人あたりの費用(指標④)が増している場合(指標①が運減している場合は、有効性が下がっている)が通じ、施設を継続する必要性を検討しなければならぬことになる。

また、設立当初から指標④が高止まりしてしまふ場合には、当初の利用見込みの予測が甘かったのではないかと、または建設費が過大ではなかったかなど、企画段階において十分な検討がなされたかについて問われなければならない。

1) 設置時における将来計画の策定

今回は、白神山地ビジターセンター、自然ふれあいセンター及び十二湖エコミュージアムセンターの3つの施設を監査対象としたが、いずれも、施設設置当時(将来計画(利用者数、収支計画等)が作成されたかどうか)が不明であった。このことだけで、設置時に公の施設としての有効性の判断を急ぐと決めることはできないが、施設設置後に施設の継続の必要性を検討する際には、当初の見込みと比較する必要があることから、今後新たな施設の設置時には将来計画(予測行政コスト計算書等)を作成した上で、その後の有効性の判断の比較材料とするため残しておく必要がある。

2) 設置後における有効性の判断

既に設置済みの公の施設においては、設置時に設定した将来計画と現状を比較することによって有効性を判断することになる。以下、それぞれの施設ごとに状況を示す。

【白神山地ビジターセンター】

白神山地ビジターセンターは、平成5年に世界遺産に登録された白神山地の自然環境等を紹介することによって、自然保護思想の普及を図り、自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供することを目的として、平成10年10月に設置された施設である。建設費が38億円強といふこともあり、平成24年度の利用者1人あた



りのコストは 4,535 円であり、これは青森県の指定管理者制度が導入されている施設の中で最も高い数値となっている。1)に記載のとおり、施設設置当時の将来計画が不明なので、4,535 円が当初の想定どおりかまたは想定を超えているかは不明であるが、他の施設と比べて高い数値であることから、今後更なる維持管理費の削減や利用者数の増加のための努力を行う必要はあると考える。

なお、白神山地ビジターセンターにおいては、有効性を判断する指標として、施設の利用者に加え、白神山地へ来訪した観光客とすることも有効と考える。

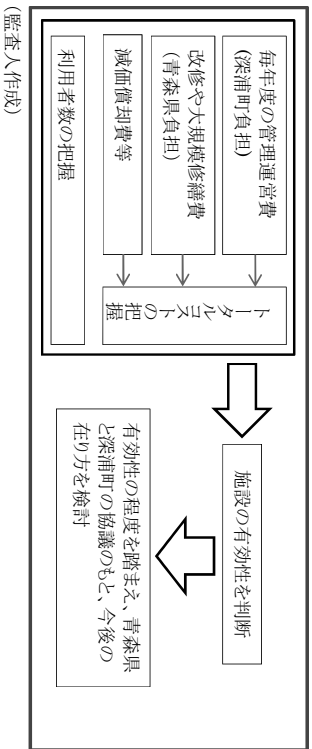
【自然ふれあいセンター】

自然ふれあいセンターは、県民に対し自然とのふれあいの機会を提供することによって、自然保護思想の普及を図ることを目的として、平成 4 年 7 月に設置された施設である。平成 24 年度の利用者 1 人あたりのコストは 1,494 円であり、白神山地ビジターセンターよりも低い金額となっている。ただし、自然ふれあいセンターは桧珠山への登山者の一定割合を利用者としていることから、指標そのものの妥当性に疑義がある。利用者数は施設の有効性を判断する重要な情報なので、利用者の把握方法は今後の課題である。

【十二湖エコ・ミュージアムセンター】

十二湖エコ・ミュージアムセンターは、津軽国定公園十二湖及びその周辺地域の自然環境を紹介することによって、自然保護思想の普及を図ることを目的として、平成 11 年 9 月に設置された施設である。十二湖エコ・ミュージアムセンターは、もともと当時の岩崎村(現 深浦町)からの要望を踏まえ、県が整備した施設であることから、毎年度の管理運営費の負担は深浦町であり、県は改修や大規模修繕のみの負担となっている。このことから、県は毎年度の管理運営費の水準を把握していない。しかしながら、本来施設の有効性の判断はターゲットコストで行うべきである。十二湖エコ・ミュージアムセンターは、行政コスト計算書を作成してはいないが、所管課は深浦町が負担する管理運営費を含めたターゲットコストを把握し、このコストをもとに利用者 1 人あたりのコストを算定するなどによって、施設の有効性を判断する必要がある。

【図 6】 十二湖エコ・ミュージアムセンターの有効性判断



(監査人作成)

⑦ 基金・給付金の活用について

資産が、施設等の不動産ではなく、現金(預金)などであった場合も、本来的には施設等と同様の措置を講じるべきである。すなわち、県民に対して行政サービスを提供しなくなったのならば、まずは有効活用策を考え、それがなければ、他の事業の財源として活用することが望ましい。

今回の監査では、環境政策課実施事業の『環境保全基金積立金』がそれに該当する。また、実際に預金を積み立てている基金ではないが、県境再生対策室が所管する『風評被害対策給付金』についても、債務負担行為として予算措置されており、県民に対して行政サービスを提供できる機能を失っていないかどうかは検討の余地がある。

環境保全基金積立金:基金の処分について【意見】
設置目的に沿った事業が平成 21 年度以降行われておらず、平成 24 年度は運用益金(利息相当分)を単に基金に積み増しているという状況である。環境保全基金条例に定める設置目的と合致する事業を検討し、該当事業がない場合には、環境保全基金の減額を行うなど県財政全体の視点から必要な措置を講じるべきである。
風評被害対策給付金:限度額の見直しについて【意見】
当該給付金は設置以来一度も支出された実績がない、これは、当初危惧されたような風評被害が発生していないこととの反映と考えられる。風評被害が発生した場合に備えて風評被害認定委員会が設置されているが、設置時に開催されたのみでその後開催実績はない。平成 25 年度に廃棄物の撤去が終了し、実施計画の重点が水質浄化に移ってしまっており、新たに風評被害が発生する可能性がどの程度あるかについては見方が分かれるところである。以上より、当該債務負担行為の必要性、必要だとすれば限度額をいづらとすべきか、継続的に見直しを行うべきかが必要と考える。

上記の 2 事業は、『環境保全基金積立金』が平成 2 年度より、『風評被害対策給付金』が平成 15 年度より継続的に実施されている事業である。それぞれの事業が実施当初においては、事業目的を果たしていたとしても、平成 24 年度現在においては、有効に活用されているとはいえない状況である。どのような活用方法が考えられるのか、県において議論する時期が来ていると考えられる。

(2) 事業の効率性・経済性について

県の環境施策にかかっている事業について効率性及び経済性の観点から検証した結果、事業の重複による非効率と考えられる事例が散見された。各事業には、直轄的に似ているような事業であっても、事業目的が異なる、あるいは、対象が異なるなどそれらの理由があり、その理由だけから判断すると事業の存在意義には正当性があるように思われる。しかし、事業が重複しているかどうかを判断する場合は、それぞれの事業目的の正当性ではなく、担当部署をまいた全体から判断して、最も効率的な事業編成になっているかで判断する必要がある。

県としても、事業によってはこのような判断や評価を行い、効率的な事業編成を心掛けている。しかし、次に示す事業については、事業間の調整が必要と考える。

<p><b>環境美化推進事業費：他の小学生対象事業との連携、調整について【意見】</b></p> <p>小学生向け意識啓発冊子を配布し、ごみの発生抑制やリサイクルに対する意識を啓発している。同じく小学生を対象とする事業としては、他に「北東北三県環境副読本共同作成事業費」や「地域の人材による環境教育推進事業費」がある。</p> <p>北東北三県環境副読本共同作成事業費では小学校5年生全員に環境副読本を教師用手引書とともに配布している。加えて、地域の人材による環境教育推進事業では環境教育専門員が希望する小学校等で出前講座を行っている。</p> <p>それぞれの事業は、取り上げている分野や意識啓発を図る手法も同一ではなく、多面的に学習の機会を提供する趣旨は理解できるが、いずれも小学生を対象とするものである。各事業について定期的に効果を確認し、その必要性を検討するとともに、より効率的、効果的な実施に向けて相互に連携、調整する必要がある。</p>	<p><b>環境マネジメント推進事業費：他事業との具体的な取組の重複について【意見】</b></p> <p>県内事業者等向けの環境経営セミナーを開催している。一方、この環境経営セミナーは、「おおむね低炭素社会推進事業費」のおおむね環境金融推進事業や「地域の人材による環境教育推進事業」の大人向け環境教育プログラムの活用普及の取組実績としても挙げられている。</p> <p>いずれの事業も環境に関連して県民や事業者の意識啓発を図る部分があり、環境経営セミナーの内容と関わりはあるが、各事業の目的に照らし合わせると必ずしも直接的に目的達成に向けて効果的な内容とも言い切れない。</p> <p>一つのイベントで複数事業の目的を達成できるのであれば効率的であるが、逆にそれぞれの事業の目的が類似し、別事業として区別する必要がある可能性もある。</p> <p>改めてそれぞれの事業の目的を明確にし、必要に応じて事業の単位や内容を整理する必要がある。</p>
--	---

青森県庁内における効率的な事業編成の問題ではないが、県をまたいでの連携が求められる事例があった。

<p><b>汚染拡散防止対策事業費：事業の実施体制について【意見】</b></p> <p>不法投棄現場は青森・岩手県境にまたがっており、特定支障除去等事業は両県がそれぞれに実施しているのが現状である。同事業の実施計画書には自区内で処理することを基本とする旨明文化されている。</p> <p>しかし一つの現場を県境で区分することに実質的な意義がどれほどあるか疑問な点としない。県ごとに分けるのではなく、たとえば一部事務組合を設立して現場全体を管轄するといった仕組みが検討されるべきである。</p> <p>岩手県との連携については当初合同検討委員会が設置され、両県に対し本事案に対する対応策の提言がなされたが、実施計画策定の段階で県ごとに区分され、現状、現場での両県打合せを毎月担当者レベルで実施していることである。廃棄物撤去の完了後も跡地の有効活用等、両県の協同が必要となる。協同が有効に行えるような仕組みづくりについて、積極的な検討が望まれる。</p>
--

また、財政的な理由等により実施方法の経済性を追求することが、有効性を損なうのではないという疑問を持つ場合がある。以下はそのような事例である。事業は、有効性を第一に考えることは当然であるが、何が事業の目的なのか果として議論すべきである。

<p><b>環境保健センター費：環境監視測定調査における委託について【意見】</b></p> <p>現状、環境保健センターは、大気汚染防止対策では有害大気の一部物質の測定分析を行っているのみであり、有害大気の一部物質やばい煙測定等の測定分析は委託している。また、水質汚濁防止対策では十和田湖水質モニタリング調査を行っているのみであり、公共用水域や地下水等の測定分析を委託している。このことから、現在の環境保健センターには、測定分析を十分に経営する機会が与えられていないとは認識できない。</p> <p>民間企業は、言うまでもなくその活動の源泉は利益である。したがって、利益にたる分野に資源を投下するのが基本行動である。このことから、環境監視などの部門でもそれが社会的重要性を押し、一定規模の市場が形成され、利益を上げることが可能と判断した場合のみその分野に進出する。このことは、新しい物質による汚染などには民間の調査会社が対応できないことを意味し、同時に新たな公害問題などへ対応は公的部門にしかできないということも意味する。県はその責任を負っているためであり、そのための能力を保持することは必要なことである。</p> <p>大気汚染防止対策や水質汚濁防止対策の各環境監視測定調査項目については、環境保健センターにどのようにノウハウを残すかを十分に検討した上で、センターが行うのか委託によるのかを検討することを要望する。</p>
---

指定管理者選定にかかわる競争性の問題としては、以下の事例があった。

<p><b>県民の森の維持管理等に要する経費（管理運営費）：競争性の確保に向けた取組【意見】</b></p> <p>指定管理期間 2 期目（平成 23 年度～平成 25 年度）については、応募者が 1 者のみであり競争性が低下している。これは、他の者が 1 期目（平成 20 年度～平成 22 年度）の経営を考慮して応募を控えたためと思われるが、今後、競争性を確保するための工夫が必要である。</p>
--

さらに、県境不法投棄事業にかかる廃棄物処理委託の設計単価については、以下のような結果を付した。

<p><b>汚染拡散防止対策事業費：廃棄物処理委託の設計単価について【結果】</b></p> <p>廃棄物の収集・運搬・処分、汚染土壤処理等の業務委託については、トンあたりの単価契約により行っている。設計単価は処分費用と運搬費用の合計となっており、運搬費用は人件費・車両費（減価償却費に対応）・燃料費・一般管理費・消費税を積算して算出している。このうち人件費・車両費・燃料費については、県単価、小売市況調査等を契約の都度反映しているが、一般管理費については人件費と燃料費の合計に一律 30%を乗じた額としている。</p> <p>これについては、所管課から一般管理費は運搬車両の運行管理センターの設置、車両登録・表示及び運転者安全教育並びに緊急時の体制構築等に要する経費として、現地及び事業所での時間調整も含まれているとの説明を受けた。30%という比率については、事業開始時点で調査した民間企業の実績を基礎としており、同様の調査は契約ごとに行われていない。</p> <p>他の費用項目に対する一般管理費の割合は、業種や企業規模によっても異なる。契約の相手方が最初から決まっている随意契約においては、当該相手先の過去の実績をも考慮に入れることも検討すべきである。特に、平成 15 年度の事業開始から長期間にわたって一者随意契約が継続していることから、経済環境の変化も踏まえて柔軟な見直しを行い、県として予算執行の透明責任を果たせるようにすることが必要である。</p>
---

**(3) 法令等への準拠性について**

今回の監査においては重大な法令等に違反する事例は見られなかった。しかし、以下の事例については、県において措置する必要があると判断した。

浄化槽適正管理推進事業費：浄化槽法定検査(7条)申込書の様式について【結果】  
 弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所において、浄化槽設置届出書に添付される浄化槽法第7条に基づく法定検査受検申込用紙の写し(以下「申込書」という。)に旧様式のものを中心として、新様式のものも一部見受けられた。旧様式の申込書を使用する場合には、必要な修正を行ってからの使用が必要である。

さらに、上述した「浄化槽適正管理推進事業費」では、法令等への準拠性違反事例ではないが、浄化槽台帳について次の意見を付した。

浄化槽適正管理推進事業費：浄化槽台帳について【意見】  
 弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所において、両環境管理事務所とも浄化槽台帳そのものは適切に作成されていたが、弘前環境管理事務所においては、浄化槽台帳に7条検査の実施状況についての記載がなされていた。7条検査の実施状況は社団法人青森県浄化槽検査センター(以下「センター」という。)から各環境管理事務所へ報告され、各環境管理事務所は、その報告に基づいて7条検査の受検状況を浄化槽台帳に記録する必要があるが、弘前環境管理事務所ではこの事務が行われていなかった。  
 弘前環境管理事務所においては、11条検査の受検状況も浄化槽台帳に記載されており、むつ環境管理事務所においては、一部は受検状況を記載しているが、記載されていないものもあり、両環境管理事務所とも、浄化槽台帳からは11条検査の受検状況を正確に把握できない状態となっている。  
 浄化槽管理台帳については、電子データ化を検討することのほか、センターにて作成を委託することも一つの方法である。いずれにしても、センターとともに浄化槽管理台帳のあり方を見直す必要がある。

**(4) 情報開示の適正性について (県民が活用できる情報の開示)**

住民の目線で環境に関する問題を分類すると2種類の問題が想定できる。一つは、住民が完全に受け身となり他者からの情報によって知ることができるものであり、公害などがこれに該当する。公害は公的機関や企業からの情報によって知ることになり、また回避行動も可能となる。もう一つは、住民も環境汚染等の発生源になり得るものであり、家庭ごみの問題やリサイクルなどがこれに該当する。これらは、住民自らが行動することによって環境に関する問題の程度を低減させることができるものである。

前者については、現在のところ、県は十分な情報を発信していると思われる。県のホームページを閲覧すると、環境問題や県の環境施策にかかわる様々な情報が開示されている。また、環境白書などの冊子やポスターを適宜発行・掲示することによって、より詳細な環境関連の情報を県民に提示している。

後者については、多年に亘る自治体の普及啓発活動や学校の教育が効果を発揮し、また、国や県が制定した法令等による規制により、環境は年々良くなっているといえるまでになっている。

しかし、平成24年度現在では、環境問題は非常に分析されており、論点は細分化され、より個別化している。このような状況に合わせて、自治体が実施する事業も

細分化されており、県民を巻き込んで行う環境対策事業が、その周知の足りなさにより、県民の活動に資する情報となっておらず、その結果、事業の目的が発揮されていないのではないかとと思われる事例もある。

青森県循環型社会形成推進事業費：認定リサイクル製品の販売について【意見】  
 これまで認定されたリサイクル製品が土木製品に偏っており、より一層、幅広い品目で多くの認定リサイクル製品を揃えるためには、認定制度や認定製品利用に関する周知や啓発に一層取り組みが必要である。

地域の人財による環境教育推進事業：大人向け環境教育プログラムの有効活用について【意見】  
 県は大人向け環境教育プログラムについて県のホームページやメルマガで情報提供しているほか、環境啓蒙セミナーの際に紹介しているが、さらに周知し、活用を促す取組が必要である。

周知対策推進事業費：情報発信について【意見】  
 普及啓発のための「環境学習ビデオ」について県HPに貸出案内のコーナーが設けられている。貸出の実績を記録する台帳が作成されており、これを閲覧したところ、平成20年度から平成24年度までの貸出実績は17件で、うち平成24年度は0件であった。所管課によると、当該貸出台帳に記録されている以外にも、貸出や提供があるとのことである。貸出台帳は貸出先、利用期間等の他、パソコンの同時提供といった利用者へのきめ細かいサービス事項等も記載される様式となっているので、貸出実績を網羅的に記載し、情報発信の充実に役立てていくことが望まれる。  
 また、本事業の経験を貴重な財産として次の世代に引き継ぎ、国内外で活用することをどう以上は、県HPのみならず関係機関のHPにリンクを貼るなど、より多くの人の目に留まるような積極的なPRが必要である。

また、直接的な情報開示とは異なるが、住民の主体性を促すために支障になると考えられる事例があった。当該情報開示そのものが環境問題の普及啓発活動に繋がらないうえ、情報が理解できず、情報開示により県と地元自治体が一体となって管理している施設であることが理解できず、その結果として住民が「自然保護思想の普及」という施設設置の目的を誤解し、主体的な活動に資することになるものである。

十二湖エコ・コミュニティセンター：非公衆による選定について【結果】  
 十二湖エコ・コミュニティセンターにおいては、施設の適正な管理を確保するために非公衆によって指定管理者を選定することは妥当であったと思われる。ただし、公募で選定された施設においては、県のホームページにおいて選定結果の概要が掲載されている一方、非公衆で選定された施設においては、選定過程が公表されていない。よって、非公衆で選定された施設においても、非公衆とした理由及び指定管理者の選定理由を公表することが必要である。

さらに、直接的な情報開示とは異なるが、県民の意思を吸い上げる際の支障になることが懸念される事例があった。

環境再生対策事業費：公募委員の継続について【結果】  
 字津登野郷・田子町住民・公衆の県民・関係団体で構成する「県域不法投棄現場原状回復対策推進協議会」において公募委員が固定化している実態がある。広く県民の意見を徴するといふ公募の趣旨を投棄することにつながる。また県民から公募制度の透明性・信頼性に疑念を持たれるおそれがある。その結果、県民の能動的な環境施策への活動を阻害する要因ともなるので県の然るべき対応が望まれる。

2. 監査の結果及び意見のまとめ

(1) 監査の結果及び意見の項目数

監査の結果及び意見の項目数は次のとおりである。

担当課室	結果	意見
環境政策課	6	32
自然保護課	5	14
県境再生対策室	2	5

(2) 監査において往査した施設等

今回の監査において、県庁以外に往査した場所及びその時期は次のとおりである。

往査した施設名及び場所等	往査した時期
県境再生対策室 田子町現地事務所、不法投棄現場	平成 25 年 9 月 2 日
白神山地ビクターセンター	平成 25 年 9 月 3 日
青森県立自然ふれあいセンター	平成 25 年 9 月 4 日
十二湖エコ・ニューシニアセンター	平成 25 年 10 月 2 日
青森県環境保健センター公営部	平成 25 年 10 月 17 日
青森県環境管理事務所	平成 25 年 10 月 18 日
八戸環境管理事務所	平成 25 年 10 月 30 日
弘前環境管理事務所	平成 25 年 11 月 7 日
むつ環境管理事務所	平成 25 年 12 月 4 日

(3) 監査の結果及び意見一覧

監査の結果及び意見の一例は次のとおりである。表中の右欄にある「頁」は、本報告書における当該項目の記載箇所である。

事業名又は施設名	監査の結果または意見の内容	区分		頁
		結果	意見	
<b>【環境政策課】</b>				
環境美化推進事業費	事業単位の適正な予算執行について 他の小学生対象事業との連携、調整について	●		73
浄化槽適正管理推進事業費	7条検査の実施状況について 11条検査の受検状況について 浄化槽台帳について		●●●	78 79 80 81
浄化槽普及促進事業費	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について 浄化槽の整備状況の現状把握について		●●	86 88
一般廃棄物リサイクル推進事業費	一般廃棄物会計基準適用と財務データ活用の促進について		●	90
産業廃棄物適正処理推進事業費	不適正処理の現状について		●	96

事業名又は施設名	監査の結果または意見の内容	区分		頁
		結果	意見	
不法投棄防止対策事業費	不法投棄の現状について 実績報告について		●●	104 107
PCB廃棄物適正処理推進費	ポリ塩化ビフェニール廃棄物保管事業者等立入検査・指導について		●	111
自動車リサイクル法推進事業費	登録業者に関する情報の収集について		●	113
環境保全基金積立金	基金の処分について		●	115
特定フロン処理推進事業費	立入検査等の実施について		●	117
北東北三県環境副読本共同作成事業費	環境副読本配布の効果について		●	119
地球温暖化防止行動推進事業費	他の小学生対象事業との連携、調整について 目標達成に向けて、より効果的な PDCA サイクルについて		●●	119 121
環境マネジメントシステム推進事業費	事業単位の適正な予算執行について		●	125
庁内ゼロエミ推進事業費	事業単位の具体的な取組の重複について 目標達成に向けて、より効果的な PDCA サイクルについて		●●	128 128
青森県循環型社会形成推進事業費	事業単位の適正な予算執行について 認定リサイクル製品の販売について		●●	130 132
環境活動推進事業費	事業単位の適正な予算執行について 本事業の設定の見直しについて	●		135 135
あおり低炭素社会推進事業費	環境金融の推進について 他事業との具体的な取組の重複について		●●	138 138
地域の人材による環境教育推進事業	大人向け環境教育プログラムの有効活用について 他の小学生対象事業との連携、調整について		●●	140 140
再生可能エネルギー等導入推進基金事業	太陽光発電システムの稼働状況等の確認について		●	142
環境保健センター費	環境監視測定調査における委託について		●	146
公害苦情・紛争処理事業費	苦情処理件数の内容把握と客観性確保について 排出基準適用工場・事業場の立入検査の目標数について		●●	148 152
水質監視・調査費	立入検査の対象となる特定事業場等について		●	154

事業名又は施設名	監査の結果または意見の内容	区分		頁
		結果	意見	
<b>【自然保護課】</b>				
県民の森の維持管理等に要する経費(管理運営費)	自主事業の計上について 備品の管理の徹底 指定管理者の選定について 競争性の確保に向けた取組 利用者の把握方法について 費目の設定について	●		161 161 162 162 162 163
狩猟取締指導費	講師研修委託について	●		166
白神山地ビクターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)	自主事業の計上について 備品の管理の徹底 行政コスト計算書の活用について 指定管理者の選定について 利用者数増加に向けた努力について	●		172 172 173 174 174
十二湖エコ・ミュージアムセンター	収支計算書の入手について 非公募による選定について 指定期間の変更 備品の管理の徹底 行政コスト情報の把握 施設の有効活用に向けた取組について 施設の運営の在り方について	●	●	179 180 181 181 182 182 183
<b>【環境再生対策事業費】</b>				
環境再生対策事業費	公募委員の継続について	●		189
汚染拡散防止対策事業費	廃棄物処理委託の設計単価について 事業の実施体制について	●		194 194
周辺対策推進事業費	環境学習の実施状況について 地域の振興について	●	●	197 198
風評被害対策給付金	情報発信について 限度額の見直しについて	●	●	198 199

**第5章 外部監査の結果及び意見一各論一**

**第1 環境政策課**

**1. 環境美化推進事業費**

**(1) 事業の概要**

**① 事業内容**

ア 空き缶等散乱防止推進事業費(平成24年度決算額2013千円)

青森県空き缶等散乱防止条例に基づき、全県的・総合的観点から環境美化意識の啓発・向上を図り、空き缶等の散乱を防止することを目的としている。平成24年度は、小学生向け意識啓発冊子「ごみ探偵団が行く!」の配布(10,300部)、ポスターの作成・配布(1,000枚)、テレビ広報の放送(5月と9月に各10本)を行っている。

イ 海岸漂着物地域対策推進協議会事業費(同0千円)

平成24年度は青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催が予定されていたが、実施されなかった。

**② 事業費の推移**

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	2,276	2,113	2,243
決算額	1,329	2,062	2,013

(単位:千円)

**③ 平成24年度決算額の主な内訳**

(単位:千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
報償費	15	
旅費	2	
需用費	1,049	「ごみ探偵団が行く!」印刷
役務費	8	
委託料	939	空き缶等散乱防止月間テレビスポットCM製作・放送
合計	2,013	

**(2) 監査要点と実施した手続**

監査要点	実施した手続
<b>【合规性について】</b>	
事業にかかわる事務の執行は関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を確認した。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を確認した。

監査要点	実施した手続
【有効性について】	
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	冊子ごみ探偵団が行く！等の成果に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。
【経済性、効率性について】	
事業にかかる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

**(3) 監査の結果**

**① 事業単位の適正な予算執行について**

本事業の決算額 2,013 千円の内容は、小学生向け意識啓発冊子の印刷製本費や空き缶等散乱防止月間のテレビスポット CM 製作・放送委託料が中心となっているが、他事業等の報償費(15 千円)が含まれている。

一つは機器購入の談合事案について弁護士に相談したものである。本来は、どの事業にも属さないものとして管理運営費等で対応すべき経費であるが、報償費の予算がなく、本事業の執行残で対応し、その後の補正等を行わなかったことである。

また、もう一つは不適正保管事案にかかる専門家への意見聴取の謝礼である。本来は、「県外産業廃棄物等適正処理推進事業費」などで執行すべき経費であるが、専門家から調査方法のアドバイスを受けること等を想定していなかったため、報償費の予算がなく、本事業の執行残で対応し、その後の補正等をしなかったことである。

環境政策課によると「目」単位で予算の執行を管理しており、事業単位では厳密に管理できていないとのことである。その結果、事業の決算額に他事業の支出が含まれることになる。

一般的に事業は特定の目的をもった単位であり、その目的を達成するために必要な経費として予算が算定されている。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されていない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。

**(4) 監査対象事業に対する意見**

**① 他の小学生対象事業との連携、調整について**

小学生向け意識啓発冊子「ごみ探偵団が行く！」はごみの発生から処分やリサイクルへの流れを解説し、「ごみの発生抑制やリサイクルに対する意識を啓発するものである。県は希望する小学校に対して配布しており、対象となる小学校 4 年生の 7～8 割に配布されているとのことである。

小学生を対象とする事業としては、他に「北東北三県環境副読本共同作成事業費」や「地域の入財による環境教育推進事業」がある。  
北東北三県環境副読本共同作成事業費では小学校 5 年生全員に環境副読本「まもろうみんなの地球 わたしたちのふるさと」を教師用引書とともに配布している。この環境副読本はごみやリサイクルを含み、自然や環境を幅広く取り上げたものである。また、地域の入財による環境教育推進事業では環境教育専門員が希望する小学校等で出前講座を行っている。ゲーム等を通じて環境や省エネに対する意識を高めようとするものであり、平成 24 年度は小学校や児童館 102 箇所で実施されている。  
それぞれ、取り上げている分野や意識啓発を図る手法は同一ではなく、多面的に学習の機会を提供する趣旨は理解できるが、いずれも小学生を対象とするものである。各事業について定期的に効果を確認し、その必要性を検討するとともに、より効果的、効果的な実施に向けて相互に連携、調整する必要がある。

2. 浄化槽適正管理推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

浄化槽法に基づき法定検査の受検指導及び適正な維持管理についての指導助言を行うもので、浄化槽設置者を対象とする事業である。  
浄化槽適正管理推進事業の主な内容は次のとおりである。

【表 17】 浄化槽適正管理推進事業の内訳

業務		区分	業務内容
①	法定検査の受検促進	県庁	チラシ作成、事務所へ配付、会議での市町村への依頼
		事務所	浄化槽設置届出時に配付、法定検査未受検者への文書等による指導
②	浄化槽苦情の処理	事務所	立入調査を行い、指導を行う
③	設置届出等の受理	事務所	内容の審査、受理書の発送等
④	違法浄化槽設置の対応	県庁 事務所	設置業者への指導、関係機関への連絡
⑤	浄化槽データの整理	事務所	設置届出等に基づくデータベースの作成

浄化槽は適正な維持管理が実施されなければ充分な機能が發揮されず、水環境に大きな影響を与えることから適正な管理が必要である。浄化槽設置者が適正な維持管理を行うことにより、水環境の保全を図ることが本事業の究極の目標となる。  
浄化槽法第12条により、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認められる場合、都道府県知事は必要な助言、指導または勧告ができることされており、当事業は、県が主体となって行うものである。

浄化槽法

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第12条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃又は浄化槽の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	7,118	7,124	7,298
決算額	6,926	7,076	7,185

(単位：千円)

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
賃金	15	
旅費	38	
需用費	292	
役員費	419	
委託料	6,365	データの入力事務の委託
負担金、補助及び交付金	54	
合計	7,185	

④ 浄化槽設置者(管理者)の義務

浄化槽法では、浄化槽管理者に「保守点検」「清掃」「法定検査」の義務を課している。それぞれの概要は次表のとおりである。

【表 18】 浄化槽設置者の義務

種別	内容	頻度・時期	備考
保守点検	浄化槽内の各種機能が適正に機能しているかどうかの点検、装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充などを行う。	処理対象 20 人以下の合併処理浄化槽では 4ヶ月に 1 回以上(※)	・県知事の登録を受けている「浄化槽保守点検業者」に委託 ・保守点検の記録票には 3 年間保存
清掃	浄化槽内に生じた汚泥、スカム(腐敗物)等の引き抜き、付属装置や機械類の洗浄等を行う。	毎年 1 回(全ばつぎ気型の浄化槽は半年に 1 回以上)	・市町村長から許可を受けている「浄化槽清掃業者」に委託 ・「清掃」の記録票には 3 年間保存
法定検査	浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを検査する。 (1)設置後等の水質検査(7 条検査) (2)定期検査(11 条検査)	(1)浄化槽使用後 3ヶ月経過した日から5ヶ月以内 (2)毎年 1 回	・青森県の指定検査機関である(社)青森県浄化槽検査センターが実施

※ 処理対象 20 人以下の単独処理浄化槽は 3ヶ月に 1 回以上 (青森県ホームページより監査人作成)

⑤ 法定検査

浄化槽は保守点検、清掃のほか、都道府県の指定する指定検査機関により、水質に関する検査を受けることが義務づけられている。  
第1回の検査は通常「7条検査」といわれ浄化槽の使用開始後 3か月を経過した日から5か月以内に行うことになっている。また、2回目以降の検査は通常「11条検査」といわれ、その後毎年1回行うことになっている。  
浄化槽の検査は、浄化槽の適正な機能を發揮させ、公共用水域等の水質を保全し、生活環境及び公衆衛生の向上に資するために実施される。  
それぞれの検査の概要は次表のとおりである。

76

75

**【表 19】 法定検査の概要**

種類	内容	根拠	検査対象
7条検査	設置時検査	浄化槽法第7条	新設された浄化槽
11条検査	定期検査	浄化槽法第11条	全ての浄化槽

**浄化槽法**

第7条第1項(設置後等の水質検査)

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第7条第1項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第11条第1項(定期検査)

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

**⑥ 各種届出・報告**

浄化槽の設置や使用開始、廃止、変更等の場合には、浄化槽法において各届出・報告書の提出が義務づけられている。

**【表 20】 各種届出・報告**

届出等の事由	様式	提出期限
浄化槽の設置をするとき	浄化槽設置届出書	工事着手の21日(型式認定浄化槽にあつては10日)前まで
浄化槽の構造又は規模を変更(徹微な変更を除く)するとき	浄化槽変更届出書	同上
浄化槽の使用を廃止したとき	浄化槽使用廃止届出書	当該事由の発生した日から30日以内
浄化槽の使用を開始したとき	浄化槽使用開始報告書	同上
浄化槽管理者が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	同上
浄化槽の技術管理者を変更したとき	浄化槽技術管理者変更報告書	同上

(青森県ホームページより監査人作成)

各種届出・報告の提出先は、県内に4カ所設置されている環境管理事務所(設置届出と変更届出に関しては建築確認申請が伴う場合は除く。)となる。各環境管理事務所の管轄区域は次表のとおりである。

**【表 21】 環境管理事務所の管轄区域**

事務所名	管轄区域
青森環境管理事務所	東津軽郡、上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)
弘前環境管理事務所	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西洋津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
八戸環境管理事務所	八戸市、十和田市、三沢市、上北郡(七戸町、おいらせ町、六戸町、東北町)、三戸郡
むつ環境管理事務所	むつ市、下北郡

(青森県ホームページより監査人作成)

各環境管理事務所の平成24年度の届出受理件数は次表のとおりである。

**【表 22】 各種届出受理件数**

事務所名	届出受理件数				平成24年度未設置基数
	設置	変更	使用廃止	管理者変更	
青森環境管理事務所	179	7	117	15	53
弘前環境管理事務所	317	14	187	34	62
八戸環境管理事務所	890	34	593	61	411
むつ環境管理事務所	227	24	180	26	29
合計	1,613	79	1,077	136	555

**(2) 監査要点と実施した手続**

監査要点	実施した手続
<b>【合规性について】</b> 事業にかかるとする事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。 浄化槽法に義務づけられている検査の受検状況及びその結果に対する措置は適切といえるか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画などの整合性を検証した。 弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所を往査して、浄化槽台帳の整備状況及び検査の結果にかかる資料を閲覧し、担当者への質問を実施した。
<b>【有効性について】</b> 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	平成25年2月28日に環境省から公表された「平成23年度末における浄化槽の設置状況等について」などのデータを用いて県の施策の状況を分析した。 弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所を往査して、浄化槽設置届出書綴を閲覧し、同綴にコネクトされている浄化槽法定検査申込書の作成状況等を確認した。

**(3) 監査の結果**

**① 浄化槽法定検査(7条)申込書の様式について**

浄化槽の設置をするとき、浄化槽設置者(管理者)は、工事着手の21日(型式認定浄化槽にあつては10日)前までに、管轄区域の環境管理事務所へ浄化槽設置届出書を提出するとされている。

青森県では、浄化槽設置届出書に浄化槽法第7条に基づく法定検査受検申込用紙の写し(以下「申込書」という。)を添付するよう要請している。弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所において、申込書の提出状況(平成24年度の一部)を確認したところ、旧様式の申込書をそのまま使用している事例がみられた。旧様式の申込書を使用する場合は、必要な修正を施しておく必要がある。

在庫があるため、平成24年度時点でも旧様式の申込書を使用するケースがあるとのことだが、その場合には、通常、必要な修正を行っている。環境省関係系浄化槽法施行規則第4条第1項により、7条検査の実施時期は、浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月間と定められている。これは、平成17



年の浄化槽法改正により改められたもので、従前は、「使用開始後6月を経過した日から2月間」に受けることとされていた。  
 旧様式の申込書は7条検査の実施時期について、「使用開始後6月を経過した日から2月間」と記載されている。環境管理事務所では、旧様式の申込書を使用する場合、7条検査の実施時期を「使用開始後3月を経過した日から5月間」に修正しているが、一部、その修正を行っていない申込書が見受けられた。  
 旧様式の申込書を使用する場合には、必要な修正を行ってから使用する必要がある。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 7条検査の実施状況について

次表は、平成25年2月28日に環境省から公表された「平成23年度末における浄化槽の設置状況等」について、47都道府県の7条検査の実施状況をまとめたものである。

【表23】都道府県別7条検査実施状況(平成23年度)

都道府県名	実施率 (7条検査)	都道府県名	実施率 (7条検査)	都道府県名	実施率 (7条検査)
1 岩手県	100.0%	17 福岡県	100.0%	33 山口県	94.3%
2 秋田県	100.0%	18 佐賀県	100.0%	34 京都府	93.8%
3 栃木県	100.0%	19 長崎県	100.0%	35 高知県	90.1%
4 富山県	100.0%	20 熊本県	100.0%	36 新潟県	87.8%
5 石川県	100.0%	21 大分県	100.0%	37 宮城県	87.0%
6 長野県	100.0%	22 宮崎県	100.0%	38 茨城県	84.5%
7 三重県	100.0%	23 沖縄県	100.0%	39 山形県	83.6%
8 滋賀県	100.0%	24 福井県	99.9%	40 青森県	83.4%
9 大阪府	100.0%	25 岐阜県	99.9%	41 東京都	82.1%
10 兵庫県	100.0%	26 鳥取県	99.9%	42 群馬県	80.6%
11 奈良県	100.0%	27 広島県	99.8%	43 静岡県	80.5%
12 鳥取県	100.0%	28 鹿児島県	99.8%	44 埼玉県	78.5%
13 岡山県	100.0%	29 和歌山県	99.4%	45 山梨県	73.2%
14 徳島県	100.0%	30 北海道	98.6%	46 千葉県	65.7%
15 香川県	100.0%	31 福島県	97.2%	47 神奈川県	59.3%
16 愛媛県	100.0%	32 愛知県	95.0%	合計	91.6%

平成23年度の7条検査実施率の全国平均は91.6%で、実施率が100%の府県が23ある状況で、青森県の実施率は83.4%となっており、全国平均を下回り、47都道府県中40番目の数値となっている。  
 同調査における過年度の青森県の結果をみると、平成22年度が100%、平成21年度が99.8%、平成20年度及び平成19年度が100%で、ほぼ100%で推移している。平成23年度の受検率の低下が一時的なものなのか不明確であるが、受検率の低下が繰り返さないよう留意する必要がある。

② 11条検査の受検状況について  
 次表は、平成25年2月28日に環境省から公表された「平成23年度末における浄化槽の設置状況等」について、47都道府県の11条検査の実施状況をまとめたものである。

【表24】都道府県別11条検査実施状況(平成23年度)

都道府県名	実施率 (11条検査)	うち合併	都道府県名	実施率 (11条検査)	うち合併
1 宮城県	92.4%	96.0%	25 滋賀県	32.7%	40.2%
2 岐阜県	86.4%	93.6%	26 大分県	32.0%	64.0%
3 長崎県	86.4%	90.8%	27 香川県	31.7%	53.2%
4 岩手県	86.0%	89.5%	28 愛媛県	31.3%	73.1%
5 岡山県	85.2%	94.0%	29 長野県	30.5%	36.1%
6 佐賀県	75.6%	85.3%	30 石川県	30.1%	57.1%
7 北海道	73.3%	87.2%	31 富山県	26.8%	67.9%
8 新潟県	70.2%	81.1%	32 鹿児島県	26.4%	31.6%
9 福岡県	65.3%	79.7%	33 三重県	24.9%	38.2%
10 山形県	64.7%	84.5%	34 茨城県	24.3%	39.9%
11 群馬県	61.8%	74.2%	35 和歌山県	24.0%	49.8%
12 栃木県	60.1%	58.1%	36 福島県	18.8%	48.0%
13 高知県	57.4%	75.0%	37 福井県	13.6%	31.7%
14 秋田県	57.1%	79.6%	38 奈良県	13.2%	42.9%
15 兵庫県	52.2%	75.4%	39 奈良県	12.1%	36.6%
16 青森県	51.1%	92.4%	40 神奈川県	11.6%	29.2%
17 熊本県	50.8%	79.6%	41 東京都	10.9%	23.4%
18 広島県	50.3%	65.7%	42 埼玉県	7.3%	15.8%
19 鳥取県	49.4%	91.9%	43 山梨県	7.3%	26.8%
20 鳥取県	46.5%	66.2%	44 大阪府	6.5%	15.8%
21 徳島県	44.6%	58.6%	45 千葉県	6.1%	15.7%
22 山口県	43.6%	54.4%	46 沖縄県	6.1%	24.5%
23 宮城県	40.8%	57.2%	47 静岡県	5.5%	18.2%
24 京都府	37.0%	57.4%	合計	31.8%	51.9%

平成23年度の青森県の11条検査実施率は51.1%で、47都道府県中16番目の高さであった。合併処理浄化槽の実施率は92.4%で、比較的の高率となっていることから、単独処理浄化槽の実施率が低いことが分かる。  
 前述したように、青森県では単独処理浄化槽の使用割合が比較的に高く、合併処理浄化槽への転換を促進していただくとともに、単独処理浄化槽の11条検査の実施率を高めていく施策も望まれる。  
 合併処理浄化槽の11条検査の実施についても、比較的高率であるとはいえ、宮城県や岐阜県、長崎県など、より高率となっている県もあることから、今後も実施率を高めるための対応が望まれる。

③ 浄化槽台帳について

県においては、各環境管理事務所が浄化槽台帳を整備している。今回の監査で弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所の浄化槽台帳を確認したところ、法定検査の受検状況が記載されていないなどの問題が見受けられた。

弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所において、平成 24 年度に提出された浄化槽設置届出書に対する浄化槽台帳の作成状況を確認したところ、両環境管理事務所とも浄化槽台帳そのものは適切に作成されていたが、弘前環境管理事務所においては、浄化槽台帳に 7 条検査の実施状況についての記載がなされていなかった。

浄化槽台帳は様式が定められており、法定検査の受検状況を示す欄が設けられている。むつ環境管理事務所は 7 条検査の実施状況が記載されていたが、弘前環境管理事務所はその記載がなされているものが見受けられず、よって、新たに使用開始された浄化槽について、7 条検査を受検しているのかどうか浄化槽台帳から把握できない状況となっている。

県内の法定検査は、社団法人青森県浄化槽検査センター（以下「センター」という。）が行っている。前述したように青森県では、浄化槽設置届出書の提出者に対して 7 条検査の申込書を添付するよう要請している。この申込書は各環境管理事務所からセンターに送られ、センターも 7 条検査の申込がなされたことを把握できる。

浄化槽設置届出書は、工事着手の 21 日（型式認定浄化槽にあつては 10 日）前までに提出されるものであるため、届出書及び申込書を受領した段階では、浄化槽はまだ使用されておらず、浄化槽の使用を開始したときは、別途、浄化槽使用開始報告書の提出を受ける必要がある。7 条検査は、浄化槽使用開始報告書を受領した後に行うことになるが、検査日は、センターと浄化槽の使用管理者の話し合いにより決定される。

7 条検査の実施状況はセンターから各環境管理事務所に報告され、各環境管理事務所は、その報告に基づいて 7 条検査の受検状況を浄化槽台帳に記録する必要があるが、弘前環境管理事務所ではこの事務が行われていなかった。

弘前環境管理事務所においては、11 条検査の受検状況も浄化槽台帳に記載されており、むつ環境管理事務所においては、一部は受検状況を記載しているが、記載されていないものもあり、両環境管理事務所とも、浄化槽台帳からは 11 条検査の受検状況を正確に把握できない状態となっている。

法定検査の受検状況が浄化槽台帳に記録されていないのは、環境管理事務所が作成している浄化槽台帳のあり方や、センターとのデータのやり取りの方法などに起因する面があると思われる。

浄化槽台帳は紙で作成されている。したがって、法定検査の受検状況を正確に記録しておくためには、この紙ベースの浄化槽台帳に手書きで記入することになる。次に示すように、平成 24 年度の年間の受検状況は、弘前環境管理事務所が 8,000 件強、むつ環境管理事務所が 7,000 件弱もあり、これを網羅的に記録しておくことは実務上困難な状況となっていることである。

本来であれば、浄化槽台帳を電子データ化して、センターとの電子データでのやり取りで受検状況を記録しておくことが望ましいが、センターからの報告も紙ベースで行われている。

現状においては、環境管理事務所が作成している浄化槽管理台帳については、個々の浄化槽について、法定検査の受検状況を把握することが難しく、受検状況の網羅性を把握することも難しい。  
浄化槽管理台帳については、電子データ化を検討することのほか、センターに作成を委託することも一つの方法である。いずれにしても、センターとともに浄化槽管理台帳のあり方を見直す必要がある。

【表 25】 7 条検査及び 11 条検査実施状況一覧表

区分	計	適正	概ね適正	不適	内容内訳	
					構造	維持管理
青森環境管理事務所	7 条 167	106	58	3	4	0
弘前環境管理事務所	7 条 4,081	3,304	740	37	37	1
八戸環境管理事務所	7 条 7,947	6,234	92	6	6	0
むつ環境管理事務所	7 条 650	423	219	8	10	0
青森市	7 条 140	84	53	3	3	0
合計	11 条 14,817	10,796	5,088	46	49	1
割合	計	48,233	38,506	8,798	399	23
	7 条	100.0%	63.1%	35.4%	421	23
	11 条	100.0%	80.3%	18.8%	—	—

※ 不適の内容内訳には重複計上があるため、不適数とは一致していない。  
（平成 25 年度事業概要「青森県環境生活部より」）

3. 浄化槽普及促進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が実施主体となつて行う浄化槽整備事業について、国及び県が事業費に係る財政支援を行い、公共下水道事業、農業集落排水事業対象区域外の汚水処理施設整備率の向上を図るものである。

浄化槽整備事業は環境省が所管しており、市町村が浄化槽を設置する個人に対し補助する場合(浄化槽設置整備事業)と、市町村自らが設置主体となり公共事業として整備する場合(浄化槽市町村整備推進事業)がある。

いずれの場合も、国の交付金(循環型社会形成推進交付金または汚水処理施設整備交付金)が受けられる。補助率は、国補助基準額または市町村補助基準額のいずれか低い額の3分の1以内である。

県は、浄化槽設置整備事業(個人設置型)を実施している市町村に、県補助基準額または市町村補助基準額のいずれか低い額の6分の1を補助している。

【表26】整備事業及び交付金等

事業種別(環境省)	交付金(国)	補助金(県)
浄化槽設置整備事業(個人設置型)	循環型社会形成推進交付金(環境省)	青森県浄化槽整備費補助金
浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)	汚水処理施設整備交付金(内閣府)	—(※)

※ 市町村設置型は補助対象外

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	33,978	32,605	32,609
決算額	22,007	23,412	28,068

(単位：千円)

③ 平成24年度決算額の主な内訳

節	平成24年度決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	28,068	平成24年度青森県浄化槽整備費補助金
合計	28,068	

(単位：千円)

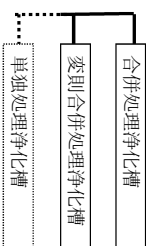
④ 浄化槽

浄化槽とは、下水道のない地域で水洗便所を使用する場合に汚水を浄化して河川等に放出するための施設で、合併処理方式浄化槽(以下「合併処理浄化槽」という。)と変則合併処理浄化槽の2種類があり、下水道と同様の処理機能がある。

浄化槽については浄化槽法ごその定めがある。浄化槽法においては、合併処理浄化槽を浄化槽法上の浄化槽と定義し、便所と連結してし尿を処理し下水道以外に放流するための設備または施設として、合併処理浄化槽以外のものの設置を原則として禁止している。

なお、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽は、同改正後の浄化槽法の適用にあつては浄化槽法上の浄化槽とみなすが、その使用者は、合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更を努めなければならない。

【図7】個人設置の浄化槽の分類



し尿と生活雑排水を同時に処理するもの。(浄化槽法上の浄化槽)

単独処理浄化槽と変則合併処理装置(単独処理浄化槽の処理水と雑排水を処理する装置)とを組み合わせたもの。

し尿のみを処理するもの。

(平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽は浄化槽法上、浄化槽とみなされる)

⑤ 浄化槽に関する県の役割

平成25年度環境生活部の事業概要では、浄化槽対策として、「公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置推進について、市町村や関係団体等に協力を依頼するとともに、パンフレット等を作成し、普及啓発に努めている。」としている。

⑥ 浄化槽の設置状況

県内の浄化槽の設置状況は次表のとおりである。

【表27】浄化槽設置状況一覧表(平成25年3月31日現在)

所管	種類	人口								
		計	20人以下	21~100	101~200	201~300	301~500	501人以上		
青森環境 管理事務所	単独	4,043	3,344	552	84	29	8	8		
	合併	2,573	2,284	212	45	16	26	8		
弘前環境 管理事務所	単独	6,616	5,628	764	129	45	34	16		
	合併	16,359	14,061	2,031	180	49	34	4		
八戸環境 管理事務所	単独	5,980	5,196	523	112	38	37	74		
	合併	22,339	19,257	2,554	292	87	71	60		
むつ環境 管理事務所	単独	28,856	25,646	2,881	225	58	34	12		
	合併	17,715	16,462	931	138	67	57	60		
青森市	単独	46,571	42,108	3,812	363	125	91	72		
	合併	9,498	8,544	868	59	16	11	0		
青森市	単独	3,908	3,541	246	62	23	24	12		
	合併	13,406	12,085	1,114	121	39	35	12		
青森市	単独	10,772	9,317	1,206	166	48	29	6		
	合併	4,071	3,550	354	71	32	22	42		
青森市	単独	14,843	12,867	1,560	237	80	51	48		
	合併									

所管	種類	人種						
		計	20人以下	21～100	101～200	201～300	301～500	501人以上
県計	単独	69,528	60,912	7,538	714	200	134	30
	合併	34,247	31,033	2,266	428	176	148	196
	小計	103,775	91,945	9,804	1,142	376	282	226

※ 青森市は中核市のため把握している数値を記載している。  
 (平成25年度事業概要「青森県環境生活部より」)

⑦ 浄化槽の設置基数の全国比較

平成25年2月に環境省から公表された単独処理浄化槽と合併処理浄化槽を合計した浄化槽の都道府県別の設置基数(平成23年度末(平成24年3月末))は次表のとおりである。

青森県の浄化槽の設置基数(平成24年3月末)は102,262基で、47都道府県のなかでは28番目の数値となっている。

【表28】 浄化槽設置基数(平成24年3月末)

都道府県名	全数	都道府県名	全数	都道府県名	全数
1 千葉県	620,760	17 福岡県	168,514	33 山形県	79,578
2 愛知県	604,195	18 香川県	163,121	34 秋田県	71,536
3 埼玉県	551,317	19 大阪府	162,022	35 島根県	68,434
4 静岡県	506,774	20 愛媛県	160,260	36 福井県	67,695
5 群馬県	315,844	21 山梨県	148,669	37 北海道	66,331
6 福島県	269,299	22 宮崎県	148,338	38 長崎県	65,610
7 鹿児島県	267,244	23 栃木県	148,046	39 富山県	61,371
8 茨城県	252,185	24 大分県	136,374	40 石川県	59,632
9 新潟県	214,072	25 熊本県	134,584	41 宮城県	58,050
10 三重県	211,981	26 山口県	123,345	42 佐賀県	54,264
11 神奈川県	189,306	27 奈良県	106,560	43 岩手県	54,264
12 和歌山県	187,315	28 青森県	102,262	44 京都府	48,680
13 広島県	182,821	29 兵庫県	99,673	45 滋賀県	44,406
14 岐阜県	181,635	30 高知県	90,692	46 東京都	39,712
15 徳島県	180,209	31 沖縄県	87,615	47 鳥取県	30,659
16 岡山県	179,123	32 長野県	83,260	合計	4,914,080

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
事業ごみかる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	資料の閲覧と担当者への質問により、県が行っている浄化槽整備費補助事業について、環境省が所管する浄化槽整備事業との整合性を確認した。 平成24年度の浄化槽整備費補助金の交付先を示した資料を入手し、その妥当性を検証した。

監査要点	実施した手続
【有効性について】	平成25年2月28日に環境省から公表された「平成23年度末における浄化槽の設置状況等について」などのデータを引用して県の施策の状況を分析した。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について

次表は、平成25年2月28日に環境省から公表された「平成23年度末における浄化槽の設置状況等について」より、47都道府県の浄化槽設置基数の内訳を示し、合併処理浄化槽の占める割合が高い(単独処理浄化槽の占める割合が低い)順に並べたものである。

【表29】 浄化槽の設置状況比較(平成23年度末)

都道府県名	全数	うち合併処理浄化槽	合併処理浄化槽の割合	うち単独処理浄化槽	単独処理浄化槽の割合
1 岩手県	48,680	42,623	87.6%	6,057	12.4%
2 長野県	83,260	67,275	80.8%	15,985	19.2%
3 長崎県	65,610	49,058	74.8%	16,552	25.2%
4 福岡県	168,514	117,131	69.5%	51,383	30.5%
5 北海道	66,331	43,963	66.3%	22,368	33.7%
6 栃木県	148,046	90,109	60.9%	57,937	39.1%
7 佐賀県	54,264	32,702	60.3%	21,562	39.7%
8 鹿児島県	267,244	152,724	57.1%	114,520	42.9%
9 滋賀県	39,712	22,196	55.9%	17,516	44.1%
10 岡山県	179,123	98,302	54.9%	80,821	45.1%
11 京都府	44,406	24,312	54.7%	20,094	45.3%
12 茨城県	252,185	137,169	54.4%	115,016	45.6%
13 宮城県	58,050	31,537	54.3%	26,513	45.7%
14 高知県	90,692	47,519	52.4%	43,173	47.6%
15 熊本県	134,584	69,804	51.9%	64,780	48.1%
16 秋田県	71,536	36,371	50.8%	35,165	49.2%
17 三重県	211,981	106,261	50.1%	105,720	49.9%
18 山口県	123,345	59,662	48.4%	63,683	51.6%
19 広島県	182,821	85,381	46.7%	97,440	53.3%
20 兵庫県	99,673	46,218	46.4%	53,455	53.6%
21 大分県	136,374	61,318	45.0%	75,056	55.0%
22 島根県	68,434	30,446	44.5%	37,988	55.5%
23 和歌山県	187,315	79,480	42.4%	107,835	57.6%
24 愛媛県	160,260	67,850	42.3%	92,410	57.7%
25 宮崎県	148,338	61,169	41.2%	87,169	58.8%

都道府県名	全数	うち合併処理 浄化槽	合併処理浄 化槽の割合	うち単独処理 浄化槽	単独処理浄 化槽の割合
26 香川県	163,121	65,115	39.9%	98,006	60.1%
27 埼玉県	551,317	210,893	38.3%	340,424	61.7%
28 東京都	30,659	11,721	38.2%	18,938	61.8%
29 鳥取県	24,685	9,433	38.2%	15,252	61.8%
30 岐阜県	181,635	68,002	37.4%	113,633	62.6%
31 石川県	59,632	22,077	37.0%	37,555	63.0%
32 山形県	79,578	29,271	36.8%	50,307	63.2%
33 福島県	269,299	96,139	35.7%	173,160	64.3%
34 千葉県	620,760	211,725	34.1%	409,035	65.9%
35 群馬県	315,844	102,889	32.6%	212,955	67.4%
36 青森県	102,262	32,439	31.7%	69,823	68.3%
37 愛知県	604,195	178,650	29.6%	425,545	70.4%
38 大阪府	162,022	47,901	29.6%	114,121	70.4%
39 徳島県	180,209	51,966	28.8%	128,243	71.2%
40 福井県	67,695	19,059	28.2%	48,636	72.6%
41 静岡県	506,774	139,039	27.4%	367,735	72.6%
42 奈良県	106,560	28,680	26.9%	77,880	73.1%
43 富山県	61,371	14,769	24.1%	46,602	75.9%
44 沖縄県	87,615	20,823	23.8%	66,792	76.2%
45 山梨県	148,669	35,157	23.6%	113,512	76.4%
46 新潟県	214,072	47,796	22.3%	166,276	77.7%
47 神奈川県	189,306	39,155	20.7%	150,151	79.3%
合計	7,818,058	3,143,279	40.2%	4,674,779	59.8%

上表より青森県は、平成 23 年度末の浄化槽設置基数 102,262 基のうち合併処理浄化槽が 32,439 基、単独処理浄化槽が 69,823 基で、全体に占める合併処理浄化槽の設置割合は 31.7%、単独処理浄化槽の設置割合は 68.3%となっており、合併処理浄化槽の設置割合は全国 36 番目となっている。

単独処理浄化槽はし尿のみを処理し、台所や洗濯、風呂から流す生活排水は処理されない。

環境省が監修し、社団法人全国浄化槽団体連合会が平成 14 年 10 月に発行している「快適な生活と美しい環境を守る合併処理浄化槽」によると、水質汚濁の指標である BOD は、単独処理浄化槽では約 80%が未処理のまま放流され、合併処理浄化槽は 10%以下に減少するとされている。

水環境を守ることを目的として、平成 12 年に浄化槽法が改正（平成 13 年施行）され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の利用者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされている。しかしながら、実際には、単独処理浄化槽が全国的に今なお使用されており、青森県の場合はその割合が比較的高い状況である。

単独処理浄化槽の利用者から排出される生活雑排水は処理されずそのまま垂れ流されるため、河川等における水質汚濁の要因となり、青森県においては、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換をより促進することは喫緊の課題である。

果は、合併処理浄化槽への転換を促進するための施策として、市町村が実施する転換施策に対して財政的な支援を行っているが、県が現在行っている施策の有効性、効果について十分に検討し、必要に応じて施策の見直しを行う必要がある。

② 浄化槽の整備状況の現状把握について

浄化槽法の一部を改正する法律が、平成 17 年 5 月 20 日に公布され、その一部を除いて平成 18 年 2 月 1 日から施行されている。これに伴い、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令が平成 17 年 9 月 26 日に公布され、平成 18 年 2 月 1 日から施行されている。その改正では、浄化槽の使用廃止の届出についての定めを設けている。

環境省は、平成 17 年 11 月 14 日に、これら改正の趣旨及び内容を示しており、浄化槽の使用廃止の届出に併せて、「浄化槽の設置状況を確実に把握するため、浄化槽の設置にかかると台帳を整備するよう努められたい」として、各都道府県及び各政令市に対して、浄化槽台帳の整備を促している。

平成 22 年 3 月に環境省から公表された「平成 21 年度単独処理浄化槽転換施策事例集」（以下「事例集」という。）では、都道府県等に対して単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する調査を実施しており、単独転換に関し効果をあげている事例のほか、施策の計画や実施における課題等が明らかとなったとしている。

およそ 1/3(31.8%)の都県において台帳の不備等により単独処理浄化槽の設置の実態が把握されていないことを課題と捉えられていた。このため、事業規模の予測ができない、あるいは単独処理浄化槽が設置されている世帯が特定できないといった理由から、補助等の施策の実施に支障を生じているとの意見があった。

（環境省「平成 21 年度単独処理浄化槽転換施策事例集」より抜粋）

今回の調査において、青森県の単独処理浄化槽の設置実態について検討したが、どこまで設置実態の把握が進んでいるのかは不明確であった。県が実態を把握していない単独処理浄化槽は少なからず存在している可能性はあると考えられる。

事例集では、浄化槽台帳の整備の遅れ、あるいはその精度の低さの解決策として、関係する機関等との連携の必要があるものと考えている県があるとしている。青森県においても、このような例を踏まえ、浄化槽台帳のより一層の整備に努める必要がある。

都県における単独転換に対する施策は、市町村が実施する転換施策に対して財政的な支援を行うことが主体であるものと考えられた。補助等の施策を実施する上で、その事業規模を計る必要があるが、その基礎となる単独浄化槽の設置基数等を把握することが十分に進んでいない実態が明らかになった。すなわち、台帳整備の遅れ、あるいはその精度が低いといった内容である。その解決策として、関係する機関等との連携の必要があるものと考えている県があった。（連携の例としては、富山県及び群馬県では指定検査機関に浄化槽台帳の作成業務の委託を行っている。）

（環境省「平成 21 年度単独処理浄化槽転換施策事例集」より抜粋）

4. 一般廃棄物リサイクル推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

一般廃棄物処理事業実態調査結果(平成23年度実績)によると、青森県の1人1日当たりの一般廃棄物排出量は1,038gであり、全国値975gを上回り、47都道府県中5番目に多い。また、一般廃棄物のリサイクル率は13.6%であり、全国値20.4%を下回り、全国で5番目に低い。本事業では一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進を図るため、次の細事業を行っている。

ア 一般廃棄物リサイクル制度普及促進事業費(平成24年度決算額224千円)  
家電リサイクルとパソコンリサイクルについてリーフレットの作成・配布、ボスターの作成・配布、ラジオ広報による普及啓発を行っている。

イ もったいない・おおもり推進事業(同2,738千円)

第2次青森県循環型社会形成推進計画の目標達成を目指すし、県民・事業者・市町村などが一体となって県民総参加のもと、リサイクルやごみ減量に取り組み「もったいない・おおもり県民運動」を展開している。

平成24年度はもったいない・おおもり県民運動推進会議、もったいない・おおもり県民運動推進フォーラム、循環型社会づくり市町村施策セミナー(3回)を開催している。

そのほか、レジ袋無料配布取り止め(有料化)を進めるごみゼロチャレンジ事業、生活系紙ごみのリサイクルを推進するエコステーションや古紙リサイクルセンターの設置、古紙リサイクルシステムのオアシス町内会の設立などが進められている。

ウ 事業系食品残さリサイクル推進事業(同2,903千円)

事業系ごみのリサイクル促進対策として食品残さのリサイクルを推進するため、関係者が連携し、リサイクル促進の方策を検討するとともに、事業者等がリサイクルに取り組みやすい支援体制を整備し、食品残さのリサイクルの構築を進めている。

平成24年度には事業系食品残さリサイクル推進協議会が3回開催されている。また、既存の食品残さ処理システムの中で、リサイクルルーブリックを構築するための課題・問題点を明らかにし解決するための調査・分析等の実証事業を実施している。

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	5,323	5,306	8,845
決算額	4,031	3,310	5,864

(単位:千円)

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
報償費	391	循環型社会づくり市町村施策セミナー講師謝金、事業系食品残さリサイクル推進協議会委員謝金等
旅費	556	事業系食品残さリサイクル推進協議会委員旅費等
需用費	1,129	コピー代、カプリン代、雑誌購読料等
役員費	195	県民運動推進フォーラム新聞広告掲載料
委託料	3,156	もったいない・おおもり県民運動推進フォーラム講師派遣業務委託、同ラジオ放送委託、事業系食品残さリサイクル実証事業委託
使用料及び賃借料	437	循環型社会づくり市町村施策セミナー会場使用料、もったいない・おおもり県民運動推進フォーラム会場使用料
合計	5,864	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかると事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	決算額内訳、支出負担行為、契約書等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	セミナー実施概要や委託業務報告書等の資料の閲覧と担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。
【経済性・効率性について】 事業にかかると事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出命令等の支出に係る資料の閲覧と担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 一般廃棄物会計基準適用と財務データ活用の促進について

平成24年度の循環型社会づくり市町村施策セミナーでは、市町村の関係者向けに一般廃棄物会計基準に関する講演や導入事例の紹介等が行われている。一般廃棄物会計基準は廃棄物処理法基本方針に基づき環境省が平成19年6月に公表したものであり、一般廃棄物処理事業に関する財務書類(原価計算書、行成コスト計算書、資産・負債一覧表)の作成に当たり対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等の標準的な手法を示したものである。廃棄物処理法基本方針では、市町村に一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を求めており、一般廃棄物会計基準はその役割を果たす際

のガイドラインとなるものである。また、同基本方針では都道府県も市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。

一般廃棄物会計基準が公表されて6年経過したところであるが、青森県内で同会計基準を適用した市町村は平成24年度に3つ、平成25年度途中段階では半数程度である。平成25年度中にはすべての市町村に適用される予定とのことである。

一般廃棄物会計基準の適用は市町村に義務づけられているものではないため、今後は、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成が継続的に行われること、そして、財務データが環境施策の検討や住民への説明に活用されていくことが重要となる。

県は市町村の財務書類の作成状況や財務データを取りまとめるとともに、分析や施策検討、公表など、財務データの活用事例を含めて市町村に情報提供し、一般廃棄物会計基準の適用と活用に関する啓発を図っていくことが望ましい。

5. 産業廃棄物適正処理推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

ア 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物の「収集運搬」と「処分」を産業廃棄物の「処理」といい、「処理」を業とすることを産業廃棄物処理業という。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)において、府県知事の許可を受けなければならぬと定められており、青森県内(青森市を除く)で産業廃棄物処理業を営む場合は、青森県知事の許可が必要となる。

青森県知事の許可を受けようとする者は許可申請書を提出する必要がある。許可申請書の提出先は、申請者の住所または所在地(法人の場合は商業登記簿上の本店所在地)を管轄する環境管理事務所となる。

【表 30】 環境管理事務所の管轄区域

事務所名	管轄区域
青森環境管理事務所	東津軽郡、上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)
弘前環境管理事務所	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
八戸環境管理事務所	八戸市、十和田市、三沢市、上北郡(七戸町、おいらせ町、六戸町、東北町)、三戸郡
むつ環境管理事務所	むつ市、下北郡

※ 申請者の住所または所在地が県外の場合は、青森環境管理事務所に提出する。

イ 産業廃棄物処理施設の設置許可

青森県内(青森市を除く)で、産業廃棄物を脱水、焼却または破壊等の方法で中間処理する施設(中間処理施設)や、埋立処分施設(最終処分場)を設置する場合は、産業廃棄物処理業の許可とは別に、処分する廃棄物の種類や施設の規模等により、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。施設の改造または増設の際も変更許可が必要となる場合がある。

施設の設置許可を受けようとする者は許可申請書を提出する必要があるが、許可申請書の提出先は環境管理事務所ではなく、環境政策課(廃棄物・不法投棄対策グループ)となる。

なお、青森市内に産業廃棄物処理施設を設置する場合、または青森市内で産業廃棄物の収集運搬業をする場合等、青森市内で行う産業廃棄物処理業等に係る各種許可手続の窓口は青森市となる。

ウ 産業廃棄物処理業者への立入検査・指導

産業廃棄物の適正処理を推進するため、県は、処理業者、処理施設に対して立入検査・指導等を実施している。主な不適正事項は、帳簿の不備や施設の維持管

理が不適切なケース等で、指導に促し是正がなされない場合は、改善、措置命令、業の許可取消しや停止等の行政処分を行っている。

② 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	11,919	8,344	7,103
決算額	4,075	3,682	4,332

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

箇	平成24年度 決算額	主な内容
賃金	536	
旅費	818	
需用費	1,332	印刷製本費
役員費	273	
委託料	827	産業廃棄物処理実績報告データ入力業務
使用料及び賃借料	252	
負担金、補助及び交付金	294	
合計	4,332	

④ 不適正処理件数及び不適正処理量(新規判明事案)の全国推移

次表は、平成25年12月26日に環境省から公表された「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について」(以下「不法投棄等の状況」という。)で示されている不適正処理件数及び処理量(新規判明事案)の推移を示したものである。不法投棄等の状況で示されている不適正処理件数及び処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む)事案はすべてを集計対象としている。

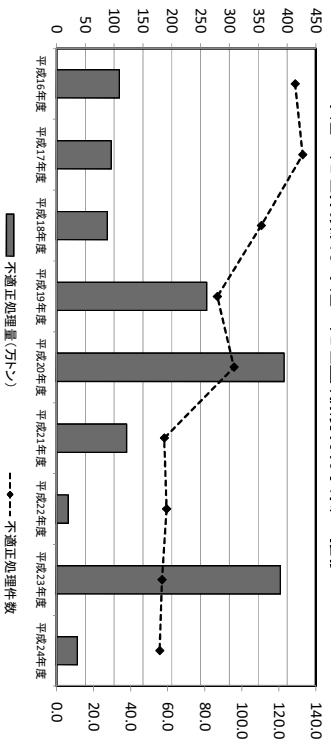
【表31】 不適正処理件数及び不適正処理量(新規判明事案)の推移

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
不適正処理件数(件)	414	427	355	279	308
不適正処理量(トン)	34.0	29.6	27.5	81.1	122.8
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
不適正処理件数(件)	187	191	183	179	
不適正処理量(トン)	37.9	6.4	120.9	11.3	

不適正処理件数は減少傾向にあるが、不適正処理量は本年度により変動している。

2 産業廃棄物処理法では、「腐蝕性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っている。

不適正処理件数及び不適正処理量(新規判明事案)の推移



⑤ 産業廃棄物処理施設等立入検査状況

次表は、青森県の平成20年度から平成24年度までの産業廃棄物処理施設等への立入検査状況の推移を示したものである。平成20年度から平成23年度までは1,700件前後で推移していたが、平成24年度は2,014件で2,000件を超えている。

【表32】 立入検査件数の推移

検査対象	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
産業廃棄物処理業者	490	543	568	625	563
産業廃棄物処理施設	285	493	321	351	438
産業廃棄物排出事業所	923	747	806	789	1,013
合計	1,698	1,783	1,695	1,765	2,014

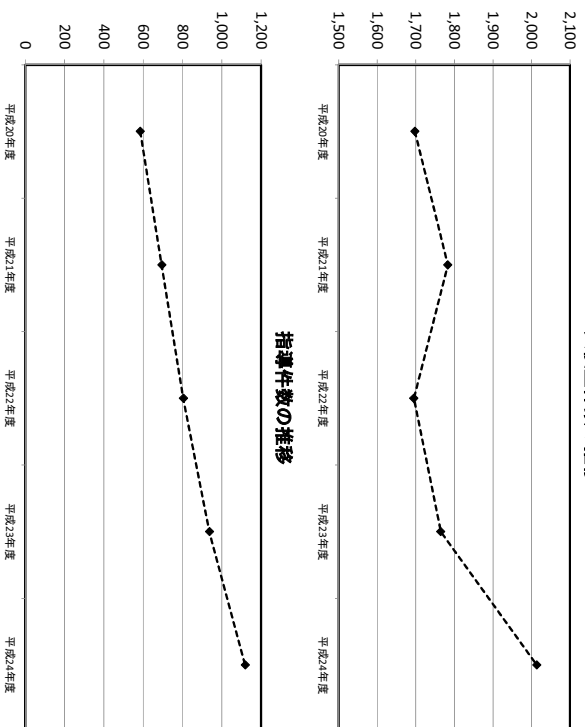
次表は、上記の立入検査の結果としての指導件数の推移を示したものである。指導件数は毎年度増加しており、グラフは右肩あがりとなっている。

【表33】 指導件数の推移

検査対象	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
産業廃棄物処理業者	121	185	211	348	285
産業廃棄物処理施設	52	112	63	65	156
産業廃棄物排出事業所	412	397	530	524	678
合計	585	694	804	937	1,119



立入検査件数の推移



⑤ 手数料について

産業廃棄物処理業の許可申請を行う場合には申請手数料が必要となる。都道府県等が受領する手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において上限額が定められており、各都道府県は、この上限額の範囲内で手数料金額を定めることになる。次表は、産業廃棄物処理業の許可に関する事務について、青森県が徴収している手数料額を示したものである。手数料は青森県収入証紙での納付となり、環境管理事務所は現金を直接取り扱っていない。

【表 34】 産業廃棄物処理業の許可に関する事務の手数料

項目	新規	更新	変更
産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請	81,000 円	73,000 円	71,000 円
産業廃棄物処分業に係る許可申請	100,000 円	94,000 円	92,000 円
特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請	81,000 円	74,000 円	72,000 円
特別管理産業廃棄物処分業に係る許可申請	100,000 円	95,000 円	95,000 円

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかわる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。 弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所を往査して、不適正処理案件に対する県の対応状況をまとめた資料を閲覧し、不適正処理案件に対する対応が適切に行われているかを確認した。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	平成 25 年 12 月 26 日に環境省から公表された「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成 24 年度)について」などのデータを用いて県の施策の状況を分析した。
【経済性・効率性について】 事業にかかわる事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 不適正処理の現状について

前述した不法投棄等の状況は毎年度公表されている。次表は、平成 20 年度から平成 24 年度までの各年度に公表された不法投棄等の現状より、新規に判明した不適正処理件数の推移を示したものである。

1 件当たりの不適正処理量が 10t 以上の事案について、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間の状況をみると、青森県の不適正処理件数の合計数は 65 件で、47 都道府県中 5 番目の数値となっている。また、5 年間の不適正処理量の合計は 6,332 トンで、47 都道府県中 27 番目の数値となっている。

青森県では、不適正処理事案への対応は、原則として各環境管理事務所が行っており、特に問題のある事案は環境管理事務所と環境政策課が共同で対応している。今回の監査においては、弘前環境管理事務所とむつ環境管理事務所における不適正処理事案への対応を確認したが、環境管理事務所の対応に問題があると思われる事案は見受けられなかった。

弘前環境管理事務所とむつ環境管理事務所の状況を見る限り、不適正処理事案への対応は適切に行われているとの印象を受けたが、青森県の不適正処理事案の発生状況は、他都道府県と比較しても低いと言いきれない。既に判明している不適正処理事案への対応はもろろのこと、新たな不適正処理の発生を防ぐよう、これまで以上に施策を展開していく必要がある。

【表 35】新規に判明した不適正処理件数の推移

都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
1 茨城県	50	32	31	32	46	191
2 群馬県	50	16	27	15	26	134
3 千葉県	45	21	29	26	10	131
4 鹿児島県	16	19	20	35	14	104
5 青森県	15	7	14	11	18	65
6 栃木県	18	7	14	8	7	62
7 石川県	8	15	18	11	4	48
8 北海道	19	8	2	0	7	36
9 新潟県	9	7	3	5	4	28
10 山梨県	4	3	7	9	0	23
11 岡山県	7	4	3	3	3	20
12 長崎県	2	3	1	0	11	17
13 岩手県	0	12	4	0	0	16
14 長野県	6	3	0	0	4	13
15 福島県	7	3	1	0	1	12
16 神奈川県	6	2	1	2	1	12
17 香川県	3	1	1	4	3	12
18 熊本県	0	0	5	1	6	12
19 広島県	0	9	1	0	0	10
20 福岡県	8	2	0	0	0	10
21 愛媛県	5	0	0	1	2	8
22 沖縄県	0	3	1	3	0	8
23 三重県	3	0	2	2	0	7
24 兵庫県	2	1	2	0	2	7
25 和歌山県	5	0	1	0	0	6
26 愛知県	1	0	2	1	1	5
27 京都府	0	1	0	3	1	5
28 大阪府	2	2	0	0	1	5
29 宮城県	3	0	0	1	1	4
30 富山県	0	3	0	1	0	4
31 岐阜県	2	0	0	2	0	4
32 奈良県	1	0	0	1	2	4
33 宮崎県	0	0	0	3	1	4
34 山形県	2	0	0	0	1	3
35 埼玉県	2	0	0	1	0	3
36 滋賀県	1	1	1	0	0	3
37 島根県	1	2	0	0	0	3
38 福井県	0	0	0	1	1	2
39 静岡県	2	0	0	0	0	2
40 高知県	0	0	0	2	0	2
41 佐賀県	2	0	0	0	0	2
42 大分県	1	0	0	0	0	1
43 秋田県	0	0	0	0	0	0
44 東京都	0	0	0	0	0	0
45 鳥取県	0	0	0	0	0	0
46 山口県	0	0	0	0	0	0
47 徳島県	0	0	0	0	0	0
合計	308	187	191	183	179	1,048

【表 36】新規に判明した不適正処理量の推移

都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
1 奈良県	854,396	0	0	120	28	854,544
2 沖縄県	0	857	25	383,168	124	384,174
3 愛媛県	464	0	0	383,000	66	383,530
4 愛知県	464	0	3,108	300,000	7,240	310,812
5 福島県	320	234,601	84	0	25,000	260,005
6 三重県	157,974	0	230	6,525	0	164,729
7 茨城県	27,923	21,303	26,612	66,120	15,156	151,114
8 京都府	0	44	0	49,709	22,200	71,953
9 長野県	25,191	26,520	0	0	3,569	55,280
10 石川県	2,563	34,115	3,397	1,360	756	42,191
11 千葉県	15,724	4,520	9,740	5,452	1,978	37,414
12 福岡県	28,956	220	0	0	0	29,176
13 鹿児島県	6,132	3,346	6,069	10,289	1,494	27,330
14 北海道	13,519	549	167	0	10,557	24,792
15 群馬県	10,864	3,986	1,989	1,461	5,274	23,574
16 栃木県	16,468	2,140	829	1,383	231	21,051
17 広島県	0	19,168	30	0	19,198	19,198
18 新潟県	849	10,279	225	4,984	2,391	18,728
19 兵庫県	5,510	2,013	1,789	0	8,269	17,581
20 岡山県	15,671	114	960	203	480	17,428
21 神奈川県	10,168	3,010	1,155	405	243	14,981
22 香川県	7,627	260	106	688	2,245	10,926
23 岩手県	0	5,602	3,166	0	0	8,768
24 山梨県	1,424	1,026	2,160	3,617	0	8,227
25 埼玉県	4,000	0	0	4,021	0	8,021
26 長崎県	5,809	76	51	0	1,841	7,777
27 青森県	1,555	1,081	1,858	993	845	6,332
28 大阪府	1,200	3,100	0	0	10	4,310
29 熊本県	3,691	0	0	394	0	4,085
30 鹿嶋県	0	0	281	92	3,155	3,528
31 静岡県	3,506	0	0	0	0	3,506
32 大分県	3,500	0	0	0	0	3,500
33 宮崎県	0	0	0	2,855	40	2,895
34 富山県	0	800	0	2,000	0	2,800
35 山形県	1,360	0	0	0	57	1,417
36 和歌山県	1,046	0	45	0	0	1,091
37 宮城県	273	0	0	0	100	373
38 島根県	10	316	0	0	0	326
39 高知県	0	0	0	269	0	269
40 滋賀県	200	10	10	0	0	220
41 福井県	0	0	0	0	32	32
42 佐賀県	0	0	0	0	27	27
43 徳島県	42	0	0	0	0	42
44 東京都	0	0	0	0	0	0
45 鳥取県	0	0	0	0	0	0
46 秋田県	0	0	0	0	0	0
47 山口県	0	0	0	0	0	0
合計	1,228,399	379,056	64,086	1,209,140	113,376	2,994,057

(単位:ト)

6. 不法投棄防止対策事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

ア 不法投棄防止対策事業費(10,009 千円)  
不法投棄の未然防止及びその速やかな解決のため、平成 24 年度において次の事業を実施している。

- 不法投棄未然防止対策
    - ア 意識啓発広報活動  
県の広報番組、野焼き・不法投棄防止チラシの配布等を通じ、広報啓発を図る。
    - イ 説明会の開催  
排出事業者に対する説明会を県内 6 地区で実施する。
    - 不法投棄監視対策
      - ア 環境管理事務所による監視  
各環境管理事務所において、定期的に管内の監視を行い、不法投棄の早期発見及び未然防止を図る。
      - また、平成 19 年度から不法投棄監視カメラを環境管理事務所に配備し、効果的に活用することにより、未然防止及び不法投棄の実態解明に努めている。
      - イ 夜間・早朝、休日監視  
悪質・巧妙化するケースに対処するため、チームを組んで夜間・早朝、休日に監視を実施する。
      - ウ 廃棄物不法投棄監視員による監視  
全市町村に配置している廃棄物不法投棄監視員(定員 72 名)が巡回監視を行い、不法投棄廃棄物の早期発見と未然防止に努めている。
      - エ 廃棄物積載車両点検  
警察と連携して、廃棄物積載車両の点検を行い、廃棄物処理業許可の有無、排出元・搬入先、メニューエントの使用状況等をチェックし、適正な取扱いを指導する。
      - オ 上空監視  
県の防災ヘリコプターを活用し、地上からは確認が困難な山間部・森林部の不法投棄について、上空から監視を行う。
- なお、平成 14 年度から北海道・東北 6 県及び新潟県が連携し、合同で上空監視を実施している。

イ 不法投棄等調査解明事業費(12,604 千円)  
不法投棄の未然防止及びその速やかな解決のため、平成 24 年度において次の事業を実施している。

- 不法投棄監視対策
  - ア 環境管理事務所による監視  
警察官 OB 等を環境管理専門員として配置し、そのノウハウを活用することにより、体制を強化している。

ウ 循環型社会推進事業費(2,400 千円)

県がおもむく循環型社会推進協議会(以下「協議会」という。)に対して行う補助金の交付事業である。  
協議会には、青森県における循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が協働して取り組む機運づくりを推進するため、廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの推進等の事業を行い、もって青森県の良好な生活環境の保全に資することを目的として設立された団体である。青森県独特の組織で、現在は県内全市町村が加入している。

エ 産業廃棄物監視車両等購入事業費(3,974 千円)

青森環境管理事務所と八戸環境管理事務所の環境監視車を更新している。  
不法投棄監視等の業務に使用されるため、通常業務では想定されない悪路等を走行する必要があり、2,000CC クラスの 4 輪駆動車でスラクションブレン(SUVタイプ)を購入している。

② 事業費の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当初予算額	25,649	28,021	55,312
決算額	25,064	26,667	43,132

(単位：千円)

③ 平成 24 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 24 年度 決算額	主な内容
報酬	17,642	環境管理専門員報酬等
共済費	1,691	
旅費	141	
需用費	2,510	
委託費	699	
委託料	14,143	災害廃棄物不法投棄防止啓発事業費
備品購入費	3,822	
負担金補助及び交付金	2,400	
公課費	82	
合計	43,132	

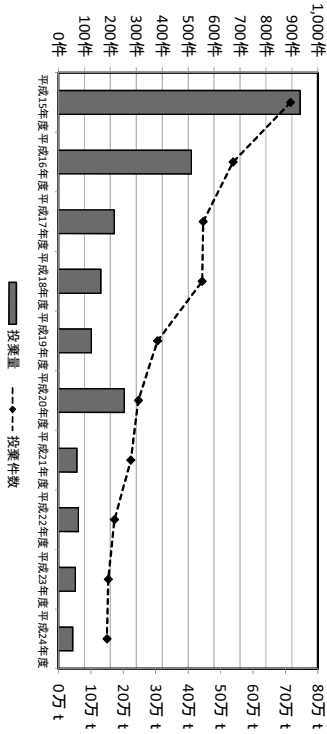
④ 不法投棄件数及び投棄量(新規判明事業)の全国推移

次表は、平成 25 年 12 月 26 日に環境省から公表された不法投棄等の状況で示されている不法投棄件数及び投棄量(新規判明事業)の推移を示したものである。  
なお、不法投棄等の状況で示されている不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1 件当たりの投棄量が

10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象としている。また、硫酸ピッチ事案については対象からは除外されている。

【表 37】 不法投棄件数及び投棄量(新規判明事案)の推移

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
投棄件数	894	673	558	554	382
投棄量(万t)	74.5	41.1	17.2	13.1	10.2
項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
投棄件数	308	279	216	192	187
投棄量(万t)	20.3	5.7	6.2	5.3	4.4



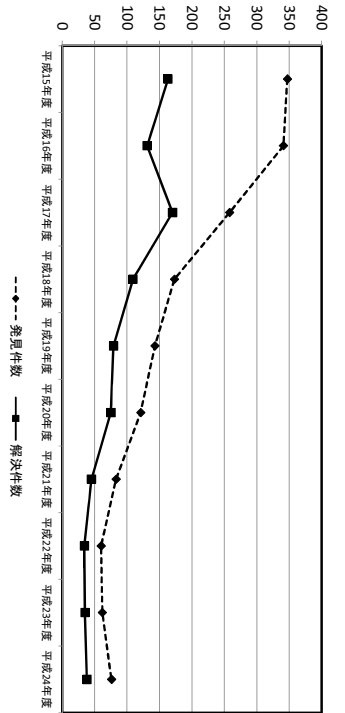
平成15年度以降、不法投棄件数は減少傾向にある。不法投棄量も平成19年度までは減少傾向にあったが、平成21年度以降はほぼ横ばい状態となっている。

⑤ 青森県の不法投棄件数及び投棄量(新規判明事案)の推移

次表は、青森県が毎年度公表している「環境白書」より、不法投棄等の発見・解決件数の推移を示したものである。なお、「環境白書」は、1件当たりの投棄量が10t未満の事案も含んでいる。

【表 38】 青森県の不法投棄件数及び投棄量(新規判明事案)の推移

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
発見件数	347	341	258	173	143
解決件数	163	131	170	109	79
項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
発見件数	121	83	60	62	76
解決件数	75	45	34	35	38



1件当たりの投棄量が10t未満の事案も含めた、青森県の不法投棄件数及び投棄量(新規判明事案)の推移は、発見件数及び解決件数とも減少傾向にある。

⑥ 不法投棄等の残存件数及び残存量(都道府県別・平成24年度末時点)

平成25年12月26日に環境省から公表された不法投棄等の状況で示されている残存件数及び残存量は次のとおりである。青森県の不法投棄等の残存量は275,047トで、47都道府県中で16番目の残存量となっている。

【表 39】 不法投棄等の残存件数及び残存量(都道府県別・平成24年度末時点)

都道府県名	件数	量(t)	都道府県名	件数	量(t)
1 千葉県	792	3,978,883	25 石川県	44	100,456
2 三重県	42	1,823,734	26 岐阜県	29	87,551
3 宮城県	24	1,136,422	27 兵庫県	46	83,131
4 奈良県	30	1,123,040	28 東京都	14	78,430
5 秋田県	6	1,017,517	29 徳島県	2	76,439
6 愛知県	40	976,680	30 岩手県	36	70,893
7 埼玉県	97	938,005	31 新潟県	47	69,430
8 福井県	13	902,729	32 山形県	8	69,404
9 滋賀県	38	745,255	33 長野県	23	58,585
10 茨城県	370	561,295	34 鹿児島県	38	33,160
11 福岡県	20	481,514	35 和歌山県	11	31,593
12 愛媛県	15	452,895	36 広島県	24	22,311
13 沖縄県	20	443,868	37 熊本県	6	20,457
14 福島県	59	332,850	38 山梨県	29	13,606
15 栃木県	101	300,084	39 宮城県	13	9,882
16 青森県	96	275,047	40 佐賀県	20	8,682
17 香川県	14	271,059	41 岡山県	17	8,023
18 静岡県	20	242,749	42 鳥取県	18	3,753
19 長崎県	27	209,651	43 富山県	5	3,005
20 北海道	48	186,061	44 山口県	2	2,909
21 京都府	44	144,380	45 大分県	5	1,338

都道府県名	件数	量(t)	都道府県名	件数	量(t)
22 神奈川県	36	133,168	46 高知県	4	1,073
23 大阪府	41	126,165	47 島根県	4	90
24 群馬県	129	115,776	合計	2,122	16,918,827

⑦ 協議会に対する補助金

循環型社会推進事業費の内訳は、協議会に対する青森県循環型社会推進事業費補助金(以下「補助金」という。)である。補助金については、平成24年度青森県循環型社会推進事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)にその定めがある。交付要綱の概要は次のとおりである。

【表40】 交付要綱の概要

項目	内容
趣旨	県は、循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が協働して取り組む機運づくりを推進するため、おおむね循環型社会推進協議会が行う協働型の不法投棄対策事業に要する経費について、平成24年度予算の範囲内において、青森県補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、この要綱に定めることによる。
補助事業	補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、青森県内(青森市の市域を除く)で行う次の不法投棄対策事業とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名：不法投棄防止撤去推進キャンペーン実施事業</li> <li>・事業内容：地域住民等が参加する廃棄物の不法投棄防止のためのキャンペーン活動の実施</li> </ul>
補助対象経費及び補助金の額	○ 補助金の交付の対象となる経費は、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料その他補助事業を行う上で知事が必要と認める経費とする。 ○ 補助金の額は、補助対象経費の実支出額又は2,400,000円のいずれか低い額以内の額とする。

(2) 監査要点と実施した手続

【合规性について】	監査要点	実施した手続
事業ごかめる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所を往査し、不法投棄案件に対する県の対応状況をまとめた資料を閲覧し、適切に対応しているかを確認した。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
【有効性について】	平成24年度青森県循環型社会推進事業費補助金交付要綱等を閲覧し、青森県循環型社会推進事業費補助金の交付が適切に行われているかを検証した。	平成24年度青森県循環型社会推進事業費補助金交付要綱等を閲覧し、青森県循環型社会推進事業費補助金の交付が適切に行われているかを検証した。
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	平成25年12月26日に環境省から公表された「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について」などのデータを用いて、県の施策の状況を分析した。	平成25年12月26日に環境省から公表された「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について」などのデータを用いて、県の施策の状況を分析した。

監査要点	実施した手続
青森県環境管理専門員設置要綱を閲覧し、環境管理専門員の制度概要を確認するとともに、弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所を往査して、環境管理専門員の活動状況を記載した書類を閲覧し、同制度の有効性を検討した。	

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 不法投棄の現状について

「平成25年度事業概要 青森県環境生活部」では、不法投棄等の現状について次のように記載している。

産業廃棄物の不法投棄は、県境不法投棄事業にみられるように、首都圏等から搬入され投棄されるなど広域化している上、硫酸ドッチなど長期にわたって放置されると周辺環境に重大な影響を及ぼす事案も発生している。このようなケースについては優先して追跡調査を行い、不法投棄者を特定し廃棄物の除去を命ずるなど早期解決に努めているが、近年は、深夜・早朝に投棄したり、土をかぶせて隠ぺい工作をするなど悪質・巧妙化しており、早期発見と解決が困難になってきている。

前述した不法投棄等の状況は毎年度公表されている。次表は、平成20年度から平成24年度までの各年度に公表された不法投棄等の現状より、新規に判明した不法投棄件数及び不法投棄量の推移を示したものである。

【表41】 新規に判明した不法投棄件数の推移

都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
1 茨城県	59	36	28	34	41	198
2 千葉県	16	39	8	34	16	140
3 宮崎県	23	10	8	14	16	71
4 鹿児島県	17	15	15	12	10	69
5 長崎県	14	4	10	11	9	48
6 奈良県	15	10	12	2	8	47
7 栃木県	13	7	12	4	7	43
8 岩手県	11	3	3	9	4	42
9 静岡県	18	15	5	4	2	37
10 広島県	7	8	8	9	4	34
11 新潟県	7	14	4	3	5	33
12 北海道	10	6	6	5	4	31
13 群馬県	5	5	8	8	5	31
14 青森県	7	5	3	1	13	29
15 兵庫県	3	7	5	6	5	26
16 三重県	3	5	5	3	5	25
17 佐賀県	2	4	4	5	5	25
18 沖縄県	3	9	6	3	4	25
19 福井県	7	8	3	2	2	22
20 石川県	5	4	3	5	2	19

都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
21 福島県	4	9	2	3	0	18
22 愛媛県	7	7	0	2	1	17
23 山梨県	2	5	5	2	2	16
24 京都府	5	7	2	0	1	15
25 鳥取県	0	10	0	1	3	14
26 滋賀県	4	2	2	2	2	12
27 宮城県	5	6	0	0	0	11
28 愛知県	5	3	1	0	0	11
29 岡山県	2	5	3	0	3	11
30 和歌山県	5	0	1	1	1	8
31 高知県	1	0	2	2	3	8
32 島根県	2	2	1	0	2	7
33 香川県	4	2	1	0	2	7
34 徳島県	2	0	2	0	1	5
35 山形県	3	1	1	0	0	5
36 山口県	0	3	0	1	0	4
37 徳島県	2	0	1	0	0	3
38 熊本県	0	0	1	2	0	3
39 秋田県	1	1	0	0	0	2
40 富山県	2	0	0	0	0	2
41 長野県	0	1	0	1	0	2
42 大阪府	0	0	2	0	0	2
43 大分県	0	0	1	1	0	2
44 埼玉県	0	0	1	0	0	1
45 神奈川県	0	0	0	0	1	1
46 東京都	0	0	0	0	0	0
47 岐阜県	0	0	0	0	0	0
合計	308	279	216	192	187	1,182

【表42】新規に判明した不法投棄量の推移

(単位:トン)

都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
1 三重県	68,005	393	311	390	205	69,304
2 茨城県	35,873	5,848	3,486	8,310	3,713	57,230
3 福島県	44,018	3,957	812	1,398	0	50,185
4 滋賀県	250	125	26,000	4,300	24	30,699
5 千葉県	2,287	3,220	5,830	8,380	4,502	24,219
6 栃木県	4,678	653	5,289	3,926	22,444	22,444
7 奈良県	3,765	10,781	600	160	527	15,833
8 宮崎県	2,329	1,226	135	969	10,463	15,122
9 岩手県	5,285	3,229	291	440	440	13,578
10 北海道	1,850	263	1,030	5,935	2,566	11,644
11 静岡県	5,649	540	399	84	4,058	10,730
12 長野県	0	9,220	0	119	0	9,339
13 兵庫県	3,591	2,716	1,358	322	747	8,734
14 沖縄県	358	743	1,451	5,136	75	7,763
15 佐賀県	704	235	3,903	1,228	563	6,633
16 鹿児島県	2,078	551	1,438	1,565	754	6,386
17 香川県	5,241	602	47	0	0	5,890
18 京都府	2,495	2,248	827	0	60	5,630
19 和歌山県	2,859	0	573	1,065	1,065	5,562
20 群馬県	178	550	565	449	3,365	5,107
21 青森県	829	2,521	102	86	1,383	4,921

都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
22 広島県	725	1,350	233	1,957	440	4,705
23 高知県	2,500	0	150	325	438	3,413
24 宮城県	454	2,712	0	0	0	3,166
25 新潟県	854	726	676	665	229	3,150
26 福井県	361	357	126	917	531	2,292
27 福岡県	2,182	62	18	0	0	2,262
28 長崎県	515	279	376	409	257	1,836
29 鳥取県	515	355	0	182	1,241	1,778
30 愛知県	998	540	150	0	0	1,688
31 山梨県	315	234	163	44	834	1,590
32 岡山県	55	60	103	80	1,142	1,360
33 石川県	773	88	89	113	230	1,293
34 山口県	161	0	1,000	0	0	1,161
35 愛媛県	342	233	0	237	19	831
36 島根県	67	372	20	0	44	503
37 山形県	0	176	0	55	0	231
38 大阪府	0	190	0	0	0	190
39 秋田県	45	110	0	0	0	155
40 徳島県	20	0	118	0	13	151
41 熊本県	0	0	30	108	0	138
42 大分県	0	0	30	15	0	45
43 富山県	40	0	0	0	0	40
44 神奈川県	0	0	0	0	22	22
45 埼玉県	0	0	20	0	0	20
46 東京都	0	0	0	0	0	0
47 岐阜県	0	0	0	0	0	0
合計	202,729	57,275	61,981	53,312	43,576	419,173

1 件当たりの投棄量が10t以上の事案について、平成20年度から平成24年度までの5年間の状況をみると、青森県の不法投棄件数の合計数は29件で、47都道府県中14番目の数値となっている。また、5年間の不法投棄量の合計は4,921トンで、47都道府県中21番目の数値となっている。

青森県では、不法投棄事案への対応は、原則として各環境管理事務所が行っており、特に問題のある事案は環境管理事務所と環境政策課が共同で対応している。今回の監査においては、弘前環境管理事務所とむつ環境管理事務所における不法投棄事案への対応を確認したが、環境管理事務所の対応に問題があると思われる事案は見受けられなかった。

弘前環境管理事務所とむつ環境管理事務所の状況を見る限り、不法投棄事案への対応は適切に行われているとの印象を受けたが、青森県の不法投棄事案の発生状況は、他都道府県と比較しても低いと言えない。既に判明している不法投棄事案への対応はもちろんのこと、新たな不法投棄の発生を防ぐよう、これまで以上に施策を展開していく必要がある。

② 実績報告について

循環型社会推進事業費の内訳は協議会に対する補助金である。この補助金については、交付要綱において実績報告の提出を求めており、その様式も交付要綱に定められている。

交付要綱では、「事業費明細書」及び「収支精算書」の提出を求めているが、これらは補助金に対する収支を示すもので、協議会の決算数値そのものを示すものではない。補助対象事業の確実な遂行を担保するためには、県が補助金を交付する団体の決算状況を適時に把握しておくことが望ましい。

現状においても、県は、交付要綱策定時における参考資料として、協議会の当該年度の総会に提出される決算報告(前年度の決算数値)や事業計画等(当該年度の計画)については徴取している。加えて、当該年度の決算報告は実績報告の時点では総会を経ないため正式なものについては徴取できないが、直近の決算状況の大きな変動などについてはできる限り情報を入手するよう留意する必要がある。

平成24年度青森県循環型社会推進事業費補助金交付要綱

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定に基づき報告は、補助事業完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書(第5号様式)により行うものとする。

(以下省略)

7. PCB廃棄物適正処理推進費

(1) 事業の概要

① 事業内容

ア PCB廃棄物処理基金拠出費(17,727千円)

独立行政法人環境再生保全機構に設けられているPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物処理基金(以下「基金」という。)に対する拠出金である。

基金は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出せん金により造成され、環境大臣が指定したPCB廃棄物処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視、測定、安全性確保のための研究・研修の促進を図ることを目的として助成を行っている。

イ PCB廃棄物適正処理推進費(342千円)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)により、国が定めるPCB処理基本計画を上位計画として、都道府県及び政令市はPCB処理計画の策定が義務付けられている。

PCB廃棄物適正処理推進費は、PCB処理計画に従って適正に処理を進めるための経費である。

② 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	24,186	18,419	18,439
決算額	23,654	18,417	18,069

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
旅費	217	
需用費	108	
役員費	16	
負担金、補助及び交付金	477	
投資及び出資金	17,250	PCB廃棄物処理基金出資金
合計	18,069	

④ PCB特措法について

ポリ塩化ビフェニルは、絶縁性、不燃性に優れており、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙などの幅広い用途に使用されていた。しかしながら、昭和43年のカネミ油症事件の発生等をきっかけとしてその毒性が社会問題化し、昭和49年には製造や新たな使用が禁止された。

平成 13 年 6 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定され、現状においては、PCB 廃棄物は、平成 39 年 3 月 31 日までに確実かつ適正に処理することとされている。

都道府県に対する PCB 特措法の主な規定は次のとおりである。

【表 43】 都道府県に対する PCB 特措法の主な規定

項目	内容	条文
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	都道府県又は政令で定める市は、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）を定めなければならない。	第 7 条第 1 項
保管等の届出	事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	第 8 条
保管等の状況の公表	都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。	第 9 条
指導及び助言	都道府県知事は、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。	第 14 条
改善命令	環境大臣又は都道府県知事は、事業者が第 10 条の規定に違反した場合において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	第 16 条第 1 項
報告の徴収	環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。	第 17 条
立入検査等	環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。	第 18 条第 1 項

⑤ 青森県の対応

PCB 廃棄物については、平成 18 年 5 月に策定された青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、毎年度処理実施計画を定め、計画的に処理を推進することとされている。

青森県では保管事業者等に対して立入検査・指導を実施している。平成 24 年度の保管等の届出件数は 543 件、そのうち 188 件に立入検査を実施している（青森市所管分を除く。）。

【表 44】 PCB 廃棄物保管事業者等立入検査・指導の状況

事務所名	届出件数	立入検査数
青森環境管理事務所	24 件	9 事業者
弘前環境管理事務所	191 件	64 事業者
八戸環境管理事務所	280 件	95 事業者
むつ環境管理事務所	48 件	20 事業者
合計	543 件	188 事業者

⑥ PCB 特措法に基づく届出

PCB 廃棄物を保管している事業者は、PCB 特措法第 8 条の規定により、毎年度 6 月 30 日までに、前年度における PCB 廃棄物の保管及び処分の状況について、保管事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければならない。

青森県では、青森市内の事業場に PCB 廃棄物を保管している事業者は、提出先が青森市となり、青森市以外の事業場に PCB 廃棄物を保管している事業者は、各地域を管轄している環境管理事務所が提出先となる。

⑦ PCB 廃棄物の処理方法

平成 13 年 6 月の PCB 特措法の制定に合わせて環境事業団法が改正されている。この改正により、昭和 49 年に製造や新たな使用が禁止されて以来、約 30 年間保管の続いている PCB 廃棄物を、平成 28 年までに処理をする制度が作られた。これにより、環境事業団が処理施設を設置し、処理事業を行なうこととされた。

環境事業団は平成 16 年 4 月からは日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）に改組されている。PCB 保管事業者等は、PCB 廃棄物の処理を JESCO に委託するとされ、そのためには、自治体への届出とは別に JESCO への情報登録が必要となる。

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
事業にかかわる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	弘前環境管理事務所及びむつ環境管理事務所を往査して、PCB 立入検査総覧を閲覧し、同総覧にアップされている PCB 廃棄物実績報告書の記載内容等を検証した。
【有効性について】	PCB 廃棄物保管者への立入検査の実施状況について質問を実施した。



(3) 監査の結果  
特に指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① ポリ塩化ビフェニール廃棄物保管事業者等立入検査・指導について

ポリ塩化ビフェニール(PCB)廃棄物の適正処理の促進を図るため、県は、保管事業者等に対して立入検査・指導を実施している。平成24年度の保管等の届出件数は543件で、そのうち188件に立入検査を実施している(青森市所管分を除く)。立入検査は各環境管理事務所が実施している。立入検査を行った結果として環境管理事務所は、「PCB 廃棄物関係 立入検査・監視指導票」(以下「指導票」という。)を作成している。

立入検査の際には、JESCO への登録の有無を確認しており、その結果は指導票に記載することとされている。弘前環境管理事務所の指導票(平成 24 年度分の一部)を確認したところ、JESCO への登録について、「現在登録中」と記されているものが散見された。

立入時に「現在登録中」とあるのは、排出事業者が JESCO に登録書を送っているが、JESCO から排出事業者に登録済書がまだ届いていない状態であり、登録されたかどうかは次回の立入時に確認しているとのことである。

JESCO への登録は必須事項であることを踏まえると、保管事業者等がその登録を未了だった場合のその後の対応については、登録されたかどうかを次回の立入時に確認するのではなく、登録が完了次第、保管事業者等から速やかにその旨の報告を受ける仕組みに改める必要があると考える。

また、「現在登録中」の場合には、JESCO への登録書の送付がいつ行われたのかを指導票に記しておく必要がある。確認した指導票は「現在登録中」と記されているのみで、立入検査を受けて登録書の送付が行われたのか、立入検査前に既に登録書の送付が行われていたのかを把握することはできない状態となっている。このことについても、事務の見直しが必要である。

8. 自動車リサイクル法推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

平成14年7月制定の「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」に基づき、使用済自動車の再資源化及び適正処理を図るため、下記ア～エの事務を行っている。平成24年度末現在の登録・許可業者数は引取業448、フロン類回収業160、解体業76、破砕業5である(青森市を除く)。また、登録・許可に関する手数料収入は1,584千円であった。

- ア 引取業者及びフロン類回収業者の登録に係る事務
- イ 解体業者及び破砕業者の許可に関する事務
- ウ 関連事業者に対する指導(立入検査、電子マニュアルによる不適切な移動報告に対する指導・催告命令等)
- エ フロン会議、国との打合せ、会議等への出席

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	945	877	928
決算額	945	844	850

(単位:千円)

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
旅費	179	
需用費	374	カンリシ代等
役務費	297	通信印刷管理費(郵便料、電話料)
合計	850	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかるとする事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	業者の登録、許可等にかかるとする資料の閲覧と担当者への質問を実施し、事業内容及び手数料徴収を含む事務の流れを把握し、関連する法令等との整合性を検証した。なお、環境政策課のほか、弘前環境管理事務所とむつ環境管理事務所において事務の執行を検証した(以下、同じ)。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	業者の登録、許可等にかかるとする資料の閲覧と担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。

監査要点	実施した手続
【経済性・効率性について】 事業にかかると事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。	業者の登録、許可等にかかると資料の閲覧と担当者への質問を実施し、予算の執行状況及び事務手続を確認し、支出内容及び支出事務の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 登録業者に関する情報の収集について

自動車リサイクル法に基づき使用済自動車の再資源化等には、使用済自動車の引取業者、カーエアコンのフロン類を回収するフロン回収業者、使用済自動車の解体業者、破砕業者が関与している。引取業者とフロン回収業者は県への登録、解体業者と破砕業者は県の許可を必要とする。有効期間はいずれも5年間である。解体業者と破砕業者については新規及び更新の許可申請時に県が現地調査を行い、それ以外にも定期的に立入検査を行っているが、引取業者とフロン回収業者への立入は必要な場合に限定されている。県は登録業者から定期的に報告を受ける機会もなく、業者から変更申請等がない限り、5年間、業者の登録情報の変更を把握することは難しい。

過年度の代表者変更について登録更新時に判明したケースが見られたことから、県は申請業者に対して適時の変更申請をより強く周知するとともに、使用済自動車の再資源化・適正処理に関する情報収集など業務上の機会を利用して、登録業者の最新情報を得るように努め、公表されている業者登録簿の情報が最新となるようより留意することが望ましい。

9. 環境保全基金積立金

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、青森県環境保全基金条例(平成2年3月16日青森県条例第2号)(以下「環境保全基金条例」という。)に基づき、基金の積立を行うものである。  
環境保全基金は、県民等に対する環境保全に関する知識の普及、県民等が行う環境保全のための実践活動に対する支援等の環境保全活動を行うことにより、県における環境の保全を図るために設置された基金である(環境保全基金条例第1条)。  
環境保全基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(環境保全基金条例第5条)。

- 一 環境保全活動の基盤の整備に関する事業
- 二 環境保全に関する知識の普及に関する事業
- 三 環境保全のための実践活動に対する支援に関する事業
- 四 その他環境保全活動に関する事業

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	11,106	6,489	5,969
決算額	8,480	6,285	5,679

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
環境保全基金積立金	5,679	環境保全基金への積み増し
合計	5,679	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかると事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	決算額内訳の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となつてゐるか。	担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性について】 事業にかかると事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。	決算額内訳の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果  
指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 基金の処分について

環境保全基金は平成 22 年度青森県包括外部監査においても監査対象とされており、同報告書には、「基金の処分により行う事業について」及び「基金の処分等について」の 2 つの意見が付けられている。

「基金の処分により行う事業について」では、環境保全基金の活用事業が環境保全という名目だけの事業に充当されており、基金造成時及び増額時における個々の目的と合致した事業に利用されていないと記載されている。

また、「基金の処分等について」では、平成 22 年度の環境保全基金の活用事業が予定されておらず、当初の国庫補助等により造成した 4 億円を超える部分については、早期に取り崩しを行い、一般財源化すべきであると記載されている。

一方、平成 24 年度における県の環境保全基金の取扱いについては、上記平成 22 年度青森県包括外部監査実施時点と何ら変化はなく、環境保全基金における運用益金(利息相当分)を単に基金に積み増しているという状況である。結論としては、平成 24 年度においても環境保全基金及びその運用益金は、環境保全基金条例第 5 条に定められた事業を実施するために活用されていない。

環境保全基金は、平成 2 年 3 月 30 日に環境庁(当時)からの補助金 2 億円及び県の一般財源からの 2 億円の合計 4 億円により造成され、以来平成 7 年 3 月 31 日までの間に計 4 回の増額を行っている。増額時においては、それぞれの時点において果が抱える環境に関する課題の解決や県の財政事情を勘案した目的が掲げられている。しかし、現在、最後の増額であった平成 6 年度から既に 18 年が経過し、果が抱える環境に関する課題や県の財政事情などは大きく変化していると考えられる。このことから、環境保全基金条例に定める設置目的と合致する事業を検討し、該当事業がない場合には、環境保全基金の減額を行うなど具財政全体の視点から必要な措置を講じるべきである。

10. 特定フロン処理推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」に基づき、関係事業者の登録を行い、フロン類回収等が適正に行われるよう指導するとともに、オゾン層保護の推進に関する啓発を行っている(下記 a~c)。平成 24 年度は新規登録 29 件、更新登録 75 件、手数料収入 400 千円であった。

- a 廃棄される業務用冷媒空調機器に充てんされているフロン類を回収する業者(第一種フロン類回収業者)の登録
- b 登録業者等の立入検査・指導
- c オゾン層保護対策推進広報資料の登録事業者や市町村への配布、意識啓発

② 事業費の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当初予算額	167	119	124
決算額	167	119	105

(単位:千円)

③ 平成 24 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 24 年度 決算額	主な内容
旅費	38	
需用費	32	
役員費	34	
合計	105	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性について】	業者登録等にかかる資料の閲覧と担当者への質問を実施し、事業内容及び手数料徴収を含む事務の流れを把握し、関連する法令等の整合性を検証した。なお、環境政策課のほか、私前環境管理事務所とむつ環境管理事務所において事務の執行を確認した(以下、同じ)。
【有効性について】	業者登録や立入検査等にかかる資料の閲覧と担当者への質問目的の達成に向けて効果を実施し、事業の手法や実績を検証した。

監査要点	実施した手続
【経済性・効率性について】 事業にかかると事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。	業者登録等にかかると資料の閲覧と担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 立入検査等の実施について

一般的に業務用エアコン及び業務用冷蔵庫・冷凍機器(第一種特定製品の廃棄時等のフロン類回収率は約3割程度と推定され、依然として低い水準で推移している(環境省ホームページより))。

本事業による県の取組は、第一種フロン類回収業者の登録事務や毎年度の回収量等の取りまとめが中心となるが、フロン回収・破壊法第8条で「地方公共団体は、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされており、回収率向上等に向けて取組を強化する余地がある。

その一つが立入検査等の実施である。県は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者の各事務所若しくは事業場またはフロン類の回収の業務を行う場所に対して立入検査を行うことができるが、現状では実施していない。

たえば、平成23年度に全国で行われた第一種フロン類回収業者への立入検査は任意の実地調査を含めて1,839件であるが、青森県はゼロである(出所:「平成24年度フロン回収・破壊法施行状況調査報告書」平成25年3月、エックス都市研究所)。

また、建設リサイクル法の全国一斉ネットロール(国土交通省・環境省)の一環として、各環境管理事務所の担当者が建設工事現場等を調査しているが、業務用冷蔵庫設備などのある解体現場が対象となることはほとんどなく、フロン類回収の面から効果のあるものではない。

今後、効果的な立入検査や任意実地調査の実施など、フロン類回収率の向上等に向けた追加的な取組について検討する必要がある。

11. 北東北三県環境副読本共同作成事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

平成10年10月の北東北知事サミットの合意事項に基づき、青森県、岩手県、秋田県三県共同の環境教育推進の一環として、環境副読本「まもろうみんなの地球わたしたちのふるさと」及び教師用手引書を作成し、小学校5年生全員と担当教員等に配布している。平成12年度版から作成・配布し、平成24年度についても掲載情報の更新等改訂のうえ配布している。配布先は334箇所、環境副読本が合計12,739冊、教師用手引書が838冊である。

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	1,689	1,332	1,262
決算額	1,580	1,392	1,174

(単位:千円)

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
需用費	1,017	2013年版環境教育副読本印刷製本
役務費	158	環境教育副読本梱包発送
合計	1,174	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかると事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	環境副読本及び配布実績にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を確認した。
【経済性・効率性について】 事業にかかると事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出命令等の支出にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 環境副読本配布の効果について

青森県と同じ環境副読本を配布している他県では、実際に授業で活用している小学校は5割程度にとどまるというデータがある。青森県でも平成25年度に小学校へのアンケート調査を行っており、それらを踏まえた環境副読本の効果分析や改善策の検討、あるいは事業の継続などは検討課題としている。

環境副読本の現状の活用状況を十分に把握するとともに、活用されていない場合、その理由を分析し、必要に応じて環境副読本の内容や環境副読本配布という手法自体について見直しを行うことが求められる。

② 他の小学生対象事業との連携、調整について

『環境美化推進事業費、(4)監査対象事業に対する意見、①他の小学生対象事業との連携、調整について』と同じであるため、記載を省略する。

12. 地球温暖化防止行動推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

平成23年3月策定の「青森県地球温暖化対策推進計画」(計画期間:平成23～32年度)の進捗管理及び温室効果ガス排出量削減目標(2020年度までに1990年度から25%削減)の達成に向けた普及啓蒙等の取組を進めている。

ア 青森県地球温暖化対策推進計画の進捗管理等

計画を推進するため、青森県地球温暖化対策推進協議会及び知事を本部長とする「あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部」を設置している。平成24年度は推進協議会を2回開催し、また、委託により温室効果ガス排出量現況調査を実施している。

イ 北海道・北東北地球温暖化対策推進本部への参画

平成20年8月の北海道・北東北知事サミットを受けて設置された北海道・北東北地球温暖化対策推進本部に参画し、平成24年度は定例会議に出席している。

ウ 青森県地球温暖化防止活動推進員等との連携・協働

地球温暖化対策推進法に基づき地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センター(NPO)法人青森県環境パートナーシップセンターとの協働により、地域における地球温暖化対策普及啓蒙活動等を進めている。平成24年4月から第6期推進員として25名を委嘱し、委嘱状交付式を開催している。また、青森県環境パートナーシップセンターへ委託し、推進員研修会を開催している(受講者12名)。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	10,052	2,374	2,255
決算額	9,406	2,284	1,960

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
報酬費	118	青森県地球温暖化対策推進協議会委員謝金等
旅費	353	青森県地球温暖化対策推進協議会委員旅費等
需用費	204	
役員費	94	
委託料	1,148	温室効果ガス排出量調査業務、平成24年度青森県地球温暖化防止活動推進員研修会実施業務
使用料及び賃借料	43	青森県地球温暖化対策推進協議会会場使用料
合計	1,960	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかわる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	青森県地球温暖化対策推進計画や決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出にかかわる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画などの整合性を検証した。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	青森県地球温暖化対策推進計画の進行管理や事業実施の資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を確認した。
【経済性、効率性について】 事業に係る事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出命令等の支出にかかわる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 目標達成に向けて、より効果的なPDCAサイクルについて

青森県地球温暖化対策推進計画(以下「計画」という。)の進行管理は、青森県地球温暖化対策推進協議会及びあおり低炭素社会づくり市内推進本部により行われている。

計画では、2020年度における温室効果ガス排出量の削減目標 4,647 t-CO2(追加的対策を見込まない場合の推計排出量からの削減量)を達成するために、部門ごとの施策が体系化されている(次表)。また、その中で、県の地域ポテンシャルと地域課題解決に向けた視点を踏まえて当面取り組みべきものがグリーンプロジェクト「低炭素あおりプロジェクト101」として重点化されている。県、市町村、県民、事業者等は計画に基づき具体的な取組を行っているが、そのうち、県の取組については施策体系に沿って関連事業が整理されている(次表)。平成24年度には27の課や地域県民局の所管する延べ112事業(細事業)が各分野で対象となっている。当初予算額では延べ11,752百万円に達する事業規模となった。運輸部門の街路事業(都市計画課 4,639百万円)、民生業務部門の再生可能エネルギー等導入推進事業(環境政策課 2,010百万円)など予算規模の大きいものも含まれる。

また、各年度における温室効果ガス排出量等の現況は本事業において推計され、取りまとめられている(県のホームページで公表)。計画とそれに基づく各年度の事業実施予定が整理され、事業の実施状況及び温室効果ガス排出量の全体的な把握がなされ、次の事業の検討につながるというPDCAサイクルの基本的な流れはあると考えられる。ただし、県の事業は市町村や県民、事業者等に対する普及啓発が中心になることもあるが、各事業が排出量削減目標にどの程度寄与したかについて定量的に整

理され、集計されていない。また、各種統計を踏まえる必要があるため、事業の実施から県全体の排出量の実績把握までに1年以上の時間を要し、その結果を予算編成等に反映できるのは2、3年後の事業となる。

現状では県全体の排出量の変化を把握したとしても、計画に基づく取組の効果とそれ以外の要因による影響を分析し、適時に施策体系にフィードバックする仕組みはない。

すべての事業について排出削減量を推計することは難しいが、たとえば、省エネ設備や再生可能エネルギー関連設備の導入に対する補助など、直接、削減目標に寄与するもの、あるいは間接的に効果のある事業と間接的・中長期的な事業の組み合わせで推計できる事業については、削減量の見込みと実績を整理し、集計することが考えられる。その際、できるだけ県以外の事業者等の取組による削減効果も幅広く対象とすることが望ましい。

それによって、県全体の排出量の分析に、計画による施策の効果を加味することもできる。また、実績を踏まえた各事業へのフィードバックのタイムラグを少しでも解消するとともに、削減目標の達成に向けて施策体系の分野ごとの事業や予算のバランス、あるいは直接的に効果のある事業と間接的・中長期的な事業の組み合わせなどについて、費用対効果の面から取組方針を検討することにつながる。

なお、平成24年度の県の関連事業112のうち、第2次青森県循環型社会形成推進計画(「青森県循環型社会形成推進事業費」)に関連する県の事業として位置づけられているものが36事業(当初予算額2,468,814千円)ある。青森県地球温暖化対策推進計画に係る事業数の32.1%、当初予算額の21.0%は他の計画の目標を達成するための取組でもある。事業の予算や実績の取りまとめの際にはその都度、関連する計画のどの目標の達成に向けた取組であるかを明確にし、目標値への貢献を意識して進めることが重要である。

限られた予算の中でより効果的に削減目標を達成するために、PDCAサイクルの運用に関して改善の余地があると考えらる。

【表 45】 青森県地球温暖化対策推進計画の温室効果ガス排出量削減目標と施策、平成24年度関連事業

部門	削減目標 (千tCO2)	施策(大項目)	平成24年度関連事業 延事業数 (細事業)	延当初予算額 (千円)	同比率 (%)
産業 部門	719	設備・機器の導入推進	4	62,740	0.5
		環境に配慮した事業活動の推進(運用改善)	2	6,059	0.1
		中小企業のグリーン化	2	103,877	0.9
		農林水産業のグリーン化	13	65,810	0.6
		仕組みづくり	6	155,189	1.3
		計	27	393,675	3.3
民生 業務 部門	889	建築物の省エネ化、省エネ設備・機器の導入推進	10	2,570,122	21.9
		環境に配慮した事業活動の推進(運用改善)	5	29,182	0.2
		中小企業のグリーン化	2	17,382	0.1
		温泉地のグリーン化	1	14,438	0.1
		市町村施設のグリーン化	1	7,282	0.1
計	19	2,638,407	22.5		
民生 家庭 部門	777	地域特性を踏まえたエネルギー効率の高い住まいづくりの推進	7	210,548	1.8
		低炭素型ライフスタイルへの転換推進	6	30,374	0.3
運輸 部門	775	エコドライブの推進	13	240,922	2.1
		次世代自動車の普及	1	900	0.0
		公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会の仕組みづくり	3	15,365	0.1
		物流の効率化	16	5,294,796	45.1
計	20	5,311,061	45.2		
吸収源 対策	1,200	吸収源対策	10	2,951,050	25.1
		廃棄物対策	16	154,755	1.3
		その他ガス	1	124	0.0
		共通対策(仕組みづくり)	2	3,487	0.0
その他	287	同(まちづくり)	2	48,700	0.4
		同(県民運動)	2	9,886	0.1
		計	23	216,952	1.8
合計	4,647		112	11,752,097	100.0

※ 事業には複数の部門や施策で関連事業とされている場合がある。同一施策(大項目)内で重複してカウントしないようにしつつ、事業数や当初予算額は延数としている。  
(青森県地球温暖化対策推進計画及び県資料より包括外部監査人が作成)

13. 環境マネジメントシステム推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

県庁及び県内事業所等の事業活動から生じる環境負荷を低減するため、環境マネジメントシステムの導入促進及び導入事業所の資質向上等を図っている。

ア 青森県環境マネジメントシステム運営

県の事務・事業から生じる環境負荷の継続的削減を図るため、平成12年度から環境マネジメントシステムを導入している。平成24年度は「地球にやさしい青森県行動プラン」に基づき取組を行うとともに、その実施状況を各部門で自己点検している。

イ 県内事業者等への環境マネジメントシステム導入普及

県内事業所等への環境マネジメントシステムの導入促進を図るため、平成25年2月に八戸市と弘前市で環境経営セミナーを開催している。

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	1,631	1,626	1,559
決算額	1,061	1,531	1,062

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
旅費	448	環境経営セミナー講師旅費、環境経営セミナー開催に係るグリーン電力証書購入
需用費	206	環境白書発送料
役務費	140	広報用ポスター等梱包・発送業務等
委託料	201	パソコン使用料等
使用料及び賃借料	67	パソコン使用料等
合計	1,062	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかわる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出にかかわる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業ととなっているか。	事業実施内容にかかわる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。

監査要点	実施した手続
【経済性、効率性について】	
事業にかかると事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳・支出命令等の支出にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

**(3) 監査の結果**

**① 事業単位の適正な予算執行について**

本事業の決算額 1,062 千円には、他事業等の委託料(74 千円)と使用料及び賃借料(39 千円)が含まれている。

環境の日及び環境月間広報用ポスター等梱包・発送業務委託は、課全体に関わるため、従来は事業を特定せず管理運営費の役割費(発送)で予算執行していたものである。平成 24 年度は梱包・発送業務として委託料で執行することとしたものの、管理運営費には委託料の予算がないため、本事業の執行残で対応し、その後の補正等を行わなかったことである。

また、不要パソコンに係る広域 3R 業務委託は数年間倉庫に保管していた不要パソコンを一括処分するものである。本来は管理運営費で執行すべきであるが、管理運営費には委託料の予算がないため、本事業の執行残で対応し、その後の補正等を行わなかったことである。

さらに省エネルギー講習会(弘前地区)会場使用料は、「あおもり低炭素社会推進事業費」の中小企業等低炭素化促進事業で執行すべき経費であるが、あおもり型環境金融推進事業との共催事業として実施した環境経営セミナーと誤り、本事業に分類したところである。

環境政策課によると「目」単位で予算の執行を管理しており、事業単位では厳密に管理できていないことである。その結果、事業の決算額に他事業等の支出が含まれることになる。

一般的に事業は特定の目的をもちた単位であり、その目的を達成するために必要な経費として予算が算定されている。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されていない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。

**(4) 監査対象事業に対する意見**

**① 他事業との具体的な取組の重複について**

県内事業者等への環境マネジメントシステム導入普及に関する平成 24 年度の取組実績は環境経営セミナーの開催である。平成 25 年 2 月 12 日と 13 日に八戸市と弘前市で開催されたセミナーであり、2 時間半で「環境負荷の削減とコスト削減の両立」をテーマとする講演と「中小企業の環境経営の実践」省エネサポートの現場から」という事例報告、そして環境教育プログラムの貸出の紹介が行われている。

一方、この環境経営セミナーは、「あおもり低炭素社会推進事業費」のあおもり型環境金融推進事業や「地域の人材による環境教育推進事業」の大人向け環境教育プログラムの活用普及の取組実績としても挙げられている。

いずれの事業も環境に関連して県民や事業者の意識啓発を図る部分があり、環境経営セミナーの内容と関わりはあるが、各事業の目的に照らし合わせると必ずしも直接的に目的達成に向けて効果的な内容とも言い切れない。

環境マネジメントシステムの導入普及にとって必要性の高いラーニングを絞り込んでいるか、環境金融の推進にどうつながっているのか、今回の講演や事例報告のテーマに関心を持つ出席者に対して大人向け環境教育プログラムの紹介が効果的であるのか、などの疑問が生じる。

一つのイベントで複数事業の目的を達成できるのであれば効率的であるが、逆にそれぞれの事業の目的が類似し、別事業として区別する必要がない可能性もある。改めてそれぞれの事業の目的を明確にし、必要に応じて事業の単位や内容を整理する必要がある。



14. 庁内ゼロエミ推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

平成23年3月策定の「地球にやさしい青森県行動プラン第3期計画」に掲げた目標(温室効果ガス総排出量の削減)達成のため、さらなるリサイクルの徹底に取り組む必要がある。本事業では2か月に1度、県庁内の廃棄機密文書を回収し、溶解処理・リサイクルできる北海道内の工場に搬入し、リサイクルしている。平成24年度は段ボール箱1,752個、42,765kgの文書が処理されている。

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	1,767	1,431	1,431
決算額	1,415	1,408	1,246

(単位:千円)

③ 平成24年度決算額の主な内訳

節	平成24年度 決算額	主な内容
旅費	23	
需用費	315	
役員費	420	廃棄機密文書運搬料
委託料	488	廃棄機密文書の回収及び積込業務、同溶解業務等
合計	1,246	

(単位:千円)

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【法規性について】	
事業にかかわる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出にかかわる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
【有効性について】	
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	請求書、溶解証明書等の事業実施内容にかかわる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を確認した。
【経済性、効率性について】	
事業にかかわる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出命令等の支出にかかわる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

① 事業単位の適正な予算執行について

本事業の決算額1,246千円には、他事業等の委託料(3千円)が含まれている。不要パソコンに係る広域3R業務委託は数年間倉庫に保管していた不要パソコンを一括処分するものである。本来は管理運営費で執行すべきであるが、管理運営費には委託料の予算がないため、本事業の執行残で対応し、その後の補正等を行わなかったとのことである。

環境政策課によると「目」単位で予算の執行を管理しており、事業単位では厳密に管理できていないとのことである。その結果、事業の決算額に他事業等の支出が含まれることになる。

一般的に事業は特定の目的をもった単位であり、その目的を達成するために必要な経費として予算が算定されている。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されていない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 溶解証明書の形式について

本事業では、県庁での廃棄機密文書の積込業務、北海道の工場への運搬業務、工場における溶解業務をそれぞれ別の専門業者に委託して行っている。リサイクルが目的であるが、対象が機密文書であるため、機密性を確保しつつ網羅的かつ確実な処分が求められる。

委託契約書では機密情報の適正管理に関する条項が定められるとともに溶解業務の委託先からは溶解証明書が発行されている。ただし、県庁からの積込は段ボール箱数でカウントされているが、最終的な溶解証明書は全体の重量で記載されている。溶解証明書は機密文書の入った段ボール箱がすべて確実に溶解されたことを確認できるような形式とすることが望ましい。

15. 青森県循環型社会形成推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

ア 青森県循環型社会形成推進事業費(平成24年度決算額 345千円)
平成23年3月策定の「第2次青森県循環型社会形成推進計画」(対象期間:平成23～27年度)の進行管理を行うため、青森県循環型社会形成推進委員会を開催し、計画目標達成のための各種施策の検討並びに目標達成状況の評価を行っている。また、計画推進のため、計画概要・パンフレットの増刷・配布により、県民及び事業者への普及啓発を行っている。

イ リサイクル製品認定推進事業費(同 1,644千円)

平成17年3月制定の「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」に基づき、資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともに、リサイクル産業の育成を図るため、一定の要件に適合するリサイクル製品を知事が認定し、認定リサイクル製品の使用を推進している。平成25年4月1日現在の認定数は380製品である。また、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、県が行う工事または物品調達において認定リサイクル製品の優先的な使用を推進している。

② 事業費の推移

Table with 4 columns: 区分, 平成22年度, 平成23年度, 平成24年度. Rows include 当初予算額, 決算額.

③ 平成24年度決算額の主な内訳

Table with 3 columns: 節, 平成24年度決算額, 主な内容. Rows include 報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 合計.

(2) 監査要点と実施した手続

Table with 2 columns: 監査要点, 実施した手続. Rows include 適合性について, 有効性について, 経済性・効率性について.

(3) 監査の結果

① 事業単位の適正な予算執行について

本事業の決算額1,989千円には、他事業等の旅費(66千円)と需用費(14千円)が含まれている。

旅費に計上されている平成24年度環境パートナーシップ研修受講は職員が環境省主催の研修を受講するための経費である。本来は、「職員研修費」で執行すべきであるが、誤って本事業に分類したことである。

また、青森県循環型社会形成推進功労者等表彰に係る表彰式出席者旅費と写真代は廃棄物対策費の「循環型社会形成推進功労者等表彰事業費」で執行すべき経費である。表彰式をもつたいない、あおり県民運動と合同で開催したため、環境政策総務費で執行することとし、誤って本事業に分類したことである。

環境政策課によると「目」単位で予算の執行を管理しており、事業単位では厳密に管理できていないとのことである。その結果、事業の決算額に他事業等の支出が含まれることになる。

一般的に事業は特定の目的をもった単位であり、その目的を達成するために必要な経費として予算が算定されている。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されていない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 目標達成に向けて、より効果的なPDCAサイクルについて

第2次青森県循環型社会形成推進計画(以下「計画」といふ。)の進行管理は青森県循環型社会形成推進委員会及び循環型社会形成推進庁内連絡会議により行われている。また、事業者団体、NPO、各種団体、行政等で構成する「もつたたいな

い、おおもり県民運動推進会議を 3R と地球温暖化対策を一體的に推進するための体制と位置づけしている。

計画では、平成27年度における一般廃棄物処理、産業廃棄物処理、物質フローに關して目標値が設定されている。たとえば、一般廃棄物処理では平成20年度からの排出削減量71,574t(1人1日当たり73g)、再生利用率25%(平成20年度から12.2ポイント上昇)、最終処分削減量35,187t(1人1日当たり60g)である。

目標を達成するために、各主体の役割や取組が定められており、そのうち県の役割や取組は次表のような施策で体系化され、それに沿って関連事業が整理されている。

平成24年度には14の課や室の所管する延べ55事業(細事業)が対象となっている。当初予算額では延べ9,899百万円に達する事業規模となる。そのうち、不法投棄対策の推進に含まれる県境不法投棄対策事業(県境再生対策室)の当初予算額は7,076百万円であり、1事業で関連事業予算全体の71.5%を占めている。一方で、環境公共の推進に關する事業は挙げられていない。

また、各年度における目標に係る実績値は青森県環境白書等で取りまとめられ、公表されている。

計画の目標を達成するための事業実施予定が整理され、目標に係る実績値の全體的な把握がなされ、次の事業の検討につながるというPDCAサイクルの基本的な流れはあると考えられる。

ただし、県の事業は市町村や県民、事業者等に対する普及啓発が中心になるともあがるが、各事業が目標値にどの程度寄与したかについて定量的に整理し、集計されていない。また、事業の実施から県全体の実績を把握し、それを予算編成等に反映できるまでにタイムラグがある。

【表46】第2次青森県循環型社会形成推進計画の県施策と平成24年度関連事業

	平成24年度関連事業			
	県民への普及啓発 ごみ減量等に取り組み、機会づくり 市町村との連携による3R推進施策の構築 リサイクル率向上に向けた効果的な取組の実践 事業系廃棄物の発生抑制とリサイクル率の普及・拡大 産業廃棄物の3Rの推進 「おおもりエコタウンプラン」の推進 地域経済活性化リサイクル産業の振興とリサイクル産業の育成 優良事業所の認定登録 バイオマス系資源の積極的な活用	延事業数 (細事業)	延当初予算額 (千円)	同比率 (%)
1.3Rの推進		5	11,445	0.1
2.環境産業の振興		19	465,063	4.7
3.地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入		8	2,214,675	22.4
4.環境公共の推進		—	—	—
5.廃棄物の適正処理の推進		9	35,995	0.4
6.不法投棄対策の推進		7	7,132,284	72.0

県の役割・取組の施策	平成24年度関連事業		
	延事業数 (細事業)	延当初予算額 (千円)	同比率 (%)
7.循環型社会形成のため のパートナー シップの展開	7	40,363	0.4
環境教育・環境学習の推進と環境教育を担う人材の育成			
環境パートナーシップの形成			
計	55	9,899,825	100.0

※ 事業には複数の施策で関連事業とされている場合がある。同一施策内で重複してカウントしないようにしつつ、事業数や当初予算額は延数としている。

(第2次青森県循環型社会形成推進計画及び県資料より包括外部監査人が作成)

すべての事業について目標値への寄与を定量的に推計することは難しいが、直接、目標値に寄与するもの、あるいは間接的ではあるが県民や事業者等の取組効果を定量的に推計できる事業については、目標値に係る定量的な見込みと実績を整理し、集計することが考えられる。

それによって、県全体の実績値の分析に、計画による施策の効果を加味することができ、また、実績を踏まえた各事業へのフィードバックのタイムラグを少しでも解消するとともに、目標の達成に向けて施策体系ごとの事業や予算のバランス、あるいは直接的に効果のある事業と間接的・中長期的な事業の組み合わせなどについて、費用対効果の面から取組方針を検討することにつながる。

なお、平成24年度の県の関連事業55のうち、青森県地球温暖化対策推進計画(地球温暖化防止行動推進事業費)に關連する県の事業として位置づけられているものが33事業(当初予算額2,405,912千円)ある。第2次青森県循環型社会形成推進計画に係る事業数の60.0%、当初予算額の24.3%は他の計画の目標を達成するための取組でもある。事業の予算や実績の取りまとめの際にはその都度、関連する計画のどの目標の達成に向けた取組であるかを明確にし、目標値への貢献を意識して進めることが重要である。

限られた予算の中でより効果的に削減目標を達成するために、PDCAサイクルの運用に關して改善の余地があると考える。

② 認定リサイクル製品の拡充について

これまで認定されたリサイクル製品330の品目をみると土木製品が97.9%とほとんどであり、特にコンクリート製品が全体の4分の3を占めている(次表)。青森県認定リサイクル製品優先使用指針に基づき公共工事への優先利用など、製造者に直接的なメリットがあるためと考えられる。

ただし、資源の循環的な利用と廃棄物の減量の促進、リサイクル産業の育成という本来の事業目的からすると、より一層、幅広い品目で多くの認定リサイクル製品が揃っている状況が望ましい。県は引き続き認定制度や認定製品利用に関する周知や啓発に取組むとともに、リサイクル製品の製造者に対する追加的なインセンティブについても検討を行っていく必要がある。

【表 47】 青森県認定サイクル製品数(認定期間が平成 25 年度末までの製品数)

品目	認定製品数	構成比
インターロックンググロック	2	0.6%
コンクリート製品	248	75.2%
再生加熱アスファルト混合物	13	3.9%
セメント	1	0.3%
埃直用防護柵	1	0.3%
木質系土木資材	57	17.3%
埋戻材、凍土抑制材	1	0.3%
計	323	97.9%
農業製品	6	1.8%
特殊肥料	6	1.8%
その他	1	0.3%
計	330	100.0%

※ 330 製品のうち 44 製品は製造廃止。  
 (青森県認定)サイクル製品(平成 25 年 9 月、青森県)より包括外部監査人が作成)

16. 環境活動推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

ア おももり地域環境力向上事業

環境問題に関心を持ち、自ら環境に配慮した行動を実践する人材を育成し、地域全域で環境保全活動に取り組み「地域環境力」を高めるため、メールマガジンによる情報提供を行っている。毎月1回メールマガジンを配信し、平成 25 年 3 月末登録者数は 867 人・団体である。

イ こどもエコクラブ活動促進事業

こどもたちの自主的な環境学習・環境活動を支援するために平成 7 年度から全国でこどもエコクラブ事業が行われている。本事業では県内のエコクラブ活動を促進するため、各市町村担当者に対する事業説明会やサポーター・コーディネーター研修会を行っている。平成 24 年度は県内の 47 クラブ、2,520 人のこどもが活動している。

② 事業費の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当初予算額	911	887	285
決算額	815	719	177

③ 平成 24 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 24 年度 決算額	主な内容
報償費	19	環境教育専門員認定研修会講師謝金
需用費	76	
役員費	75	
使用料及び賃借料	7	
合計	177	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】	
事業にかかると事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
【有効性について】	
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	事業実施内容にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を確認した。

(3) 監査の結果

① 事業単位の適正な予算執行について

本事業の決算額 177 千円には、他事業等の報償費(19 千円)が含まれている。環境教育専門員認定研修会講師謝金は、本来、「地域の人材による環境教育推進事業」で執行すべき経費であるが、本事業も環境教育等に関する地域の人材育成等を目的としているため、関連する研修会等に要する経費として分類したとことである。

環境政策課によると「目」単位で予算の執行を管理しており、事業単位では厳密に管理できていないとのことである。その結果、事業の決算額に他事業等の支出が含まれることとなる。

一般的に事業は特定の目的をもった単位であり、その目的を達成するために必要な経費として予算が算定されている。決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されていない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 本事業の設定の見直しについて

本事業の取組内容はマルチカガの発行、こどもエコクラブ活動の市町村説明会などである。環境教育・環境学習に関する点では共通しているが、各取組が相互に直接関連しているわけではない。また、環境教育専門員の育成は「地域の人材による環境教育推進事業」で行われ(「(3) 監査の結果」参照)、サポーター・コーディネーター研修会はもつたいない・あおもり県民運動推進会議表彰受賞者発表会(循環型社会形成推進功労者等表彰事業)と併催されるなど、他にも関連事業があるため、本事業が別途設定されている趣旨がわかりづらい。

事業費が 177 千円と多額ではないことから、必要な取組については目的を共有する他の事業の中で実施することを含め、本事業を見直す必要がある。

17. あおもり低炭素社会推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業では、次のア～カの細事業を行っている。

ア 中小企業等低炭素化促進事業(平成 24 年度決算額 78 千円)  
病院施設等を対象とした省エネルギー講習会を県内 3 地区で開催している。

イ あおもり型環境金融推進事業(同 662 千円)

県民や事業者の省エネ対策に係る初期投資負担の軽減に向けて、地域金融機関等と連携・協働した「環境金融」の取組を推進している。平成 24 年度は県及び金融機関等で構成する環境金融検討会を開催するとともに、金融機関と共催により、事業者の省エネ対策を支援するための環境金融セミナーを開催している。

ウ 県民総参加型エコプロジェクト推進事業(同 588 千円)

運輸部門の CO2 排出量の削減を図るため、エコドライブ効果の見える化を目的としたエコドライブ実践モニター事業を実施している(5 名参加)。また、自動車教習所の職員等を対象としたエコ・ドライブサー養成講習会を開催し、エコドライブ実践講習会のインストラクターを養成している。さらに、県下一斉ノーローダーを実施している。

エ エネルギーリスク緊急対策・省エネ設備等導入促進事業(同 14,928 千円)

省エネ機器等の普及に向けて、関係業界との連携・協働により「あおもり省エネプロジェクト」を開催している。県はフェアの実行委員会に負担金を支出している。また、委託により、中小企業等の省エネ対策を計画・実施・アフターフォローまで包括的に支援する「省エネトータルサポート」の仕組みを構築し、技術的、経済的な支援を行っている。

なお、財源として青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金からの繰入金 11,882 千円が活用されている。

オ あおもりエコアクション推進事業費(同 3,856 千円)

県民の環境配慮行動の促進を目的として、県民、事業者、地域それぞれが「アウト」を享受する仕組み「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」を開催団体等との連携・協働により推進している。県は同プロジェクト実行委員会に負担金等を支出している。

カ 家庭の消費電力見える化・省エネ促進事業費(同 887 千円)

家庭における節電促進のため、民間企業の「消費電力見える化サービス」を活用したモニター事業を実施している。モニター世帯からの情報を収集・解析し、効果的な省エネ対策等について広く県民に対して情報提供を行っている。

② 事業費の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当初予算額	10,230	15,652	25,859
決算額	7,101	12,163	21,000

(単位:千円)

③ 平成 24 年度決算額の主な内訳

節	平成 24 年度 決算額	主な内容
報償費	182	環境経営セミナー講師謝金等
旅費	350	青森県環境金融検討会取組発表者旅費、エコドライブ実技講習会インストラクター旅費等
需用費	438	
役務費	481	
委託料	14,157	青森県省エネネット事業、もったいない、あおりエコ事業所エコユソツ認定制度普及促進事業、家庭の消費電力見える化等
使用料及び賃借料	393	環境経営セミナー会場使用料等
負担金補助及び交付金	5,000	あおり省エネエフエフキャンペーン実施負担金、あおりエコの環スマイルプロジェクト実行委員会負担金
合計	21,000	

(単位:千円)

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかるとする事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	青森県地球温暖化対策推進計画及び決算額内訳、支出負担行為、契約書等の支出にかかるとする資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を確認した。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	省エネネット・サポーター事業業務委託、省エネルギー講習会、環境経営セミナー等の実施内容にかかるとする資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を確認した。
【経済性、効率性について】 事業にかかるとする事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出命令等の支出にかかるとする資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 環境金融の推進について

環境金融とは、個人や企業等の環境配慮行動を促進する金融機関による自主的な取組であり、環境に配慮した取組を行う個人や事業者に対して高い預金金利の金融商品や低い貸出利息のローンなどで金融面からサポートする取組である(青森県地球温暖化対策推進計画より)。

環境金融は青森県地球温暖化対策推進計画の低炭素あおりプロジェクト 10 の一つ「あおり環境金融プロジェクト」に位置づけられ、重点的に推進されることとなっている。

県は平成 23 年 11 月に地元 5 金融機関と協定を結び、環境金融検討会や環境経営セミナーの開催などを行っているが、金融機関による具体的な環境金融の取組に結びついていない。県は重点プロジェクトとして、より効果的な事業となるよう内容を検討する必要がある。

② 他事業との具体的な取組の重複について

『環境でネジメントシステム推進事業費、(4) 監査対象事業に対する意見、① 他事業との具体的な取組の重複について』と同様の内容であるため、記載を省略する。

18. 地域の人財による環境教育推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

こどもから大人までを対象とした環境教育の機会を継続的に提供していくことが必要であるため、地域の人財による環境出前講座を実施するほか、大人向け環境教育プログラムの利用普及を図っている。

ア 地域の人財による環境出前講座の実施

平成24年度は県内3地域の環境NPO法人に委託し、県作成のプログラムによる環境出前講座を学校・児童館等102箇所で開催している。プログラムを159回実施し、受講者数は5,021名である。なお、財源として青森県緊急雇用創出事業臨時特別基金を活用している。

また、環境出前講座の担い手となる環境教育専門員の育成も行い、平成25年3月末現在、認定者数は50名である。

イ 大人向け環境教育プログラムの活用普及

平成23年度に整備した大人向け環境教育プログラムツールの貸出を行うとともに、県内3地区で事業者向け環境経営セミナーの場を利用して活用周知を図っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	6,481	7,074	18,406
決算額	6,201	6,851	16,192

③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
旅費	205	
需用費	145	環境教育専門員全体会出席者旅費等
役員費	71	環境プログラムツール送料
委託料	15,769	環境出前講座実施コーディネート等業務
使用料及び賃借料	3	
合計	16,192	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかると事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	環境出前講座実施コーディネート等業務委託などの支出負担行為、契約書等の支出にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。

監査要点	実施した手続
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	環境出前講座実施コーディネート等業務委託などの実施内容にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。
【経済性・効率性について】 事業にかかると事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。	環境出前講座実施コーディネート等業務委託などの請求書等の支出にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 大人向け環境教育プログラムツールの有効活用について

大人向け環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」は、県が地域の講座やイベント、PTA研修会、事業所内研修などで使用してもらったために整備したものであり、実験器具やDVDなど14種類からなり、無償で貸し出ししている。

平成24年度の貸出は年間14件、延べ37ツール、利用者数は1,044人である。活発に利用されているとはいえず、利用が全くなかったツールも4種類あった。

県は本ツールについて県のホームページやメルマガで情報提供しているほか、環境経営セミナーの際に紹介しているが、さらに周知し、活用を促す取組が必要である。また、利用者や専門家の意見などを踏まえて、適宜、プログラムツールの必要性、あるいは必要な場合のツールの内容、ツール貸出の体制・方法などについても検討していく必要がある。

② 他の小学生対象事業との連携、調整について

『環境美化推進事業費、(4) 監査対象事業に対する意見、①他の小学生対象事業との連携、調整について』と同じであるため、記載を省略する。

③ 他事業との具体的な取組の重複について

『環境エネシステム推進事業費、(4) 監査対象事業に対する意見、①他事業との具体的な取組の重複について』と同様の内容であるため、記載を省略する。

19. 再生可能エネルギー等導入推進基金事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

国の平成 23 年度第 3 次補正予算により交付された再生可能エネルギー等導入推進基金(以下、「基金」という。)を活用し、平成 24～27 年度に再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する事業である。

ア 再生可能エネルギー等導入推進基金積立金(平成24年度決算額207,743千円)基金の運用利息の積立にかかるとの支出である。

イ 再生可能エネルギー等地域資源活用詳細調査事業費(同 577 千円)

基金を活用して県内各地域における再生可能エネルギーの導入拠点(県合同庁舎等)及び導入設備等にかかる調査を実施している。

ウ 再生可能エネルギー等導入推進事業費補助(同 139,802 千円)

基金を活用して、市町村施設に対する再生可能エネルギー等の導入経費(太陽光発電システム等設置経費)に対する補助を行うものである。補助率は 10/10 で補助対象団体は市町村である。平成 25 年度時点の計画では平成 27 年度までに全市町村を対象として県内 1,649 防災拠点の 12.2%にあたる 202 施設に導入予定である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当初予算額	—	—	2,033,792
決算額	—	8,497,000	161,121

③ 平成 24 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 24 年度 決算額	主な内容
旅費	60	
委託料	517	
負担金補助及び交付金	139,802	再生可能エネルギー等導入推進事業費補助
積立金	20,743	再生可能エネルギー等導入推進基金積立金
合計	161,121	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかるとの事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	再生可能エネルギー等導入推進事業費補助の交付要綱及び一部市町村の交付申請から交付決定、実績報告に至る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。また、基金の積立、運用にかかるとの資料を閲覧した(以下、同じ)。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	再生可能エネルギー等導入推進事業費補助の交付実績にかかるとの資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を確認した。
【経済性、効率性について】 事業にかかるとの事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	再生可能エネルギー等導入推進事業費補助に関して一部市町村の収支精算書などの資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 太陽光発電システムの稼働状況等の確認について

本事業による補助金は市町村等が太陽光発電システム等を設置する費用の一部を補助しているものである。

事業の趣旨を踏まえ、設置された太陽光発電システム等ができるだけ長期にかつ安定的に稼働させ、災害時等の必要な時に活用できる状態にしておくことが重要であるが、設置後の運営、保守点検、修繕、更新等は各市町村等に任されている費用も市町村等の自己負担となる。

本事業による太陽光発電システムの設置は平成 25 年度以降、本格化する予定である(平成 24 年度に街路灯以外で設置済みは 3 箇所のみ)。県は設置完了後にそれぞれ現場確認を行うとともに、毎年太陽光発電システムによる発電量の報告を求める予定とのことであるが、具体的な稼働内容やメンテナンスの実績を含めて継続的に状況を確認することが求められる。



20. 環境保健センター費

(1) 事業の概要

① 事業内容

ア 青森県環境保健センターの概要  
 青森県環境保健センターの概要は以下のとおりである。

【表 48】 青森県環境保健センターの概要

項目	概要
施設名	青森県環境保健センター
所在地	青森市東道一丁目1-1
設置根拠条例	青森県行政組織規則
設置年	平成22年4月1日
沿革	衛生研究所、公害センター及び公害調査事務所を統合し、その後4回にわたる組織改正を経て現在の組織になっている。
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害の防止その他の環境の保全上必要な調査及び試験研究に関すること</li> <li>・保健衛生上必要な試験研究に関すること</li> <li>・保健衛生に係る技術指導に関すること</li> </ul>
組織	所長、次長、総務室(6人)、微生物部(11人)、理化学部(9人)、公害部(9人)
施設の内容	本棟(3階建) 大気汚染常時監視(テレメータシステム) ダイオキシン類等の濃度測定用カスロトグラフ質量分析計 他検査機器設置
担当所管課	環境政策課

このように、環境保健センターは公害の防止その他環境保全に関する業務と保健衛生に関する業務を担っているが、今回監査の対象とするのは、環境保健センターが所掌している業務のうち公害の防止その他環境保全に関するものである。

イ 公害の防止その他環境保全に関する業務内容

公害の防止その他環境保全に関する業務は、公害部において以下の業務が行われている。

項目	内容
大気汚染常時監視	大気測定局において大気汚染の状況を24時間測定し、測定されたデータをテレメータシステムにより収集し、監視する。
有害大気汚染物質モニタリング	大気環境における揮発性有機化合物や重金属類などの有害大気汚染物質について、毎月1回調査を行う。
アスベスト調査	特定粉じん排出等作業に係る調査のほか、環境中のアスベスト濃度も調査する。
ダイオキシン類の分析	ばい煙等に含まれるダイオキシン類の濃度をカスロトグラフ質量分析計で分析する。
十和田湖の水質分析	十和田湖の水を採取し、COD等の水質を分析する。
酸性雨調査	県内における酸性雨の実態を把握するための調査を行う。

【表 49】 業務実績(平成24年度)

事業	業務	地点 検体数	項目数
環境監視・調査 (大気)	・環境大気常時監視	14	63
	・有害大気汚染物質モニタリング調査(委託)	(12)	(156)
	・有害大気汚染物質モニタリング調査(毎月1回)	12	96
	・有害大気汚染物質モニタリング調査(通年)	52	52
	・酸性雨実態調査	78	800
	・酸性雨実態調査(全県研)	26	104
	・酸性雨実態調査(環境省委託)	26	26
	・稲わら焼却による大気汚染調査	4	16
	・アスベスト調査	17	38
	・公共用水域(十和田湖)水質調査	92	867
水質保全	・十和田湖水質保全事業調査	18	270
	・硝酸性窒素総合対策推進事業	4	16
	・公共用水域、地下水等クロスチェック	24	26
	・排水基準監視クロスチェック分析	2	2
	・新幹線騒音調査	5	47
	・航空機騒音環境基準達成状況調査	7	98
	・ダイオキシン類調査測定(排ガス)	7	203
	・ダイオキシン類調査測定(燃えがら、ばいじん)	15	435
	・ダイオキシン類調査測定(地下水)	10	290
	・ダイオキシン類調査測定(土壌)	10	290
精度管理	・統一精度管理調査	2	4
	・酸性雨分析精度管理調査	2	60
	・魚類へい死・水質事故等	13	144
行政依頼検査等	・環境水分析	8	125
	・土壌等分析	5	41
	・排水検査	1	9

② 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	113,742	113,775	92,820
決算額	110,116	113,337	(※) 85,528

※：罹災した八戸環境管理事務所を移転したことによる賃借料の減少が原因である。

③ 平成24年度決算額の事業別内訳

環境保健センター費は、環境保健センターの運営経費であり(常勤職員の人件費を除く)、以下の各事業から構成されている。なお、今回監査の対象としている公害の防止その他環境保全に関する業務に関連するのは、次表のうち、人件費12,738千円、管理運営費53,584千円、機器整備等事業費12,790千円である。

(単位：千円)

事業	平成24年度 決算額	主な内容
人件費(非常勤労務員等)	12,738	
管理運営費	53,584	
機器整備等事業費	12,790	
バイオマート防止施設維持管理事業費	1,801	
国立環境医療科学院特別研修事業費	333	保健衛生に関する業務 (監査対象外)
業務管理(GLP)運営事業費	3,769	
青森市保健所に係る受託検査事業費	511	
合計	85,528	

④ 管理運営費の平成24年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
賃金	107	
報償費	6	
旅費	2,686	
需用費	29,598	光熱水費 17百万円
役員費	2,116	
委託費	14,128	庁舎清掃等、空調設備保守
使用料及び賃借料	497	
工事請負費	3,062	
備品購入費	895	
負担金補助及び交付金	475	
公課費	10	
合計	53,584	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【法規性について】	決算額内訳、支出負担行為、支出命令、入札関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等との整合性を検証した。
事業にかかると事務の執行に関連する法令等に準拠しているか。	環境保健センターが作成した「公害防止対策関係業務計画」にかかると報告書類を閲覧した。
【経済性及び効率性について】	委託者の精度管理について、データチェック及びクロスチェックの報告書を閲覧し、担当者への質問を実施した。
事業にかかると事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	担当項目と委託項目の区分の基準及び果の方針について質問を実施した。

(3) 監査の結果  
指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 環境監視測定調査における委託について

県では、環境監視測定調査における採取及び分析について、緊急性の確保や効率性、業務量などを勘案して一部委託としている。委託による採取及び分析については、環境保健センター公営部において、野帳、クロスチェック、環境省が示したガイドラインに基づく精度管理等によって検証している。

環境監視測定調査における採取及び分析の委託状況並びに委託の理由及び検証方法は次表のとおりである(ここでは、環境保健センターの業務のみではなく、環境監視測定調査全般を対象としている)。なお、表中の「センター」は環境保健センター、「事務所」は環境管理事務所を指す。

【表50】環境監視測定調査における採取及び分析の方式とその採用理由

名称	方式又は実施主体	方式の採用理由について	検証法
大気汚染常時監視 (大気汚染防止法 22 条)	セター	セターでは、セターの集計・確認を行うとともに、大気汚染の注意報、警報の発令前のセターの確認を行っている。	—
有害大気常時監視 (大気汚染防止法 18 条の 23)	(9)物質 測定分析:セター (13物質) 測定分析:委託	セターが保有する機器で分析可能な項目はセターで実施し、それ以外の項目を委託により実施している。	分析野帳で確認 精度管理等に関する書類で確認
大気汚染防止法施行 状況調査(立入検査) (大気汚染防止法 26 条)	事務所立入 測定分析:委託	事務所立入は、環境管理事務所の事務となっており、高い精度測定に拠っては、サンプル・分析に大きな労力が必要であり、また、分析を行う分析室もなく、委託で実施した方が、総合的に勘案して良好なため、委託により実施している。	—
公共用水域水質監視 (水質汚濁防止法 15 条)	測定分析:委託 (2社) 十和田湖はセター 測定分析	セターでは、十和田湖に関して、調査研究を実施しているため、その際に公共用水域の水質調査も行う。また、当該調査は、緊急性が少ないモニタリングであるため、民間に委託している。	野帳で確認 セターとのクロスチェックにより確認
地下水水質監視 (水質汚濁防止法 15 条)	測定分析:委託 (2社)	当該調査は、緊急性が少ないモニタリングであるため、民間に委託している。	野帳で確認 セターとのクロスチェックにより確認
水質汚濁防止法施行 状況調査(立入検査) (水質汚濁防止法 22 条)	事務所立入 分析:委託、青森 環境管理事務所	事業場立入は、環境管理事務所の事務となっており、高い精度測定に拠っては、分析を実施できる状況にあるのは、青森環境管理事務所のみであるため、青森環境管理事務所は直営で実施し、他の事務所は委託により実施している。	クロスチェックを実施

名称	方式又は実施主体	方式の採用理由について	検証法
クイックン(環境大気) (クイックン類対策特別措置法 26 条)	事務所立会 測定分析:委託		野帳等の確認
クイックン(公共用水域・地下水) (クイックン類対策特別措置法 26 条)	(公共用水域) 測定分析:委託 (地下水) 立会:事務所 測定分析:セクター	セクターでは、緊急時に対応できるように、機器整備を行っており、分析可能な状況であるが、クイックン類のサンプリングや分析には、多大な労力が必要であり、現場の配置では、全ての項目を分析することが不可能であるため、セクターの一部(大気・公共用水域)を委託により実施している。	野帳等の確認
クイックン(土壌) (クイックン類対策特別措置法 26 条)	測定分析:セクター		—
クイックン法施行状況調査(立入検査) (クイックン類対策特別措置法 34 条)	事務所立入 測定分析:セクター		—
新幹線騒音 (環境基本法 16 条)	測定分析:セクター	測定機器を有しており、業務量も大きいためセクターが実施している。	—
航空機騒音 (環境基本法 16 条)	測定分析:セクター	測定機器を有しており、業務量も大きいためセクターが実施している。	—

このように、大気汚染防止対策及び水質汚濁防止対策の環境監視測定調査項目は多くの多くが委託業務として行われている。環境監視測定調査では、緊急時に測定分析ができること、委託先の結果の正確性を担保するためにクロスチェック(二重チェック)ができること及び新しい規制物質に対応できることが重要になると考える。そのためには、環境保健センターは、測定分析に関する技能を保持し十分な経験を有することが不可欠である。

現状、環境保健センターは、大気汚染防止対策では有害大気の一部物質の測定分析を行っているのみであり、有害大気の一部物質をばい煙測定等の測定分析は委託している。また、水質汚濁防止対策では十和田湖水質モニタリング調査を行っているのみであり、公共用水域や地下水等の測定分析を委託している。ことから、現在の環境保健センターには、測定分析を十分に経験する機会が与えられていないと認識できる。

民間企業は、言うまでもなくその活動の源泉は利益である。したがって、利益になる分野に資源を投下するのが基本行動である。このことから、環境監視などの部門でもそれが社会的重要性を増し、一定規模の市場が形成され、利益を上げることが可能と判断した場合にのみその分野に進出する。このことは、新しい物質による汚染などには民間の調査会社が対応できないことを意味し、同時に新たな公害問題などへの対応は公的部門にしかできないということも意味する。県はその責任を負っているのであり、そのための能力を保持することは必要なことである。

大気汚染防止対策や水質汚濁防止対策の各環境監視測定調査項目については、環境保健センターにどのようにノウハウを残すかを十分に検討した上で、センターが行うのか委託によるのかを検討することを要望する。

## 21. 公害苦情・紛争処理事業費

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

公害紛争処理法に基づき設置している公害審査会の運営を行う事業である。裁判とは異なる簡易・迅速な和解・調停制度であり、原則として申請者からの申請を受けておっせん、調停及び仲裁を行う。調停等の申請を受けて、委員を招集し、紛争案件について審査等を行うものである。現在の委員は12名である。平成24年度に公害審査会への申請はなく、過去の申請数は6件である。

#### ② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	449	461	461
決算額	118	138	314

(単位:千円)

#### ③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
旅費	127	公害審査会委員旅費
需用費	49	公害関係法規総覧追録
役員費	13	
合計	314	

### (2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】	
事業にかかると事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	公害審査会にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等との整合性を確認した。
【有効性について】	
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	苦情処理実績等にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を確認した。

### (3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

### (4) 監査対象事業に対する意見

#### ① 苦情処理件数の内容把握と客観性確保について

公害紛争に至る前に、県、市町村等の担当窓口で公害に関する相談、苦情を受け付け、処理を行っている。平成24年度の総受理件数は910件、総処理件数は914件であるが、そのうち、弘前市の「その他」の受理件数が438件で突出して多く

なっている(次表)。その結果、総処理件数の半数(52.0%)が弘前市市となっている。平成23年度も弘前市の処理件数は全体の39.4%を占めている。弘前市にて処理された公害に関する相談、苦情について、監査時に県が弘前市に確認したところ、空家からの害虫の発生や隣家の落雪にかかる繰り返しの苦情が多数を占めているとのことである。

【表 51】平成24年度公害苦情受理・処理件数

区分	受理件数										処理件数	同構 成比
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	計		
弘前環境管理事務所	3	7	—	—	—	—	5	—	2	17	17	1.9%
八戸環境管理事務所	3	3	—	4	—	—	1	21	7	39	41	4.5%
むつ環境管理事務所	1	4	—	—	—	—	2	1	—	8	9	1.0%
計	7	14	—	4	—	—	8	22	9	64	67	7.3%
青森市	6	6	—	17	—	—	11	1	41	42	42	4.6%
弘前市	—	1	—	11	—	—	19	6	438	475	475	52.0%
八戸市	43	2	—	15	1	—	8	—	20	89	89	9.7%
黒石市	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	0.1%
五戸町	—	—	—	4	—	—	2	—	7	14	14	1.5%
十和田市	12	4	—	9	—	—	14	39	11	90	90	9.8%
三沢市	3	—	—	1	—	—	1	—	35	40	40	4.4%
むつ市	16	10	—	3	—	—	8	39	5	82	82	9.0%
平川市	6	—	—	1	—	—	2	5	2	14	14	1.5%
計	86	23	—	62	1	—	63	86	522	846	847	92.7%
合計	93	37	—	66	1	—	71	108	531	910	914	100.0%

(青森県資料より包括外部監査人が作成)

青森県環境計画では、公害苦情・紛争処理の推進のモニタリング指標として公害苦情処理件数が設定されており、青森県環境白書で実績値が公表されている。苦情処理は公害や不法投棄など環境に係る問題の早期発見・早期解決、あるいは実態把握の面で意味が大きく、苦情処理データは青森県の環境施策の推進において重要な指標の一つである。県は苦情処理件数データについて一定の正確性や客観性を確保するとともに、その内容について把握し、説明ができるようにしておく必要がある。

たとえば、異常値があった場合はその内容を確認し、必要な場合は青森県環境白書に記載することが考えられる。また、異常値が件数のカウントや集計の方法に起因する場合、その方法を見直し、あるいは改めて周知することにより、環境管理事務所や市町村からより客観的なデータが集まるようにする必要がある。

## 22. 水質監視・調査費

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

- ア 公共用水域の水質保全を図るため、効率的な測定を行うものである。
  - a 水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、県内の主要な公共用水域の水質の測定に関する計画を策定する。
  - b 事業場からの排水について水質検査を行う。規制対象事業場について環境管理事務所が立入、採水を行い排水の監視・指導を行う。

【表 52】平成24年度 環境監視測定調査結果

項目	公共用水域水質測定	水質汚濁防止法施行状況調査
根拠法令	水質汚濁防止法第15条第1項	水質汚濁防止法第22条第1項
調査項目	健康項目27、生活環境項目9	特定施設事業場数 合計3,965 1日平均排水量50 m <sup>3</sup> 以上事業場553施設 規制対象外事業場3,612施設
調査方法	類型指定水域数 63河川、7湖沼、8海域、総計195地点 (定点測定)	立入検査実施件数 556件
環境基準超過等	環境基準未達成 正津川1(砒素)、山田川 1、十和田湖 2、小川原湖 2、日本海岸地先 1、陸奥 湾東側海域 1、陸奥湾 1	第14条の2事故時の措置の届出件数 貯池施設11件(公共用水域10、地下水1) 特定施設・指定施設0 行政指導件数 公共用水域160、地下水0
その他	試料採取及び分析:委託(2社) ただし、十和田湖は環境保健センターが実施	立入検査:事務所 分析:委託 ・立入検査状況報告(水質)

イ 地下水質の常時監視を行い、地下水質の保全対策の推進を図る。地下水の採水は各環境管理事務所が行い、分析は委託業務にて実施する。

- a 概況調査  
県内における地下水汚染の有無について計画的に調査する。
- b 汚染井戸周辺地区調査  
概況調査において汚染が判明した井戸の周辺の地下水について調査を実施し汚染の範囲を確定する。
- c 継続監視調査  
汚染井戸により地下水の汚染状況を継続して調査する。

項目	地下水質測定
根拠法令	水質汚濁防止法第15条
調査項目	環境基準 28
調査方法	概況調査 19、汚染井戸周辺地区調査 76、継続監視調査 113
環境基準超過等	環境基準超過 概況調査 1、汚染井戸周辺地区調査 2、継続監視調査 21、環境基準超過した場合には概況→汚染周辺→継続調査の種類を変えながら調査を行う

項目	試料採取:事務所 試料回収・分析:委託(2社)	地下水質測定
その他		

② 事業費の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	41,484	41,768	42,519
決算額	38,894	36,758	40,930

③ 平成24年度決算額の内訳

節	平成24年度 決算額	主な内容
旅費	511	結果報告書作成
需用費	2,541	525
役員費	525	公共用水域、地下水の水質測定業務委託
委託料	37,695	特定事業場等排水分析業務委託
使用料及び賃借料	44	
合計	40,930	

(2) 監査要点と実施した手続

【合规性について】	監査要点	実施した手続
事業ごみ等の事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	県が定めた「公害防止対策関係業務計画」の規制対象事業場の立入検査が、環境省の「水質保全関係事務取扱要領」に照らして頻度及び方法等の点で妥当であることを確認した。	青森環境管理事務所、八戸環境管理事務所において立入検査結果を閲覧し、計画への準拠性を検証した。
【有効性について】	目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	規制対象事業場の立入検査にかかる規制対象事業場の届出時期及びその内容について質問を実施した。

(3) 監査の結果  
指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 排出基準適用工場・事業場への立入検査の目標数について

立入検査は、水質汚濁防止法による排水規制の制度の構成要素の一つであり、水質汚濁防止法第22条に定められている。  
 水質汚濁防止法による排水規制の制度では、河川・湖沼等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共用水域に汚水又は廃液を排出する施設(特定施設<sup>4</sup>)を設置する工場や事業場(特定事業場<sup>5</sup>)に対して「排水基準」を定め、排水基準を遵守させるために、特定施設を設置する際の届出、県知事による計画変更命令、改善命令、一時停止命令、報告の徴収及び立入検査等、排出基準違反に対する罰則などの措置を定めている。  
 立入検査については、環境政策課が年度当初に「公害防止対策関係業務計画」を策定している。「公害防止対策関係業務計画」は、次のとおりである。

- 環境管理事務所は、水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づく排出基準適用工場・事業場の立入検査を行う。立入検査の際は、排出水の自主測定の実施等について指導するとともに、未届事項がないかの確認を行う。
- 環境管理事務所は、原則として pH、BOD (COD) 及び SS は排水基準適用工場・事業場については、立入の都度測定する。これ以外の項目については、工場・事業場ごとに排出されるおそれのある有害物質等を適宜追加する。
- 環境管理事務所が採取した排出水の分析は、青森環境管理事務所の一般項目を除き、外部委託により実施するので、分析用試料を分析業者へ送付する。青森環境管理事務所の一般項目は同所で実施する。また、委託業者から提出されるデータをチェックし、排出基準を超えた施設については改善勧告等の指導を行う。
- 立入検査の結果は四半期毎に環境政策課へ報告する。
- 立入目標工場・事業者数は以下のとおりとする。排出基準適用工場・事業場については、原則として年1回以上立入検査を行う。

実施機関	水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づく排出基準適用工場・事業場	立入目標工場・事業場数
青森環境管理事務所	47カ所	47カ所
弘前環境管理事務所	165カ所	165カ所
八戸環境管理事務所	122カ所	122カ所
むつ環境管理事務所	39カ所	39カ所
合計	373カ所	373カ所

3 公共用水域とは、河川、湖沼、港灣、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共構築、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除かれる。  
 4 特定施設とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。  
 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。  
 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目に關し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。  
 5 特定事業場とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

また、特定事業場(排出基準適用工場・事業場を含む)の平成 24 年度排水監視・指導実績は次のとおりである。

【表 53】 特定事業場の平成 24 年度排水監視・指導実績 (単位:箇所)

事務所名	監視・指導の内容	立入目標	(四半期)				年度合計
			1	2	3	4	
青森環境管理事務所	立入	47	15	30	20	1	66
	採水		10	21	9	0	40
	指導		2	12	2	1	17
弘前環境管理事務所	排水基準不適合		0	0	0	0	0
	立入	165	35	64	42	64	205
	採水		34	62	36	0	132
八戸環境管理事務所	排水基準不適合		5	9	17	29	60
	立入	122	89	1	1	0	3
	採水		16	70	35	3	124
むつ環境管理事務所	排水基準不適合		34	16	11	1	62
	立入		0	4	3	0	7
	採水	39	5	30	6	0	41
合計	立入		0	29	5	0	34
	採水		3	13	3	0	19
	排水基準不適合		0	1	0	0	1
合計	立入	373	144	204	114	94	556
	採水		60	182	85	3	330
	指導		44	50	33	31	158
	排水基準不適合				6	4	0

県では、排出基準を次のように適用している。

排出基準を定める省令別表第 1 に定められた有害物質に関する基準及び別表第 2 に定められた生活環境項目に関する基準を一律に適用する。ただし、生活環境項目に係る排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m<sup>3</sup>以上である特定事業場の排水水についてのみ適用されるものである。このような排出基準適用工場・事業場については、県はすべての工場・事業場の立入の都度測定分析することによって、排出基準が遵守されていることを確かめる必要があるが、このことは、上記の公害防止対策関係業務計画にも定めている。

一方で、県は、各環境管理事務所に対して立入目標工場・事業場数を示し、立入した工場・事業場の実績が目標数に達していることをもって、すべての排出基準適用工場・事業場が排出基準を遵守していると見做している。

平成 24 年度の立入検査では、立入した特定事業場 556 か所のうち採水した特定事業場は 330 事業場であり、採水率(採水数/立入数)は、約 59%となっており、特に、第 4 回半期における立入時の採水率は約 3%であった。これでは、「すべての工場・事業場の立入の都度測定分析する」という上記の「公害防止対策関係業務

計画]に達背しているとも解釈できるが、その理由は、計画時の排水基準適用工場・事業場数と実施した排水基準適用工場・事業場数の違いから生じている。

すなわち、平成 24 年度においては、排水基準適用工場・事業場数を立入目標工場・事業場数としている。しかし、その基準となる排水基準適用工場・事業場数は 1 年以上前の平成 22 年度末の排水基準適用工場・事業場数である。このため、平成 24 年度の立入実施時点では、排水基準適用工場・事業場数が休業や廃止等によって減少しており、排水基準適用工場・事業場数に立ち入るだけでは、立入目標工場・事業場数には達しないこととなる。

ここで、各環境管理事務所では、立入目標工場・事業場数を達成するために、排水基準が適用されない工場・事業場を立入り、立入目標工場・事業場数を達成しようとするが、排水基準が適用されない工場・事業場であることから、「すべての工場・事業場の立入の都度測定分析する」という計画の条項は適用されず、測定分析は実施しないこととなる。これによって、採水率が約 59%という結果となる。

このことは、排水基準適用工場・事業場数については、立入の都度、測定分析を実施しているという点ではあるものの、排水基準適用工場・事業場の目標数と実績数の比較による管理が正確性に欠けるという結果となり、また情報開示という点からも情報利用者の誤導につながるものである。

県は、その年度の立入目標工場・事業場数をその年度に立入可能な工場・事業場の数に近づける努力をし、それでも目標に達しない理由は、別途説明できるようにすべきである。

## ② 立入検査の対象となる特定事業場等について

立入検査は、特定事業場<sup>6</sup>のうちその排出水に排出基準の適用のある事業場(有害物質のすべての排出水及び生活環境項目の 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m<sup>3</sup>以上である排出水を排出する事業場)を対象としている。

特定施設の設置、使用又は変更等の届出は、特定施設を有する工場・事業場の義務であり、このため立入検査の対象となる事業場の選定は、特定事業場を記載した届出台帳から選定されている。

このことは、特定施設の設置、使用又は変更の届出が未済である工場・事業場に対しては立入検査が実施されないことではないということでもある。そのうえ、排出基準の適用のある事業場には、生活環境項目の 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m<sup>3</sup>以上である排出水を排出する事業場とあるが、1 日当たりの平均的な排出水の量は変動するものでもあることから、50 m<sup>3</sup>以上である排出水であっても 50 m<sup>3</sup>未満としている事業場にも立入検査が実施されることはないのが現状である。

<sup>6</sup> 水質汚濁防止法による排水規制の制度において、特定事業場は特定施設を設置する工場又は事業場であり、特定施設は水質汚濁防止法施行令別表第 1 に定められている。例えば、石油精製業の脱硫施設、非鉄金属製造業の電解施設、畜産農業の牛房施設(200 m<sup>2</sup>未満を除く)、水産食品製造業の洗浄施設、旅館業のうちう房施設、飲食店のうちう房施設(420 m<sup>2</sup>未満を除く)、病院(病床数 300 以上)の洗浄施設など種々の施設がある。

<sup>7</sup> 特定事業場から排出される排出水に適用される排出基準については、有害物質は排出基準を定める省令別表第 1 に定められている基準及び生活環境項目は排出基準を定める省令別表第 2 に定められている基準が一律に適用される。ただし、生活環境項目に係る排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m<sup>3</sup>以上である特定事業場の排出水についてのみ適用される。

特定事業場の1日当たりの平均的な排水水の量が50㎡に達しているかどうかは、事業者の届出が出发点であるため、事業者が届出の必要性を知らない、あるいは知っていても故意に届出を出さない事態があることは完全には否定できない。したがって、届出がされていない事業場であっても、事業内容等から特定施設を有していると思われる場合には、法定の立入検査は実施できなくとも任意による調査または普及啓発目的の指導等を実施し、立入検査の忌避を防止することが望ましい。

対象となる工場・事業場数は約4,000箇所に及ぶことから事業内容、売上規模等によって対象を十分に絞り込み、排水水の量が多いと予想される工場・事業場や水質汚濁をもたらす可能性のある工場・事業場から調査等の実施を検討するのが合理的と考えられる。

青森県では水質関連の調査に不適合事案が見えられている。立入検査に準ずる調査等の範囲を拡大することによって、水質汚濁防止法による排水規制の制度を担保し、河川・湖沼等の公共用水域の水質汚濁の防止に資することになる。

## 第2 自然保護課

### 1. 県民の森の維持管理等に要する経費（管理運営費）

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業の概要

青森県の公の施設である自然ふれあいセンターの管理運営を行っている事業である。細事業として、1)自然ふれあいセンター管理運営費、2)自然ふれあいセンター施設整備事業、3)自然ふれあいセンター給水設備整備事業に区分されている。自然ふれあいセンターは、平成4年7月3日に設置され、平成20年度から指定管理者制度が導入されているが、1)の自然ふれあいセンター管理運営費は、指定管理者への指定管理料となっている。自然ふれあいセンターの詳細については、②、③及び④に記載する。

平成24年度の実施事業としては、県民の森梵珠山をフィールドとした毎月1回の日曜観覧会や自然教室、作品展や講演会など、自然に親しみ自然の大切さを認識してもらう行事の開催（県民の森利用指導事業）、機関誌「梵珠だより」を4回発行し、ホームページやブログにより県民の森梵珠山の最新の自然情報の紹介や行事の案内等の実施（県内外への情報発信）、梵珠山登山道の点検・整備、遊歩道及び周辺観察スポットの清掃・管理、保全工事等の実施がある。

##### ② 施設の設置目的

自然ふれあいセンターは、青森県立自然ふれあいセンター条例第1条によると、「県民に対し、自然とのふれあいの機会を提供することによって、自然保護思想の普及を図る」ことを目的とした施設である。

##### ③ 施設の概要

#### 【表 54】施設の概要

項目	概要
施設名	青森県立自然ふれあいセンター
所在地	青森市浪岡天釈迦沢内沢1番地1
設置根拠条例	青森県立自然ふれあいセンター条例
設置年月日	平成4年7月3日
施設の内容	1. 構造 木造地上1階 2. 床面積 996.37㎡ 3. その他概要 ○展示ホール、レクチャールーム、工作室等 ○職員5名(常勤2名、非常勤3名)
利用期間	午前9時～午後4時 休館日 月曜日・年末年始(12月28日～1月4日)(月曜日が祝日の時は翌日が休館日)
利用の対象者	制限なし
利用料等	無料
担当所管課	自然保護課 自然公園グループ



(監 査 人 撮 影)

④ 自然ふれあいセンターの実施事業

青森県立自然ふれあいセンター条例第 2 条に定める施設の業務及び施設の特徴は以下のとおりである。

項目	内容
施設の業務	1) 自然に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。 2) 自然の観察及び自然に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。 3) 自然に関する講習会、映画会その他の集会の開催に関すること。 4) 自然保護思想の普及活動をを行う者の養成に関すること。 5) 自然に関する情報の収集及び提供に関すること。 6) 自然に関する調査に関すること。 7) その他自然保護思想の普及に関し必要な業務
施設の特徴	1) 青森市、弘前市、五所川原市、黒石市の中心部から車で約 30 分の場所に位置していることから利便性が高い。 2) フナ林が育む多種多様な生物が育成する県民の森林珠山の麓に設置されている施設であり、トビヶ原や自然観察の拠点として利用可能である。 3) 観察会や自然教室等の自然体験事業を実施しており、参加者に自然とのふれあいを提供できる。 4) 館内に梵珠山の自然について紹介する展示ホールを設けているほか、自然の題材を活かしたクラフト教室等を実施している。 5) 県民の森林珠山の自然情報の収集や登山道等の維持管理も実施している。

⑤ 事業費の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当初予算額	32,367	29,788	29,788
決算額	32,367	29,788	32,151

(単位：千円)

※ 平成 22 年度及び平成 23 年度の決算額は、いずれも委託料(指定管理料)となっている。平成 24 年度の決算額は、委託料(指定管理料)29,788 千円と自然ふれあいセンター施設整備事業に関する工事請負費 2,363 千円の合計となっている。

なお、平成 22 年度以降の(目)自然保護総務費、(細目)県民の森費(事業)管理運営費以外の、自然ふれあいセンター関係の支出の状況は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
自然ふれあいセンター指定管理者選定委員会開催費(※)	54	-	-

※ (目)自然保護総務費、(細目)自然保護諸費からの支出であり、内容は、指定管理者選定委員会開催に関する支出である。

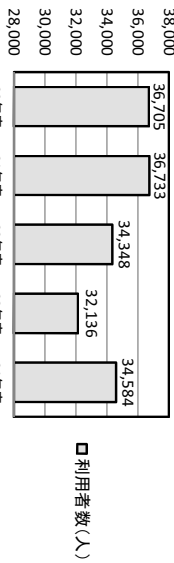
(2) 自然ふれあいセンターの運営状況について

上記のとおり、当該事業は、公の施設である自然ふれあいセンターの指定管理者への指定管理料が主要な支出となっている。自然ふれあいセンターの運営状況は以下のとおりとなっている。

① 利用状況

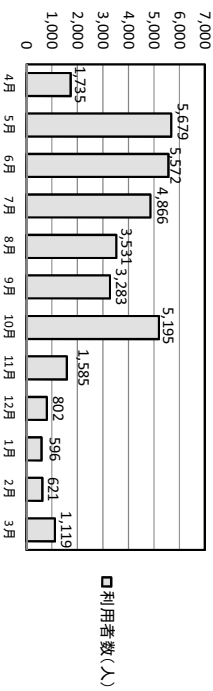
過去 5 年間の利用者の状況は以下のとおりとなっている。

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
利用者数(人)	36,705	36,733	34,348	32,136	34,584
月平均(人)	3,059	3,061	2,862	2,678	2,882



平成 24 年度の月別の利用状況は次のとおりとなっている。

利用者数(人)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	計
20 年度	36,705	36,733	34,348	32,136	34,584	28,000	34,584
21 年度	1,735	5,679	5,572	4,866	3,531	3,283	34,584
22 年度	5,195	1,585	802	596	621	1,119	34,584





② 指定管理の状況  
 当該施設は、平成 20 年度以降指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入以前は、県の出先機関として管理・運営されていた。  
 平成 20 年度以降の指定管理者の状況は以下のとおりであるが、いずれも公募によって選定されている。

項目	内容		
指定管理者	区分	指定管理者	
	1 期目	平成 20～22 年度 青森県森林組合連合会	
	2 期目	平成 23～25 年度 青森県森林組合連合会	
選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置		
選定委員の構成	委員長	青森県環境生活部長 内部	
	委員	公認会計士・税理士 外部	
	委員	青森大学大学院准教授 外部	
	委員	青森県環境生活部次長 内部	
	委員	青森県自然保護課長 内部	
応募者数	1 期目・・・6 者、2 期目・・・1 者		
申込期間等 (2 期目)	募集要項公表・・・平成 22 年 6 月 17 日 申請書提出期間・・・平成 22 年 8 月 2 日～8 月 16 日		
選定基準及び配点	選定基準・審査基準		配点
	1 県民の平等な利用が確保されること		15
	2 施設の設置目的及び果が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果		30
	3 施設の効率的な管理ができること		15
	4 施設の管理運営に係る経費の内容 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報保護の適正な取扱いの確保 ・類似施設の運営実績		40
合計		100	
指定管理者選定理由	・施設の設置目的を理解しており、提案のあった管理運営の基本方針は県が示した管理の方針に沿っている。 ・施設の維持管理については、水準書に示した各項目を無理なく実施できると見込まれる。 ・収支計画と事業計画について整合性と実現可能性が高く、安定的な運営が期待される。		

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者の受け入れ、多様なメニューの日曜観察会の開催など、広く県民が利用できる事業を提案している。</li> <li>・類似施設の運営実績があり、当該施設と連携した事業提案がなされている。</li> </ul>

③ 指定管理者について  
 当該施設の指定管理者は、青森県森林組合連合会であるが、当該組織の概要は以下のとおりとなっている。

名称	青森県森林組合連合会
所在地	青森市松原一丁目 16 番 25 号
設立	昭和 16 年 11 月 10 日
出資金	224 百万円
従業員	27 名(平成 23 年 4 月 1 日現在)

④ 平成 20 年度以降の指定管理料等の推移

(単位：千円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24
	収入計	32,367	32,691	32,691	30,142
内訳					
指定管理料	32,367	32,367	32,367	29,788	29,788
その他収入	0	324	324	354	308
支出計	32,752	32,604	32,604	30,493	29,461
内訳					
人件費	20,253	19,919	19,919	17,851	17,325
人件費以外	12,499	12,685	12,685	12,642	12,136

(3) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性について】 事業にかかると事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。 【有効性について】 目的の達成に向けて施設が効果的に機能しているか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や協定書等との整合性を検証した。 自然ふれあいメンバーについて、建設当初の計画と比較して有効性を失っていないか検証した。(なお、当初の計画の妥当性についても確認した。) 事業計画、事業報告、定期報告等各種資料の閲覧し、施設の運営のあり方について検証した。 現金管理が適正に行われているか確認した。 重要物品及び備品が適正に管理がなされているかについて、備品出納票などにより確認した。 備品の実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に長期間に亘って遊休している資産がないか確認した。
資産管理は妥当か	備品の実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に長期間に亘って遊休している資産がないか確認した。

監査要点	実施した手続
会計処理は妥当か	指定管理料が適正かどうかを検証した。 修繕工事の状況を検証した。
その他	行政コスト計算書を入力し、内容を検証した。 施設の現場視察をおこなって、上記以外の管理の妥当性を検証した。
【経済性、効率性について】	指定管理者制度導入の妥当性を関連する資料に 事業及び施設の運営にかかるとする事務は 経済性、効率性を追求しているか。によって検証した。

**(4) 監査の結果**

**① 会計処理及び経理処理について**

**【自主事業の計上について】**

指定管理者は、年度ごとに事業実績報告書を県に提出しているが、その中には年間の収支の状況に関する報告も含まれている。ここで、指定管理者は、事業計画に基づいて実施した各種事業に要した経費を計上しているが、その他自主事業に関する経費を計上していない。平成24年度においては、指定管理者は自主事業として、「梵珠の森ふれあい週間」、「自然ふれあいスタンプラリー」、「梵珠の森 秋のふれあいデー」を実施しているが、これらも施設を活用した事業であることには変わりがないので、収支の状況に加えることが必要である。

**(5) 監査対象事業に対する意見**

**① 資産の管理について**

**【備品の管理の徹底】**

自然ふれあいセンターの備品の管理は、県と指定管理者である青森県森林組合連合会との間で締結される「青森県立自然ふれあいセンター」の管理に関する基本協定書」の別表である「青森県立自然ふれあいセンター備品一覧」によって、指定管理者が管理している。現場においては、備品の管理状況は名札を付けて適切に管理を行っているが、以下の問題点も見受けられた。

**1) 青森県立自然ふれあいセンター備品一覧**

指定管理者は、基本協定書の別表として県から提供される「青森県立自然ふれあいセンター備品一覧」によって、備品の管理を行っている。この「青森県立自然ふれあいセンター備品一覧」は、1番から116番までの一連番号が付けされており、それぞれ品名、品質規格、数量、配置場所が明記されている。一方、県は指定管理者へ提出する一覧とは別に、県の備品として「備品整理簿」を作成している。ここで、備品には、シールが貼られて管理されているが、シール番号は備品整理簿に関連する番号であり、青森県立自然ふれあいセンター備品一覧の一連番号とは一致していない。よって、厳密には指定管理者は、一連番号で備品を管理できないことになる。

今後、「青森県立自然ふれあいセンター備品一覧」に、一連番号に加え備品整理簿に関連する番号を加えるなど、備品シールの番号と一致する番号で整理する必要がある。

**2) 備品に貼付するシール**

今回の監査で、サンプリングによって備品を確認したが、備品に貼付されているシールの多くが、劣化によって文字が消えていた。これではシールを貼付する意味がないので、適宜張り替える必要がある。

また、シールがこのような状況であるにもかかわらず放置されていた背景として、定期的に実施されている備品チェックにおいてシールと備品整理簿との突合まで行っていないことによる。劣化したシールは張り替えるとともに、備品のチェックは、シールと備品整理簿との突合によって実施する必要がある。

**3) 県の備品とその他の区分の明確化**

サンプリングによって備品を確認した際に、県の備品とその他の備品の区別が不明確なものがあった。この備品については、その後県の備品ではないことが判明したが、日頃より両者の区分を明確にするよう心がける必要がある。

**② 施設の運営の在り方について**

**【指定管理者の選定について】**

現在の指定管理者の選定は、5名の選定委員で行われているが、その内外部有識者が2名で、その他3名は内部職員で構成されている。しかしながら、選定の透明性、公平性を確保するため、本来外部有識者は過半数とすることが必要である。

なお、この点青森県における指定管理者制度の指針である「青森県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」では内容が一部改正され、現在では「委員には半数以上の外部有識者を含むものとする。」となっており、次回の選定の際には、過半数とすることが想定されている。

**【競争性の確保に向けた取組】**

自然ふれあいセンターは、現在まで2回の指定管理者の選定を行っている。1期目は、平成20年度から平成22年度までとなっているが、6者の応募の中から青森県森林組合連合会が選定されている。2期目は平成23年度から平成25年度までとなっており、1者の応募の中から青森県森林組合連合会が選定されている。2期目については、応募者が1者のみであり競争性は低下している。これは、他の者が1期目の経験を考慮して応募を控えたためと思われるが、今後も競争性を確保するための工夫が必要である。具体的には、選定において当該施設における過去の経験をどの程度評価するかなどの点について明示するなどが考えられる。

**【利用者の把握方法について】**

過去5年間の利用者数の推移は前述のとおりとなっている。ここで、現在センターの利用者数の把握方法は、梵珠山の来山者数の一定割合(3分の2)が、センターを利用すると推定した上で計算している。たとえば、平成24年度のセンター利用者は、34,584人であるが、これは来山者数51,879人の3分の2の数値となっている。

さらに、来山者数は、入山口等でカウントするのではなく、駐車場での自動車台数等で推測している。以上より、現在センター利用者数は推測値となっているが、センターの有効性を確認するためには、利用者数の把握の仕方は工夫が必要である。また、「梵珠山の来山者数の 3分の 2 が利用者である」という仮定が一定程度正確であることを確認するためにも、期間限定で利用者数を実際にカウントしてみることは必要である。

【費目の設定について】

自然ふれあいセンターの管理運営費(指定管理料)、施設整備事業に関する費用は、自然保護総務費(目)の県民の森費(細目)の一部を構成している。一方、同様に自然保護課の施設である白神山山地ビジターセンターは、白神山山地ビジターセンター費(目)の白神山山地ビジターセンター費(細目)となっており、他の支出から独立している。白神山山地ビジターセンターと自然ふれあいセンターは施設規模に違いはあるが、県にとっての重要性に違いがないのであれば自然ふれあいセンターも白神山山地ビジターセンターと同様に、他の支出から独立した費目構成とすることも検討の余地がある。

なお、現在の自然保護課の事業の概要と予算・決算の関係は以下のとおりとなっているが、自然ふれあいセンター関係の費用以外にも、事業概要と予算・決算の支出項目との関係が分かりにくいものもある。このような事業の内容と予算・決算の名称に関することは県庁内部の者には然したる問題ではないように思われるかもしれないが、外部者の理解可能性の点からは意外に重要である。今後予算・決算項目全般について事業概要との関係が明確になるように再構築することも検討の余地があるものと思われる。

事業概要	目名	細目名	事業名	細事業名
<b>第1 自然環境保全対策</b>				
1 保全地域等の指定	自然保護推進費	自然環境保全費	保全地域管理事業費	自然保護課管理事業費
2 既指定地域等の保全	自然保護推進費	自然保護推進費	自然保護対策	自然保護課管理事業費
3 自然観察歩道等維持管理事業	自然保護推進費	企画調査費	白神山山地管理対策	自然観察歩道等維持管理事業費
4 白神山山地入山対策事業	自然保護推進費	企画調査費	白神山山地管理対策	世界自然遺産地域管理事業費
5 世界自然遺産地域管理事業	自然保護推進費	企画調査費	白神山山地管理対策	世界自然遺産地域管理事業費(再掲)
6 白神山山地を次世代へつなぐ保全・活用推進事業	自然保護推進費	企画調査費	白神山山地入山対策	世界自然遺産域外事業費
	自然保護推進費	企画調査費	白神山山地を次世代へつなぐ保全・活用推進事業	白神山山地を次世代へつなぐ保全・活用推進事業
<b>第2 自然環境教育対策</b>				
1 県庁庁舎・庁舎の普及対策	—	—	—	—
2 自然観察教育用ビデオの貸出	—	—	—	—
<b>第3 自然公園対策</b>				
1 自然公園内における行為規制等	自然保護推進費	自然公園保護管理費	保護指導事業	自然公園管理指導等事業費
2 自然公園の公園計画の見直し	—	—	—	—

事業概要	目名	細目名	事業名	細事業名
3 高山植物等保全対策	自然保護推進費	自然公園保護管理費	国立公園等対策費	国立公園等利用対策事業費
4 自然公園の美化対策	自然保護推進費	自然公園保護管理費	国立公園等対策費	国立公園等利用対策事業費(再掲)
5 ベンチ座席保全管理対策事業	自然保護推進費	自然公園保護管理費	保護指導事業	自然公園管理指導等事業費(再掲)
<b>第4 鳥獣保護対策</b>				
1 各種調査	鳥獣保護費	鳥獣保護費	下北半島・五戸鳥保護共同対策管理事業	下北半島・五戸鳥保護共同対策管理事業
2 鳥獣保護区等の指定	鳥獣保護費	鳥獣保護費	鳥獣保護対策事業費	鳥獣保護対策事業費
3 鳥獣保護センターの管理等	鳥獣保護費	鳥獣保護費	鳥獣保護対策事業費	鳥獣保護対策事業費
4 狩猟取締り等	鳥獣保護費	鳥獣保護費	狩猟取締指導費	狩猟関係指導等事業費
	鳥獣保護費	鳥獣保護費	鳥獣保護対策事業費	鳥獣保護対策事業費
<b>第5 自然保護関係施設</b>				
1 県立自然ふれあいセンター	自然保護推進費	県民の森費	利用指導事業費	県民の森利用指導事業費(県事業分)
	自然保護推進費	県民の森費	管理運営費	自然ふれあいセンター管理運営費
	自然保護推進費	県民の森費	管理運営費	自然ふれあいセンター施設整備事業費
	自然保護推進費	県民の森費	管理運営費	自然ふれあいセンター給水設備整備事業費
2 白神山山地ビジターセンター	白神山山地ビジターセンター費	白神山山地ビジターセンター費	管理運営費	白神山山地ビジターセンター管理運営事業費
	白神山山地ビジターセンター費	白神山山地ビジターセンター費	管理運営費	白神山山地ビジターセンター施設修繕事業費
3 十二湖沼コミュニティセンター	—	—	—	—
<b>第6 温泉保護対策</b>				
1 本県における温泉の現状	自然保護推進費	温泉保護対策費	温泉許可等事業費	温泉許可・指導等事業費(自然保護課)
2 青森県環境審議会温泉部会	自然保護推進費	自然保護対策費	審議会開催費	青森県環境審議会開催費(自然保護課)
	環境政策総務費	環境政策諸費	人件費(自然保護課)	職員人件費
	環境政策総務費	環境政策諸費	人件費(自然保護課)	非常勤事務員
	環境政策総務費	環境政策諸費	人件費(自然保護課)	視察・研修等職員
	自然保護推進費	企画調査費	自然保護対策事業費	自然保護対策事業費
	自然保護推進費	自然保護諸費	管理運営費	自然保護対策事業費
	自然保護推進費	自然保護諸費	管理運営費	自然保護監視車等購入事業

その他

2. 狩猟取締指導費

(1) 事業の概要

① 事業の概要

狩猟事故の防止等狩猟の適正化を図るために、1) 狩猟免許試験及び同免許更新のための講習会並びに狩猟者登録を行い、また、2) 狩猟指導取締計画により、年6回にわたり、狩猟取締りを実施している。

② 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当初予算額	3,703	3,449	5,791
決算額	2,800	2,897	4,379

③ 平成 24 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 24 年度 決算額	主な内容
賃金	201	
報償費	138	
旅費	324	
需用費	2,793	
役員費	164	
委託料	633	講師研修委託
使用料及び賃借料	126	
合計	4,379	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】 事業にかかると事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令との整合性を検証した。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	成果にかかると資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 講師研修委託について

本事業は、狩猟免許更新のための講習会の講師の資質向上と講習会成果の充実を図ることを目的として、講師研修を青森県猟友会に委託するものである。研修の内容は、委託契約の実施要領によると鳥獣の判別及び猟具の取扱い等についてであるとしている。平成 24 年度の委託料は、講師報償費など 633,394 円となっている。

ここで、狩猟者講習会講師研修会での研修参加者は、青森県猟友会の各支部に所属する会員である。つまり、本講師研修委託は、青森県猟友会所属の会員の資質向上のために青森県猟友会に研修を委託していることとなる。つまり、委託先の会員の研修のための業務の委託であり、講師研修を県の事業とすることは疑義が生じる。また、狩猟免許更新のための講習会には、講師研修に参加した会員が講師になることが想定されるが、その際には講師謝金が県から講師に支払われており、本来であれば、講師の資質の向上には講師謝金の中に含まれる必要がある。

以上より、本講師研修委託は廃止を含め見直す必要がある。なお、青森県猟友会自身が会員の資質向上を行う資金等の能力がなく、また県としても資質の維持が必要と判断するのであれば、青森県猟友会が資質向上のために行う内部講師研修に対して、特定の事業等公益上必要がある場合これを育成または助成するために補助する経費として県が補助金を交付することは検討の余地はあると思われる。

3. 白神山地ビクターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)

(1) 事業の概要

① 事業の概要

県の公の施設である白神山地ビクターセンターの管理運営を行っている事業である。細事業として、1)白神山地ビクターセンター管理運営事業費、2)白神山地ビクターセンター施設修繕事業費に区分されている。白神山地ビクターセンターは、平成10年10月24日に設置され、平成18年度から指定管理者制度が導入されているが、1)の白神山地ビクターセンター管理運営事業費は指定管理者への指定管理料となっている。白神山地ビクターセンターの詳細については、②、③及び④に記載する。

② 施設の設置目的

青森県白神山地ビクターセンター条例第1条によると、当該施設は「世界の自然遺産として登録された白神山地の自然環境及び自然と共生する人々の暮らしを紹介することによって自然保護思想の普及を図るとともに、自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供すること」を目的とした施設である。

③ 施設の概要

【表 55】施設の概要

項目	概要
施設名	青森県白神山地ビクターセンター
所在地	青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田 61-1
設置根拠条例	青森県白神山地ビクターセンター条例
設置年月日	平成10年10月24日
施設の内容	1. 構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 地上2階 2. 床面積 2,967 m <sup>2</sup> 3. その他概要 ○映像体験ホール、展示ホール、情報・図書コーナー、会議室、工作室、ボランティアルーム、事務室他 ○職員9名(常勤3名、非常勤6名)
利用期間	4月1日～10月31日 午前8時30分～午後5時 11月1日～3月31日 午前9時～午後4時30分
利用の対象者	制限なし
利用料等	無料(ただし、大型映像観覧は有料)
担当所管課	自然保護課 自然環境グループ



(監 査 人 撮 影)

④ 白神山地ビクターセンターの実施事業

青森県白神山地ビクターセンター条例第2条に定める施設の業務及び施設の特徴は以下のとおりである。

項目	内容
施設の業務	1)白神山地の自然に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。 2)白神山地の自然の観察及び白神山地の自然に関する学習のために必要な助言に関すること。 3)白神山地の自然に関する講習会、映画会その他の集会の開催に関すること。 4)白神山地に関する情報の収集及び提供に関すること。 5)自然保護その他に関する活動及び交流の場の提供に関すること。 6)その他自然保護思想の普及に関し必要な業務
施設の特徴	1)世界遺産白神山地の玄関、西目屋村に位置し、フナト生態系との関わりを学ぶことができる施設。 2)白神山地の登山道、トレッキングコース等の散策情報などもあり、白神山地に関する情報発信拠点。 3)映像体験ホールは、デジタルプロジェクトにより白神山地の四季を紹介し、次世代へ繋ぐ情報を提供している。 4)展示ホールは、フナの一生、フナ林のしくみ、白神山地の生態系や、人間との生活の関わりを模型、パネルなどでテーマ毎に説明している。

⑤ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	79,012	79,012	71,476
決算額	79,012	79,012	71,100

※ 平成22年度及び平成23年度の決算額は、いずれも委託料(指定管理料)となっている。平成24年度の決算額は、委託料(指定管理料)67,582千円と白神山地ビクターセンター施設修繕事業費に関する工事請負費3,528千円の合計となっている。なお、平成22年度は、上記以外に前年度からの繰越分104,006千円がある。

なお、平成22年度以降の(目)白神山地ビジターセンター費、(細目)白神山地ビジターセンター費、(事業)管理運営費以外の、白神山地ビジターセンター関係の支出の状況は次のとおりとなっている。

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
白神山地ビジターセンター指定管理者選定委員会開催費	—	49千円	—

※(目)自然保護総務費、(細目)自然保護諸費からの支出であり、内容は、指定管理者選定委員会開催に関する支出である。

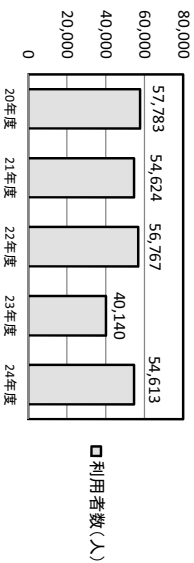
(2) 白神山地ビジターセンターの運営状況について

上記のとおり、当該事業は、公の施設である白神山地ビジターセンターの指定管理者への指定管理料が主要な支出となっている。白神山地ビジターセンターの運営状況は以下のとおりとなっている。

① 利用状況

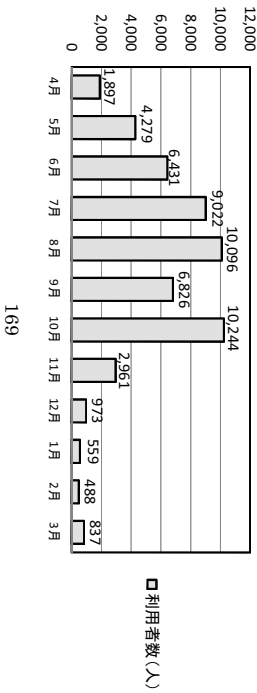
過去5年間の利用者数の状況は以下のとおりとなっている。

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
利用者数(人)	57,783	54,624	56,767	40,140	54,613
月平均(人)	4,815	4,552	4,731	3,345	4,551



平成24年度の月別の利用状況は次のとおりとなっている。

利用者数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
2024年度	1,897	4,279	6,431	9,022	10,096	6,826	54,613
2023年度	10,244	2,961	973	559	488	837	—



② 指定管理の状況

当該施設は、平成18年度以降指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入以前は、県の出先機関として管理・運営されていた。平成18年度以降の指定管理者の状況は以下のとおりであるが、いずれも公募によって選定されている。

項目	内容															
指定管理者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1期目</td> <td>平成18～20年度</td> <td>青森県森林組合連合会</td> </tr> <tr> <td>2期目</td> <td>平成21～23年度</td> <td>青森県森林組合連合会</td> </tr> <tr> <td>3期目</td> <td>平成24～26年度</td> <td>青森県森林組合連合会</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間	指定管理者	1期目	平成18～20年度	青森県森林組合連合会	2期目	平成21～23年度	青森県森林組合連合会	3期目	平成24～26年度	青森県森林組合連合会			
区分	期間	指定管理者														
1期目	平成18～20年度	青森県森林組合連合会														
2期目	平成21～23年度	青森県森林組合連合会														
3期目	平成24～26年度	青森県森林組合連合会														
選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置															
選定委員の構成	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>青森県環境生活部長</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>公認会計士・税理士</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>青森大学大学院准教授</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>青森県環境生活部次長</td> <td>内部</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>青森県自然保護課長</td> <td>内部</td> </tr> </tbody> </table>	委員長	青森県環境生活部長	内部	委員	公認会計士・税理士	外部	委員	青森大学大学院准教授	外部	委員	青森県環境生活部次長	内部	委員	青森県自然保護課長	内部
委員長	青森県環境生活部長	内部														
委員	公認会計士・税理士	外部														
委員	青森大学大学院准教授	外部														
委員	青森県環境生活部次長	内部														
委員	青森県自然保護課長	内部														
応募者数	1期目…6者、2期目…1者、3期目…2者															
申込期間等(3期目)	募集要項公表…平成23年6月15日 申請書提出期間…平成23年8月1日～8月15日															

項目	内容	配点
選定基準・審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県民の平等な利用が確保されること。</li> <li>2 施設の設置目的及び効果が示した管理の方針</li> <li>3 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果</li> <li>4 施設の効用を最大限に発揮すること。</li> <li>5 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果</li> <li>6 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果</li> <li>7 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性</li> <li>8 施設の効率的な管理ができること。</li> <li>9 施設の管理運営に係る経費の内容</li> <li>10 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。</li> <li>11 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性</li> <li>12 安定的な運営が可能となる人的能力</li> <li>13 安定的な運営が可能となる経理的基盤</li> <li>14 個人情報等の適正な取扱いの確保</li> <li>15 類似施設の運営実績</li> </ul>	15
選定基準及び配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>16 施設の設置目的を理解し管理運営の基本方針を示している。</li> <li>17 利用者の増加やサービスの向上など、施設の効用を最大限に発揮可能と期待できる提案がなされている。</li> <li>18 施設の維持管理について、水準書で示した各項目を適切に実施できると見込まれる。</li> <li>19 収支計画と事業計画について、整合性と実現可能性が高い。</li> </ul>	40
指定管理者選定理由	合計	100

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に沿った管理運営をするにあたって、人身体制や財務基礎で安定的な運営が見込まれる。</li> <li>・類似施設の運営実績があるとともに、当該施設との連携した事業提案がなされている。</li> </ul>

③ 指定管理者について

当該施設の指定管理者は、青森県森林組合連合会であるが、当該組織の概要は以下のとおりとなっている。

名称	青森県森林組合連合会
所在地	青森市松原一丁目16番25号
設立	昭和16年11月10日
出資金	224百万円
従業員	27名(平成23年4月1日現在)

④ 平成20年度以降の指定管理料等の推移

区分	(単位：千円)				
	H20	H21	H22	H23	H24
収入計	85,833	81,850	81,304	80,799	69,909
内 指定管理料	82,620	79,012	79,012	79,012	67,582
内 その他収入	3,213	2,838	2,292	1,787	2,327
支出計	85,833	81,850	81,304	80,799	68,964
内 人件費	31,816	29,831	30,684	30,731	28,809
内 人件費以外	54,017	52,019	50,620	50,068	40,155

(3) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【法規性について】 事業にかかわる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出にかかわる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や協定書等との整合性を検証した。
【有効性について】 目的の達成に向けて施設が効果的に機能しているか。	白神山地ビジターセンターについて、建設当初の計画と比較して有効性を失っていないか検証した。 (なお、当初の計画の妥当性についても確認した。) 事業計画、事業報告、定期報告等各種資料の閲覧、施設の運営のあり方について検証した。 現金管理が適正に行われているか確認した。 重要物品及び備品が適正に管理がなされているかについて、備品出納票などにより確認した。 備品の実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に長期間に亘って遊休している資産

監査要点	実施した手続
会計処理は妥当か	がないか確認した。 指定管理料が適正かどうかを検証した。
その他	修繕工事の状況を検証した。 行政コスト計算書を入力し、内容を検証した。 施設の現場視察をおこなって、上記以外の管理の妥当性を検証した。 全般について検証した。
【経済性、効率性について】 事業及び施設の運営にかかわる事務は経済性、効率性を追求しているか。	指定管理者制度導入の妥当性を関連する資料によって検証した。

(4) 監査の結果

① 会計処理及び経理処理について

【自主事業の計上について】

指定管理者は、年度ごとに事業実績報告書を県に提出しているが、その中には年間の収支の状況に関する報告も含まれている。ここで、指定管理者は、事業計画に基づいて実施した各種事業に要した経費を計上しているが、その他自主事業に関する経費を計上していない。平成24年度においては、指定管理者は自主事業として、スタンプラリーの開催、ホームページの充実等各種実施しているが、これらも施設を活用した事業であることには変わりがないので、収支の状況に加えることが必要である。

(5) 監査対象事業に対する意見

① 資産の管理について

【備品の管理の概況】

白神山地ビジターセンターの備品の管理は、県と指定管理者である青森県森林組合連合会との間で締結される「白神山地ビジターセンターの管理に関する基本協定書」の別表である「白神山地ビジターセンター備品一覧」によって、指定管理者が管理している(年1回程度所在確認)。現場においては、備品の管理状況は名札を付けて適切に管理を行っているが、以下の問題点も見受けられた。

1) 白神山地ビジターセンター備品一覧

指定管理者は、基本協定書の別表として県から提供される「白神山地ビジターセンター備品一覧」によって、備品の管理を行っている。この「白神山地ビジターセンター備品一覧」は、1番から215番までの一連番号が付されており、それぞれ品名、品質規格、数量、配置場所が明記されている。ここで、備品には、シールが貼られて管理されているが、シール番号は「白神山地ビジターセンター備品一覧」の一連番号とは一致していない。よって、厳密には指定管理者は、一連番号で備品を管理できないことになる。

今後、「白神山地ビジターセンター」備品一覧に、一連番号に加え備品整理簿に関連する番号を付すなど、備品シールの番号と一致する番号で整理する必要がある。

② 会計処理及び経理処理について  
【行政コスト計算書の活用について】

県は、資産の状況やコストの状況を含めた行政経営状況を把握するため、平成17年度決算分から、公の施設ごとのバランスシートと行政コスト計算書を作成している。これは、公の施設の収入・支出の状況を明らかにするとともに、職員のコスト管理意識の醸成やコストに対する使用料収入等の収支状況の分析等を通じて今後の効率的な施設運営、維持管理の合理化を図ることを目的とするものである。

白神山地ビジターセンターにおいても、バランスシートと行政コスト計算書を作成してホームページで公表している。

【表 56】平成 24 年度行政コスト計算書

項目	金額	項目	金額
人にかかるとの	28,230	減価償却費、公債費除く行政コスト b	68,964
人件費	28,230	使用料収入等 e	2,327
物件にかかるとの	199,986	その他特定財源 d	610
物件費	38,034	収入合計 e (c+d)	2,937
維持修繕費	735	充当一般財源(a-e)	244,743
減価償却費	161,217		
その他	19,464		
公債費(利子分)	17,499		
その他	1,965		
行政コスト計 a	247,680		

【表 57】利用者 1 人あたりの状況

項目	金額	項目	金額
①平成 24 年度利用者数(人)	54,613	④利用者 1 人あたりのコスト b①	1,263
②利用者 1 人あたりの使用料収入 c①	43	⑤一般財源充当分③-②	4,492
③利用者 1 人あたりのコスト a①	4,535		

上表のとおり、平成 24 年度においては利用者 1 人あたり 4,535 円のコストが生じている。行政コスト作成の目的は職員のコスト管理意識の醸成にあるが、今後コスト管理意識の醸成だけに留まらず、具体的に行政コスト情報を活用することが求められる。具体的には、公の施設の設置を検討する際には、施設の有効性を判断した上で過剰な投資を抑えるために、利用者 1 人あたりのコストをどの水準に設定するか検討することが望まれる。さらに、白神山地ビジターセンターのように、既に設置済の施設においても、今後目標とすべき利用者 1 人あたりのコストを設定することは

必要であると思われる。白神山地ビジターセンターの利用者 1 人あたりのコストは 4,535 円であるが、これは他の施設に比べて高い水準にある。このことは、施設設置の際において過剰な投資ではなかったか、またその後の維持管理コストは想定よりも高い水準ではないかといった疑義が生じることとなる。このような疑義が生じないよう、県としては、白神山地ビジターセンターにとって妥当な利用者 1 人あたりのコストの水準を設定した上で、その目標に向かって、利用者増及びコスト削減に努めることが望まれる。

【表 58】(参考) 県の公の施設の利用者 1 人あたりのコスト状況比較

施設名	利用者 1 人あたりのコスト	一般財源充当分
県立美術館	2,688	2,444
県立図書館	1,201	1,201
【県直営】		
梵珠少年自然の家	7,027	7,027
種差少年自然の家	5,249	5,249
郷土館	3,409	3,370
【一部指定管理】		
総合社会教育センター	5,537	5,503
三沢航空科学館	2,605	2,355
男女共同参画センター	3,377	3,293
子ども家庭支援センター	1,494	1,494
自然ふれあいセンター	4,585	4,492
白神山地ビジターセンター	1,746	1,113
浅虫水族館	1,135	1,117
青森県総合運動公園	1,465	1,355
新青森県総合運動公園	1,915	1,590
県営スポーツ場	1,915	1,590
武道館	2,188	2,064

上表のとおり、白神山地ビジターセンターは、全面的に指定管理者制度が導入されている施設の中では、利用者 1 人あたりのコストが高いことが分かる。これは、施設規模に比較して利用者数が少ないことの現れである可能性がある。

③ 施設の運営の在り方について  
【指定管理者の選定について】

現在の指定管理者の選定は、5 名の選定委員で行われているが、その内外部有識者が 2 名で、その他 3 名は内部職員で構成されている。しかしながら、選定の透明性、公平性を確保するため、本来外部有識者は過半数とすることが必要である。

なお、この点青森県における指定管理者制度の指針である「青森県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」では内容が一部改正され、現在「委員には半数以上の外部有識者を含むものとする。」となっている。

【利用者数増加に向けた努力について】

本施設の利用者数は、東日本大震災の影響があった平成 23 年度を除き、近年は 5 万 5 千人前後で安定している。しかしながら、この利用者数は開設当時と比べると長期的には減少傾向にある。当該施設は規模も大きく維持費も少額ではない



とから、県としては施設の有効性を維持するためには、どの程度の入場者を目標とするかについて再度検討し、その目標に向かっての努力が必要と思われる。利用者増加に向けての課題としては、1) 展示ホールの内容の陳腐化を防ぐために更新をどのタイミングで行うか、2) 子供向け企画を如何に充実させるか、3) 多言語化に関する企画を充実させることによる外国人の利用者を如何に獲得するかなどが考えられる。そのために、現在回収率が少ないアンケートを今以上に活用することも必要である。

#### 4. 十二湖エコ・ミュージアムセンター

##### (1) 事業の概要

##### ① 事業の概要

青森県は公の施設である十二湖エコ・ミュージアムセンターの管理運営を行っている。十二湖エコ・ミュージアムセンターは、平成 11 年 9 月 14 日に設置され、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されている。ただし、十二湖エコ・ミュージアムセンターは指定管理者が発生しないため、予算上は十二湖エコ・ミュージアムセンターに関する管理運営費を計上していない。  
十二湖エコ・ミュージアムセンターの詳細については、②、③及び④に記載する。

##### ② 施設の設置目的

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例第 1 条によると「津軽国定公園十二湖及びその周辺の地域の自然環境を紹介することによって、自然保護思想の普及を図る」ことを目的としている。

十二湖エコ・ミュージアムセンターは、もともと当時の岩崎村(現 深浦町)からの要望を踏まえ、県が整備を行い、管理運営は岩崎村が無償で行うこととした。このような経緯により、平成 17 年 3 月に岩崎村が深浦町と合併した後においても、引き続き深浦町に管理を委託し、平成 18 年度から指定管理者制度が導入された以後についても、非公募で深浦町が指定管理者となっている。

##### ③ 施設の概要

【表 59】施設の概要

項目	概要
施設名	十二湖エコ・ミュージアムセンター
所在地	深浦町大字松神字松神山 1-3
設置根拠条例	青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例
設置年月日	平成 11 年 9 月 14 日
施設の内容	1. 敷地面積 20,445.57 m <sup>2</sup> 2. 床面積 652.54 m <sup>2</sup> (木造平屋建て) 3. その他概要 ○展示室、レクチャー室、事務室等 ○職員 2 名(うち 1 名常勤)
利用期間	午前 9 時～午後 5 時 / 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 冬期間(12 月 1 日～3 月 31 日)
利用の対象者	制限なし
利用料等	無料
担当所管課	自然保護課 自然環境グループ



(監 査 人 撮 影)

④ 十二湖エコ・ミュージアムセンターの実施事業

十二湖エコ・ミュージアムセンター条例第2条に定める施設の業務及び施設の特徴は以下のとおりである。

項目	内容
施設の業務	1) 十二湖地域の自然に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。 2) 十二湖地域の自然の観察及び十二湖地域の自然に関する学習のために必要な助言に関すること。 3) 十二湖地域の自然に関する講習会、映写会その他の集会の開催に関すること。 4) 十二湖地域に関する情報の収集及び提供に関すること。 5) その他自然保護思想の普及に関し必要な業務
施設の特徴	1) 津軽国定公園十二湖と世界自然遺産白神山地の玄関口に位置し、これらの登山道・トレッキングコース等の散策情報や動植物の紹介、地元カブトの交流の場として、白神山・十二湖散策の拠点施設となっている。 2) 十二湖エリアを含む白神山地の生態系や文化を学ぶ、学校教育や社会教育のフィールド学習の拠点施設として活用可能となっている。 3) 開館以来、地元カブトなどのネットワークを活用して、多様な体験メニューを提供している。 4) 十二湖やその周辺の四季を通じた素晴らしい景観や貴重な野生動植物を映像にて放送している。

⑤ 事業費の推移

十二湖エコ・ミュージアムセンターは、設立当初より指定管理料は発生せず、施設の維持に関する支出は指定管理者である深浦町の負担となっている。深浦町では、毎年度、十二湖エコ・ミュージアムセンター管理費として約380万円を計上している。

真は、施設の維持管理に関する支出は負担しないが、「十二湖エコ・ミュージアムセンター」の管理に関する基本協定書の定めのとおり、改築又は大規模修繕（1件当たり10万円以下の小破修繕を除く）が発生した時のみ、その費

用を負担している。当該支出に関する過去5年間の決算額の推移は次のとおりとなっている。

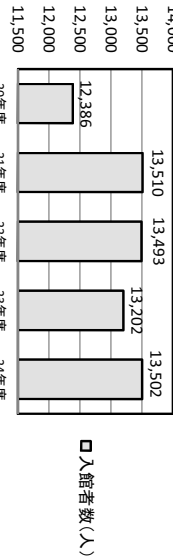
区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
請負工事費(※)	—	5,449千円	—	3,508千円	—
平成21年度は、排煙外倒窓補修工事(514千円)と映像システム機器更新工事(4,935千円)。 平成23年度は、給水ポンプの更新(1,016千円)、オイルタンク修繕工事(129千円)及び空気調整機の更新(2,363千円)となっている。					

(2) 十二湖エコ・ミュージアムセンターの運営状況について

① 利用状況

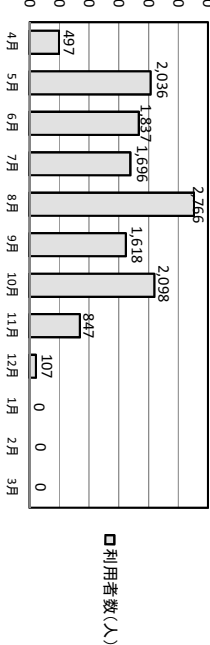
過去5年間の入館者の状況は以下のとおりとなっている。

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
入館者数(人)	12,386	13,510	13,493	13,202	13,502
月平均(9か月)(※)	1,376	1,501	1,501	1,499	1,467
(※)1月～3月は休館となっている。					



平成24年度の月別の利用状況は次のとおりとなっている。

入館者数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入館者数(人)	497	2,036	1,837	1,696	2,766	1,618	13,502
	2,098	847	107	閉鎖	閉鎖	閉鎖	



② 指定管理の状況

前述のとおり、十二湖エコ・ミュージアムセンターは、当時の岩崎村(現 深浦町)からの要望に応える形で、県が整備を行い、管理運営は岩崎村が無償で行うこととしていた。平成 18 年度以降、指定管理者制度が導入されたが、その後においても基本的な枠組みは継承することとなり、指定管理料はゼロで深浦町が非公募によって指定管理者となっている。

(3) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性について】	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出にかかわる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等に準拠しているか。
【有効性について】	十二湖エコ・ミュージアムセンターについて、建設当初の計画と比較して有効性を失っていないか検証した。(なお、当初の計画の妥当性についても確認した。) 事業計画、事業報告、定期報告等各種資料の閲覧し、施設の運営のあり方について検証した。
資産管理は妥当か	現金管理が適正に行われているか確認した。重要物品及び備品が適正に管理がなされているかについて、備品出納票などにより確認した。備品の実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に長期間に亘って遊休している資産がないか確認した。
会計処理は妥当か	修繕工事の状況を検証した。
その他	施設の現場視察をとおして、上記以外の管理の妥当性を全般について検証した。
【経済性、効率性について】	指定管理者制度導入の妥当性に関連する資料による検証した。
事業及び施設の運営にかかわる事務は経済性、効率性を追求しているか。	

(4) 監査の結果

① 会計処理及び経理処理について

【収支計算書の手入について】

「十二湖エコ・ミュージアムセンターの管理に関する基本協定書」では、指定管理者である深浦町は、毎月 10 日までに、1)管理業務の実施状況、2)管理施設の利用状況、3)管理施設の使用拒否の件数及びその理由、4)その他を記載した定期報告書を提出するとともに、事業年度終了後 30 日以内に事業報告書を提出することとなっている。

また、県としても、主催行事の開催状況及び施設管理状況について、施設訪問時に目視調査を行っているほか、アンケート調査結果等を踏まえ 10 月から 11 月ごろに中間指導などを行っているとしている。

一方、過去の設立経緯及び指定管理料がゼロという現状により、県では施設の収支計算書を手入していない。確かに、施設の維持管理は指定管理者である深浦町の手算で運営されているが、施設そのものは県有施設でもあることから、本来は施設のどの程度の維持管理費用が発生しているかについて把握する必要がある。県としては、毎年度入手する事業報告書に加え、収支報告書を入力する必要がある。

② 施設の運営の在り方について

【非公募による選定について】

「青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例」によると、指定管理者は公募によって選定することになっているが、施設の適正な管理を確保するためなどの場合には、非公募での選定も可能となっている。

十二湖エコ・ミュージアムセンターの場合、「地元自治体に施設の管理運営等を行わせる場合」(「青森県の施設の指定管理者制度に係る運用指針」参照)であり、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第 5 条第 3 号に該当し、非公募で指定管理者を選定している。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(公募)

第三条 知事等は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、施設の概要、申請の方法その他の規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

(選定の特例)

第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前二条の規定にかかわらず、知事等が定める団体を指定管理者の候補者とすることができる。

- 一 指定管理者の指定の申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理者の候補者として適当と認める団体がなかったとき。
- 二 指定管理者が地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。
- 三 その他知事等が当該公の施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。

青森県の公の施設の場合、平成 25 年 4 月時点で、26 の公の施設の内、十二湖エコ・ミュージアムセンターに加え、青い森鉄道、青森県立ほまたす医療療育センター、青森県武道館の計 4 施設において非公募で指定管理者が選定されている。十二湖エコ・ミュージアムセンターにおいては、施設の適正な管理を確保するために非公募によって指定管理者を選定することは妥当であったと思われる。

ただし、公募で選定された施設においては、青森県のホームページにおいて選定結果の概要が掲載されている一方、非公募で選定された施設においては、選定過程が公表されていない。よって、非公募で選定された施設においても、非公募とした理由及び指定管理者の選定理由を公表することが必要である。

**【指定期間の変更】**

現在、指定管理者制度での指定期間は3年となっている。しかしながら、指定管理者として深浦町以外は考えにくい状況にあるならば、指定期間を5年間以上とするなど延長して、より安定的な運営に資する必要がある。なお、「青森県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」では、「施設・設備の維持管理が主たる業務」の場合、原則指定期間は3年となっているが、本施設は、業務や指定管理者の特殊性を考慮する必要があると思われる。  
(なお、施設の在り方についての検証は後述する。)

**(5) 監査対象事業に対する意見**

**① 資産の管理について**

**【備品の管理の徹底】**

十二湖エコ・ミュージアムセンターの備品の管理は、県と指定管理者である深浦町との間で締結される「十二湖エコ・ミュージアムセンターの管理に関する基本協定書」の別表である「十二湖エコ・ミュージアムセンター備品一覧」によって、指定管理者が管理している。現場においては、備品の管理状況は名札を付けて適切に管理を行っているが、以下の問題点も見受けられた。

**1) 深浦町との備品の区別の明確化**

備品自体は適切に管理されているが、備品によっては深浦町と県の備品が混在しているものがあった。

**2) 使えない備品の存在**

備品台帳に計上されている備品をみると、十二湖エコ・ミュージアムセンターが設置された平成11年度に取得されたとして、備品が多くを占めていることが分かる。これらの備品は、実際には平成11年度に購入されたものではなく、平成11年度に移管されたものも含まれていると思われるが、これらはさらに古い時期に購入されたことになる。

今回、サンゾルベンスで、一部の備品を確認したが、中には既に使用できない備品もあった。また、スライド写真機のように、たとえ使用はできたとしても、明らかに陳腐化しているものも多かった。県としては、指定管理者である深浦町と共同で備品の棚卸を行い、既に使用不可のものについては、廃棄の処理を行う必要がある。

**3) 備品番号での管理について**

前述のとおり、備品は「十二湖エコ・ミュージアムセンターの管理に関する基本協定書」の別表である「十二湖エコ・ミュージアムセンター備品一覧」で管理されているが、実際にはそれぞれの備品に一連番号が付けられていないため、一覧と現物の突合が困難になっている。今後、「十二湖エコ・ミュージアムセンター備品一覧」に、一連番号に加え備品整理簿に関連する番号を付すなど、備品ゾールの番号と一致する番号で整理する必要がある。

**② 会計処理及び経理処理について**

**【行政コスト情報の把握】**

十二湖エコ・ミュージアムセンターにおいては、施設の維持管理は指定管理者である深浦町の予算で運営されていることから、施設のバランシート及び行政コスト計算書を作成していない。ただし、維持管理コストは発生しないとしても、施設設置のための初期投資は行っており、また大規模修繕等は県の負担となっている。よって、外部に公表しない管理データとしても、施設のバランシート及び行政コスト計算書を作成することは意義があるものと思われる。

**③ 施設の運営の在り方について**

**【施設の有効活用に向けた取組について】**

十二湖エコ・ミュージアムセンター条例第1条によると「津軽国定公園十二湖及びその周辺の地域の自然環境を紹介することによって、自然保護思想の普及を図る」こととしており、実際に、春、秋の「十二湖33湖巡り」を始め、自然保護思想の普及、啓発に関する各種事業を実施している。

しかしながら、実際にはアオーネ白神十二湖などの近隣の施設から離れていることや、展示内容の目新しさが薄減しているなどの理由によって、利用者数は伸びていない。近年の利用者は、年間(延)約1万3千人台で安定しているが、設立当初(1万6千人台)と比べると減少している。今後、展示内容の陳腐化はますます進むことが予想されるので、以下の事項を含め今後何らかの対応が必要である。

**1) 利用者の内容分析**

今後施設の在り方を検討し、白神山地区に係る情報拠点施設としてのさらなるステップアップを図るためには、まず現状を分析する必要がある。具体的には、近年の利用者は、年間(延)約1万3千人台であるが、まず利用者の内訳を調査することが望ましい。今回の監査で現地に訪問した際に職員に確認したところ、利用者としてカウントしている数値の中には、当該施設に訪問することを目的で来た利用者や小中学校などの団体利用の他、中には十二湖などに訪問する目的であったが偶然に寄った利用者やトイレを借りるために寄った利用者もいるとのことであった。利用者の内容を分析することによって今後の対処方針を検討することが望ましい。

**2) 近隣施設との連携について**

利用者の状況を調査の上、今後の方策の検討が必要となる。施設の有効性を今以上に高めるためには、近隣のアオーネ白神十二湖などの連携を今以上に図る必要がある。アオーネ白神十二湖は、深浦町の施設で、管理棟1棟、駐車場1箇所、温泉施設棟1棟、体験施設棟1棟、休憩所1棟、物産館1棟、園地1箇所、宿泊棟コテージ17棟、宿泊棟コテージ(和風)2棟、案内所1棟、排水施設1式を有する大規模施設である。現在においても連携した普及・啓発・指導事業を行っているが、十二湖エコ・ミュージアムセンターの現状を踏まえると、連携事業数や規模の拡大などさらなる検討が必要と考える。

**【施設の運営の在り方について】**

前述のとおり、十二湖エコ・ミュージアムセンターは、もともと当時の岩崎村(現 深浦町)からの要望を踏まえ、県が整備を行い、管理運営は岩崎村が自費で行うこととし、現在は非公営で深浦町が指定管理者となっている。このような経緯より、他の施設と比べ、県にとつての施設を保有することの積極的な意義は見出しにくいのではないかと考えられる。また、指定管理料がゼロであり、深浦町の予算で運営されている実態から、県が主体的に事業を実施するモチベーションも高くないと思われる。県が、毎年度、施設の維持管理にどの程度の予算が投入されているかを把握していないのもその現れであると思われる。

このような状況を踏まえ、今後も施設の有効活用に向けた取組策について有効な方策が見い出せない場合には、施設の運営の在り方そのものについても検討の余地がある。

具体的には、県と深浦町との協議の上、深浦町への施設の譲渡等(売却、無償譲渡、貸付等)の検討を行うことなどである。

**第3 県境再生対策室**

**青森・岩手県境における産業廃棄物の不法投棄事業について**

青森・岩手県境における産業廃棄物の不法投棄事業(以下、「本事業」という。))について、周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、汚染拡散防止措置を講じた上で、当該産業廃棄物の全量撤去を基本方針としている。

県は、不法投棄が行われた場所の原状回復を図るため、平成 15 年 6 月に成立した「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(以下「特措法」という。))に基づき、平成 16 年 1 月に環境大臣の同意を得た「青森・岩手県境不法投棄事業に係る特定支障除去等事業実施計画書」(以下、「実施計画書」という。))により対応する。実施計画書は平成 19 年 3 月及び平成 25 年 3 月にそれぞれ環境大臣の変更同意を得ている。

当初の実施計画では事業実施期間を平成 15 年度から 24 年度までの 10 年間としていた。平成 19 年 3 月の計画変更の内容は、廃棄物等の処理方法としてそれまでの加熱処理に加えて埋立処理も採用することである。また平成 25 年 3 月の計画変更は、事業実施期間を平成 34 年度まで 10 年延長するものである。延長が必要となったのは、平成 22 年度に廃棄物等の総量を再推計した結果、当初の実施計画量を大きく上回ると判明したこと、平成 22 年度に新たに環境基準に追加された 1,4-ジオキサンによる地下水汚染への対応が必要となったことが主な理由である。

現場が青森・岩手両県にまたがることから、岩手県でも「岩手・青森県境不法投棄事業(岩手県エリア)」における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画(岩手県)を策定し、青森県と同様の事業を実施している。岩手県は 1,4-ジオキサンによる地下水汚染浄化のため平成 29 年度まで 5 年間延長するとし、平成 25 年 3 月に環境大臣の変更同意を得ている。

**【事業の概要】**

**① 場所**

現地は、青森県田子町茂市地内 11ha と岩手県二戸市上斗米地内 16ha にまたがる原野 27ha である。事業発生時は下記原因企業の私有地であったが、その後青森県部分は寄附により県有地となっている。

岩手県側 16ha はおおむね平坦地であり、青森県側 11ha はゆるやかな谷となっており岩手県側よりも相対的に標高が低い。現地の北側を流れる熊原川は一級河川馬淵川の支流であり、馬淵川は八戸市で太平洋に注いでいる。河口部には八戸港が広がっている。



② 原因者

不法投棄の原因者は、産業廃棄物処理業者である三栄化学工業株式会社（八戸市）及びの縣南衛生株式会社（埼玉県）並びにこれらの法人の役員である。原因者に対し県は平成 12 年 6 月から、投棄された廃棄物の撤去等を命じる措置命令を行っている。

平成 12 年 8 月に県は三栄化学工業株式の産業廃棄物処理業の許可を取り消した。また縣南衛生側は平成 12 年 10 月に破産、同年 12 月に産業廃棄物処理業を廃止している。

③ 発覚までの経緯

三栄化学工業側は昭和 55 年に現場に隣接する牧草地に一般廃棄物最終処分場を設置する旨の届出を、昭和 56 年に同地に産業廃棄物最終処分場を設置する旨の届出をそれぞれ行い、事業を開始した。そして、昭和 61 年には三栄化学工業側の役員が後に不法投棄現場となる土地を購入した。平成元年以降、地元住民等からたびたび苦情や情報提供があり、保健所が救回に当たり立入調査し、行政処分も行われた。その後も情報提供が続いたが、不法投棄の事実を県として確認するには至らなかった。

平成 11 年に岩手県警の内偵により夜間に不法投棄が行われている事実が把握され、同年 11 月、青森・岩手両県警合同による強制捜査が実施された。

平成 12 年 6 月、原因者は産業廃棄物処理法違反で起訴された。

④ 現場の状況

平成 12 年度から 14 年度に高密度電気探査・ボーリングなどの調査を実施した結果、次のことが明らかとなった。

- ・現場全体が揮発性有機化合物、ダイオキシン類により汚染されている
- ・堆肥様物、焼却灰、汚泥、RDF（廃棄物固形燃料）様物が投棄されている
- ・廃棄物量は 67.1 万トンを推計される
- ・現場地盤は難透水性で底面遮水層として利用可能であり、地下水は大局的に中央谷部や西方への流れとなっている
- ・現場周辺の環境は水質調査の結果、環境基準をおおむね満たしている

⑤ 原状回復方針

県は平成 15 年 8 月に次のとおり原状回復方針を決定した。

- ・馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散防止を最優先とする
- ・不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする
- ・撤去にあたってはその内容を十分に情報公開し、住民のコンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物などについて有効利用することも可能と考える

⑥ 排出事業者責任追及事業

排出事業者責任追及事業は、本事業における産業廃棄物の排出事業者の責任を追及する事業である。原因企業の取引記録等から全国の約 12,000 社をリストアップして報告徴収を行った。提出された報告書の内容を青森・岩手両県で分担して審査し、必要に応じて立入検査も実施して、廃棄物処理法違反の事実が認定されたものについて廃棄物の撤去を命じる措置命令を发出した。平成 16 年度に代執行費用の確定後は、代執行に要した費用を求償している。

また、調査の途上で排出事業者等から自主撤去の申出があった場合、その内容に具体的妥当性が認められる場合に限りこれを了承し、費用拠出された分を寄附金として受け入れている。平成24年度における寄附金受入額は9,505千円であった。

平成24年度までの累計実績は下記のとおりである。措置命令は青森県知事・若手県知事の連名により、命令量の約1/2が青森県分である。納付命令・自主撤去(費用拠出)は青森県の調査担当分のみである。措置命令・納付命令はすべて履行済みである。

**【表 60】 措置命令・納付命令及び自主撤去(費用拠出)の実績**

区分	措置命令		納付命令		自主撤去(費用拠出)	
	件数	命数量(t)	件数	命金額(千円)	件数	拠出額(千円)
15	6	10,561				
16	11	593,302				
17	1	6,232	4	1,903	1	45,147
18			1	1,077	4	90,595
19					10	156,211
20					1	32,371
21					1	39,833
22					3	86,749
23					1	30,287
24					3	9,905
計	18	610,095	5	2,980	24	491,098

(事業概要 青森県環境生活部)

平成25年1月31日現在、報告徴収の状況は下記のとおりである。

**【表 61】 報告徴収状況**

報告徴収対象者数	提出事業者数	未提出事業者数	住所不明等	提出率(a%)	
a	b	c	d	b/(a-d)	
6,779	5,948		0	831	100.0%

(実施計画書)

また、平成25年1月31日現在における審査の状況は下記のとおりである。「行政処分困難」の1,969事業者は、古いデータが残されており行政処分に踏み切るまでの証拠が得られていないものである。また「調査中」の196事業者については小規模なものが多く、費用対効果の観点から積極的な作業は行っていない。

**【表 62】 報告書類の審査状況**

区分	審査対象事業者数	廃業等	行政処分困難	違反なし	行政処分自主撤去	調査中
事業者数	5,948	155	1,969	3,581	47	196
比率	100.0%	2.6%	33.1%	60.2%	0.8%	3.3%

(実施計画書)

**1. 環境再生対策事業費**

**(1) 事業の概要**

**① 事業内容**

本事業にかかるとる原状回復等を効果的に実施するため、学識経験者・田子町住民・二戸市住民・公募の県民・関係団体で構成する「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」(以下「協議会」という。)において、原状回復対策等に係る必要な評価・検討を行う。

また、本事業にかかるとる田子町の農産物への風評被害防止対策として、農産物DNAキーン類調査を実施している。平成15年度から枝豆・水稲・にんにくについて試料採取地点を固定し継続的に調査している。その結果、国が実施し公表している調査結果等と比較して十分に低い値となっている。

**② 事業費の推移**

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	5,743	5,735	5,666
決算額	4,726	3,254	3,811

(単位：千円)

**③ 平成24年度決算額の主な内訳**

(単位：千円)

節	平成24年度決算額	主な内容
報償費	629	
旅費	1,624	
委託料	1,162	農作物中のDNAキーン類分析業務委託等
その他	396	
合計	3,811	

**(2) 監査要点と実施した手続**

監査要点	実施した手続
【合规性について】	抽出した委託料・報償費等の例について、予算執行資料等の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
事業にかかるとる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	公募委員の選定事務手続について、予算執行資料等の閲覧及び担当者への質問を実施し、協議会委員公募要綱及び委員候補者選考要領との整合性を検証した。
【有効性について】	協議会の議事録を閲覧した。
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	予算策定時の事業計画について、平成24年度当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(3) 監査の結果

① 公募委員の継続について

協議会委員(任期2年)の県民からの公募は、広く県民の意見を原状回復対策等に反映させるため平成 19 年度から行われている。公募要綱により、募集人員は 3 名以内とされている。

平成 24 年度においては協議会委員 13 名のうち 2 名が公募により選考基準を満たし、選定された委員である。うち 1 名は、平成 19 年度から継続して応募し、選定されている。公募委員が固定化することは、広く県民の意見を徴するという公募の趣旨を逸脱することにつながり、また一般県民から公募制度の透明性・信頼性に疑念を持たれるおそれもある。その結果、県民の能動的な環境施策への活動を阻害する要因ともなるので県の然るべき対応が望まれる。

当該公募委員が本事業及び原状回復対策等に一定の見識を有すると認められ、継続的に委員に就任することが妥当と判断されるのであれば、公募委員でなく学識経験者等と同様に県から直接委員委嘱を行うべきである。そして、公募委員の枠を空けておくことが必要と考えられる。

2. 汚染拡散防止対策事業費

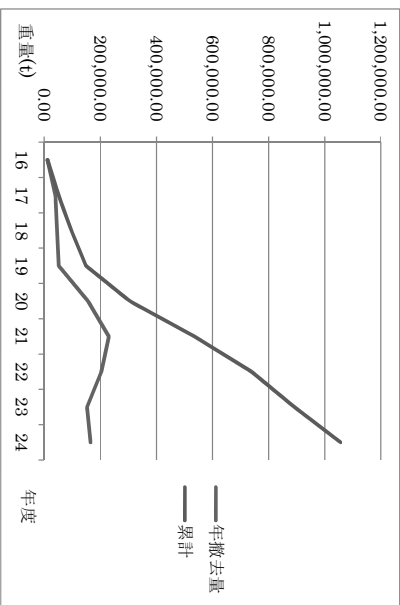
(1) 事業の概要

① 事業内容

不法投棄現場から有害な浸出水が周辺に拡散しないよう鉛直遮水壁を設置し、浸出水を水処理施設で処理するとともに、産業廃棄物等を撤去して原状回復を図る事業である。撤去した産業廃棄物の最終処分までを行う。

廃棄物は特措法に基づき実施計画書により対応することとし、現場での撤去作業については所管課が「廃棄物本格撤去マニュアル」を定めている。平成 24 年度までに撤去対象量 114.9 万トンの約 92%にあたる約 105.7 万トンを撤去し、25 年 12 月 19 日に全量の撤去を完了した。

【図 8】 廃棄物撤去量の推移



(※事業概要をもとに監査人が作成)

廃棄物の処理方法は加熱処理を基本とし、青森 RER株式会社、八戸セントラル株式会社、奥羽クリンテクノロジーズ株式会社、三菱マテリアル株式会社、青森工場、(株)庄司興業所の 5 社で加熱処理を行っているほか、分析の結果、普通産業廃棄物であることが確認できた廃棄物については株式会社エスエヌシステム、(株)青森クリン等の 2 社で埋立処理を行っている。加熱処理する廃棄物は、現場の廃棄物選別ヤードで水分調整(石灰を混合)した後 3 種類の大きさに選別し、運搬車輛に積載し搬出している。



現場の全景(※写真はすべて平成 25 年 9 月 2 日監査人撮影)



廃棄物選別ヤード

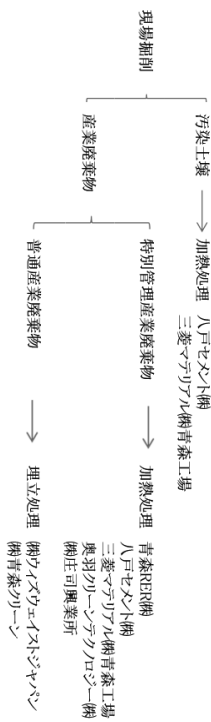


191

搬出時の重量測定(トラックスケール)



【図 9】 廃棄物処理の概略



(出典:所管課作成資料)

廃棄物の撤去・処分に必要な経費について、特措法に基づき環境省からの補助金(廃棄物処理費、管理費及び事務費部分)及び公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団からの助成金(工事費部分)を受けている。いずれも実績報告を行い、一定の補助率により受領している。

② 事業費の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当初予算額	7,709,205	7,340,436	7,015,038
決算額	6,025,150	4,525,032	3,244,956

(単位：千円)

192

(単位：千円)

財源	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
国庫支出金 ※1	1,975,027	1,526,477	1,336,046
寄附金 ※2	86,749	30,287	9,905
諸収入 ※3	544,661	374,018	90,970
果債	2,464,000	1,968,000	1,365,000
一般財源	954,713	626,250	443,035
合計	6,025,150	4,525,032	3,244,956

※1 県境省からの補助金

※2 排出事業者責任追及事業により受け入れたもの

※3 主に公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団からの助成金

事業実施期間全体におたる総事業費は、47,695 百万円(当初計画 43,418 百万円から 4,277 百万円の増加)であり、そのうち平成 24 年度までが 86%(41,110 百万円)を占める。また岩手県側の総事業費は 23,107 百万円である。

③ 平成 24 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 24 年度 決算額	主な内容
旅費	2,322	消耗品費、光熱水費等
需用費	20,522	廃棄物運搬・処理等業務委託
委託料	3,019,263	1,362
使用料及び賃借料	1,362	201,241 廃棄物規制・選別工事業
工事請負費	201,241	246
その他	246	
合計	3,244,956	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性について】	法令等に定められている県の責務が果たされているか検証した。 産業廃棄物の撤去・処分に関し、抽出した例についてペーパーワークの発行・管理手続を検証した。
事業にかかると事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	補助金・助成金の申請が実績に基づいて正確に行われているか、抽出した例について予算執行資料、決算統計、実績報告書等の整合性を検証した。
【有効性について】	前年度予算の繰越分について、現年度分と区分して適切に執行されているか、抽出した例について繰越の事由とともに予算執行資料を検証した。 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	予算策定時の事業計画について、平成 24 年度当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

監査要点	実施した手続
【経済性・効率性について】	
事業にかかると事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。	業務委託費、工事請負費等について、抽出した例について予算執行資料、業務設計書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

① 廃棄物処理委託の設計単価について

廃棄物の収集・運搬・処分、汚染土壌処理等の業務委託については、『(1)事業の概要 ①事業内容』に記載した 7 社のうち 6 社と随意契約(1 社は指名競争入札)し、トヨタの単価契約により行っている。契約単価は契約の都度、所管課が作成する設計単価と委託先からの見積とを比較して決定されている。随意契約としている理由は、実施計画書において県内での処理を原則としているところ、仕様を満たすことのできる企業が県内に 1 社しかいないためである。

処理量全体が 100 万トンのレベルであるから、契約単価が数円違っただけでもその金額的影響が大きいこと、一方で随意契約においては競争原理によって費用対効果を上させることが不可能であることにかんがみ、設計単価の算定には慎重かつ適切な手法が必要となる。

設計単価は処分費用と運搬費用の合計となっている。平成 24 年度の処分費用は、平成 23 年度と同額を基本とし、業者への開取りをもとに残渣発生率、産廃税等を考慮して算出している。運搬費用は人件費・車両費(減価償却費に対応)・燃料費・一般管理費・消費税を積算して算出している。このうち人件費・車両費・燃料費については県単価、小売市況調査等を契約の都度反映しているが、一般管理費については人件費と燃料費の合計に一律 30%を乗じた額としている。

所管課からは、一般管理費は運搬車両の運行管理センターの設置、車両登録・表示及び運転者安全教育並びに緊急時の体制構築等に要する経費として、現地及び事業所での時間調整分も含めていたとの説明を受けた。30%という比率については、事業開始時点で調査した民間企業の実績を基礎としており、同様の調査は契約ごとに行われていない。他の費用項目に対する一般管理費の割合は、業種や企業規模によっても異なるため、契約の相手方が最初から決まっている随意契約においては、当該相手先の過去の実績をも考慮に入れることを検討すべきである。

特に、廃棄物処理委託は平成 15 年度の事業開始から長期間にわたって一者随意契約が継続していることから、経済環境の変化も踏まえ柔軟な見直しを行い、果として予算執行の説明責任を果たせるようにすることが必要である。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 事業の実施体制について

不法投棄現場は青森・岩手県境にまたがっているが、特措法に基づく特定支障除去等事業は両県がそれぞれに実施している。実施計画書に自区内で処理することを基本とする旨明文化されている。しかし一つの現場を県境で区分することに実質的な意義がどれほどあるか疑問なしとしない。

県ごとに分けるのではなく、たとえば一部事務組合を設立して現場全体を管轄するという仕組みが検討されるべきである。青森県側の協議会では岩手県側から流れてくる水について懸念の声が出されているが、現場を一体として所管する仕組みがあれば、そのような懸念に迅速に対応できる可能性がある。また田子町長、二戸市長は青森県の協議会の委員と同時に岩手県の現状回復対策協議会の委員にも就任しており、出席の負担が二倍となっていることは不合理である。

岩手県では廃棄物等の撤去・処分について二戸市、大船渡市、北上市等の業者に委託していることである。一部事務組合のような広域処理が可能な体制が取られた場合には、現状のような単独随意契約と比較して競争原理が働くことにより処分費用の抑制が可能になることも期待される。所管課からは広域処理について、運搬経路が長くなると契約単価が上昇するとして否定的な見解が示されたが、青森県内でも現場から遠い業者は東通村やむつ市にあること、秋田県にも廃棄物等の処分が可能な処理業者が存在すること等も考え合わせると、一概に否定されるべきものでもないと考えられる。

岩手県との連携については当初合同検討委員会が設置され、両県に対し本事業案に対する対応策の提言がなされたが、実施計画策定の段階で県ごとに区分され、現状、現場での両県打合せを毎月担当者レベルで実施しているとのことである。廃棄物撤去の完了後も跡地の有効活用等、両県の協同が必要となる。協同が有別に行えるような仕組みづくりについて、積極的な検討が望まれる。

### 3. 周辺対策推進事業費

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

##### ア 環境学習の実施

田子町及び処理施設所在市町村(三戸町、青森市、むつ市、八戸市、東通村)の小中学生等を対象とした出前講座、現場・処理施設見学会を実施することにより、県の取組みに対する理解を促進し、現状回復対策事業の着実な推進を図る。

小中学生に対しては、対象市町村の小中学校に毎年案内を送付し、学年単位・クラス単位等学校行事の一つとして参加申込を受け付けており、県見学会については、全県民を対象に県ホームページ及び県民たよりで案内している。

##### イ 環境再生計画の推進

平成22年3月に策定した「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」に基づく環境再生の取組みは、現状回復等(ライオスの状態からゼロの状態への復旧)で培われてきた経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次の世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること(ガラスの創出)を基本的な考え方としている。そのため施策を下記の3つの方向性から展開し、本事業のような不幸な出来事を二度と起こさせなければならないというメッセージへとつなげていく。

a 自然再生	現場跡地への植樹に向けて、試験植樹のモニタリングや田子町から譲り受けた苗木の管理を行うとともに、森林整備計画や植樹手法について検討している。
b 地域の振興	民間企業が提案する事業計画に係る関係者間の調整等を行っている。
c 情報発信	浸出水処理施設を活用した資料展示・公開、ウェブアーカイブの公開に向けた素材の整理、新たな記録映像の蓄積等を進めている。

##### ② 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初予算額	3,126	4,884	10,454
決算額	2,412	2,715	8,165

##### ③ 平成24年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成24年度 決算額	主な内容
賃金	1,330	
旅費	439	
需用費	751	
委託料	4,117	自然再生業務委託等
使用料及び賃借料	1,133	
その他	395	
合計	8,165	

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性について】 事業にかかるとする事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。	法令等に定められている県の事務が果たされているか検証した。上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっており、率性を追求しているか。	予算策定時の事業計画について、平成24年度当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性、効率性について】 事業にかかるとする事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	委託料について、抽出した例について予算執行資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 環境学習の実施状況について

平成20年度から平成24年度の実施状況は下記のように、年度により参加者数の変動が大きくなっている。

【表 63】 環境学習の実施状況

(単位: 校、人)

年度	種別	対象	出前講座	現場見学会	動画鑑賞見学会	現場見学会	合計人数
平成20年度	学校数	2	3	2	—	—	—
平成20年度	参加者数	60	124	61	19	—	264
平成21年度	学校数	4	5	3	—	—	—
平成21年度	参加者数	105	299	176	63	—	643
平成22年度	学校数	8	4	9	—	—	—
平成22年度	参加者数	304	240	530	137	—	1,211
平成23年度	学校数	5	5	10	—	—	—
平成23年度	参加者数	199	161	472	68	—	900
平成24年度	学校数	7	4	9	—	—	—
平成24年度	参加者数	269	81	342	58	—	750

(事業概要及び所管課提供データ)

所管課から、小中学生についてはカリキュラム上小学校4年生5年生が主な参加学年となっている関係で、当該学年の児童数が学校によりまちまちであることや、学校の行事日程との兼ね合いもあって、参加者数が変動してしまつたとの説明があったが、やや受身に過ぎると言わざるを得ない。環境再生対策事業の中の情報発信と組み合わせることで県内全域に対象を拡大し、遠方の学校には出前講座を強化する、教

職員に対する啓発にも注力するといった方針を検討し、積極的な方針を立てて環境学習の充実を図る必要がある。

② 地域の振興について

環境不法投棄現場原状回復対策推進協議会(「1. 環境再生対策事業費(参照)」では、全国からの提案募集の中から選定した5件の提案について、提案の要素ごとに評価を行うとともに、それらを基にした協議結果を付帯意見としてまとめ、県に対する提言としている。うち2件の提案は自然力候補と目されていた1件については、平成25年11月に提案企業から事業を断念する意向が県に伝えられた。これには汚染水浄化のため事業実施期間が延長されたことも影響していると考えられるが、県と提案企業との意見調整が結果的に不調に終わったともいえる。環境再生計画に地域振興の観点から民間企業の提案を生かしていくためには、民間企業の誘致・投資環境整備といった仕組みづくりを検討する余地がある。

③ 情報発信について

廃棄物等の撤去・処分が進むにつれて現場の様相が変化していくため、映像として記録に残すことには重要な意味があると考えられる。国庫補助金を使っている事業であることから、廃棄物不法投棄の先行的事例として解決への道筋を後発事例への参考に提供するという意味もあるし、不法投棄を減らしてはならないものである。啓発にも役立つと期待される。

記録映像の撮影・蓄積として、平成21年度から現場・処理施設・環境学習の様子について1本あたり10～15分の映像をDVD1枚に4～5本収め、そのDVDを毎年3～4枚作成している。これは平成25年度に総集編としてまとめ、総集編完成後の平成26年度以降、貸出開始となる。

一方、普及啓発のための「環境学習用ビデオ」について県ホームページに貸出案内のコーナーが設けられている。貸出の実績を記録する台帳が作成されており、これを閲覧したところ、平成20年度から24年度までの貸出実績は17件で、うち24年度は0件であった。所管課によると、当該貸出台帳に記録されている以外にも貸出や提供があるとのことである。貸出台帳は貸出先、利用期間等の他、コメントの同時提供といった利用者へのきめ細かいサービス事項等も記載される様式となっているので、貸出実績を網羅的に記載し、情報発信の充実に役立つことが望まれる。

また、本事業の経験を貴重な財産として次の世代に引き継ぎ、国内外で活用することを望む以上は、県ホームページのみならず関係機関のホームページにリンクを貼るなど、より多くの人々の目に止まるような積極的なPRが必要である。

4. 風評被害対策給付金

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業にかける特定支障除去等事業の実施に伴う風評により経済的被害を受けた場合に、当該被害の範囲内で損失を補填するため、債務負担行為を設定している。地元田子町の特産品であるにんにく、ごぼう、葉タバコ等の農産物に風評被害が発生することが危惧されたことから、平成15年度に県は田子町の要望に応じる形で債務負担行為を設定し、16年度以降継続している。

【表 64】債務負担行為の概要

項目	内容
事項	青森・岩手県境不法投棄事業に係る風評被害対策給付金
限度額	30億円
期間	平成15年度～34年度
支出額	平成24年度までの支出額 0円(※利用実績なし。)

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【有効性について】 目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	関連資料を閲覧した。
長期間継続している事業は、現在の社会情勢に即したものであるか。	担当者に質問を実施した。

(3) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(4) 監査対象事業に対する意見

① 限度額の見直しについて

当該債務負担行為の設定については、実施計画書の本文には明文化されていない。別添されている田子町の意見の中に「農業経営者を中心とする住民においては、風評被害防止の観点などからもっと早く対策を終了してもらいたい」という願いもあるとの記述があるが、県に対して債務負担行為を直接要請している文言は見当たらない。また県と田子町との間で覚書の締結等もない。

当該債務負担行為の設定及び限度額の根拠について所管課から、地元に対して県の責任を示すものであること、住民説明会等で出された要望に対し県が応える形で、田子町の基幹産業である農業に安心して従事してもらうために必要と判断して設定していること、平成15年度の設定時に馬淵川流域市町村の平成14年農業産出額と原子力船むつ町の「魚価安定基金」の事例を参考に算出されたとの説明があった。設定後の見直しについては、算定根拠とした馬淵川流域市町村の平成14

年農業産出額に対し、直近の値及び県全体の産出額はいずれも小幅の増減となっており、算定限度額に影響を及ぼさないとの判断がなされている。

一方で、上記【債務負担行為の概要】に示すとおり、当該給付金は設定以来一度も支出された実績がない。

これは、当初危惧されたような風評被害が発生していないことの反映と考えられる。風評被害が発生した場合に備えて風評被害認定委員会が設置されているが、設置時に開催されたのみでその後開催実績はない。ただし委員は再任しており委員への廃棄物撤去・水処理等に関する情報提供が継続されている。平成25年度に廃棄物の撤去が終了し、実施計画の重点が水質浄化に移っていべるとして、新たに風評被害が発生する可能性がどの程度あるかについては見方が分かれるところである。

以上より、当該債務負担行為の必要性、必要だとすれば限度額をいべらとすべきか、継続的に見直しを行っていべることが必要と考える。

【参考】国の環境政策

『第3章 監査対象の基本的事項 2. 国の環境政策』において、国の環境分野における政策を記載した。ここでは、参考としてさらに詳細な内容を環境白書(平成25年版)から抜粋要約して記載する。

(1) 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築

気候変動に伴う様々な影響を防止するために、日本をはじめ各国で進めている対策は、大きく「緩和策」と「適応策」に分けられる。「緩和策」は、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出削減や森林等の吸収源の増加など、気候に対する人為的影響を抑制する対策である。一方、「適応策」は、気候変動がもたらす水資源、食糧、生物多様性等への様々な影響に対して人や社会、経済のシナテムを調節することで影響を軽減しようという対策である。

① 地球温暖化を緩和する取組

地球温暖化に対応するためには、大気中の温室効果ガス濃度の安定化が重要である。我が国は、2013年(平成25年)11月にポーランドで開催されるCOP19まで、25%削減目標をゼロベースで見直すこととしている。日本における地球温暖化の緩和に向けた制度的な枠組や具体的な施策は以下のとおりである。

【表 65】制度的な枠組み

ア	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく国、地方自治体の温暖化対策 平成24年に京都議定書の第一約束期間が終了したことを受けて、我が国では平成25年以降の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めようとする必要がある。そのため、平成25年の第183回通常国会で「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正案が成立したことを受け、今後我が国は平成24年までの京都議定書目標達成計画(自達計画)に代わる新たな「地球温暖化対策計画」を策定することとなります。 都道府県や市町村といった地方自治体も地域社会の温暖化対策においては非常に重要な役割を担っています。そのため、各自治体は、国の計画を踏まえた「地方公共団体実行計画」(実行計画)を策定することとされ、着実に策定自治体数が増加しています。その一方で、今後新たに策定される地球温暖化対策計画を踏まえ、より充実した実行計画が望まれることから、環境省では実行計画策定支援のために自治体向けに作成した「地方公共団体実行計画策定マニュアル」を、地方自治体が地域特性を踏まえ、柔軟かつ広範に取り組めるようなものへと改訂する予定です。 また、地方自治体における実行計画を通じて低炭素地域づくりを支援するための財政的・予算的支援も積極的に行っています。特に東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故以降は、再生可能エネルギーや太陽エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入により、大規模災害時のエネルギーの安定供給確保につながり、国土の強靱化にも資する「災害に強き環境負荷の小さい地域づくり」や「省エネ・節電、低炭素な地域構造を目指す動きを加速させています。環境省では再生可能エネルギー等導入推進事業のグリーンニューデール基金)を平成25年度に大幅拡充するなどして、こうした地域づくりの取組が地域主導で進むよう支援しています。
イ	地球温暖化対策のための税 我が国では、平成24年度税制改正において「地球温暖化対策のための税」を創設し、平

成24年10月から施行しました。この課税により、化石燃料の使用を抑制することによるエネルギー起源CO2の排出削減を進めるとともに、その課税を活用して再生可能エネルギーの導入促進等の温室効果ガス削減対策によりエネルギー起源CO2の排出削減が期待されます。  
この課税は、省エネルギー、再生可能エネルギー等低炭素社会の創出に資するエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制の諸施策のために活用することとされています。

ウ 固定価格買取制度

CO2を排出しない再生可能エネルギーの普及を図るための制度として、平成23年に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)に基づき、平成24年7月1日から、固定価格買取制度が開始されました。同制度は、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、一定の期間と価格で電気事業者が買い取ることを義務付けられたものです。

エ 国内排出量取引制度

国内排出量取引制度は、温室効果ガスの排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める制度です。

我が国では、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)や「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を運営するとともに、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済と与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、制度のあり方、具体的評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討を行ってきました。現在は、平成22年12月に地球温暖化問題に関する閣僚委員会において取りまとめられた政府方針に基づき、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策(産業界の自主的な取組など)の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組の成否等を見極め、慎重に検討を行っているところです。

オ 森林吸収源対策

我が国の林業は、路網の整備や森林施業の集約化など川上から川下までを通じた効率的な生産基盤の整備が十分でないこと、林業所得の減少や山村地域の過疎化・高齢化の進行等により、森林所有者の林業への関心が低下していることから、森林の適正な管理と整備をきざし、二酸化炭素を吸収する機能が十分に発揮されなくなっています。そのため、我が国では森林の整備・保全、木材供給、木材の有効利用等の総合的な取組により森林吸収源対策を進めています。新たに森林を造成する土地が限られている我が国では、持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するために、特に間伐を中心とした森林整備に積極的に取り組んでいます。

また、国内の温室効果ガス排出量の約9割がエネルギー起源の二酸化炭素となっていることから、低炭素社会に向けた取組を進めようとする上では、エネルギー需給構造を見直すことが重要である。需要側では省エネルギーの取組が、また供給側では再生可能エネルギーの導入等が進められている。

我が国では、石油危機以降、エネルギー効率(エネルギー供給GDP)を4割改善するなど、省エネルギーに官民一体で取り組んできた。具体的には、技術開発支援や設備導入支援、自動車や家電製品等の省エネルギー基準の遵守を義務付けた「トップランナー方式」の導入を通じて、省エネルギー技術の開発と導入の加速化、機器のエネルギー消費効率改善を図ってきた。また、電力ピーク対策の円滑化に

ついでに、蓄電池やエネルギー貯蔵システム(BEMS・HEMS)の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を推進してきた。  
また、低炭素なエネルギー供給構造を実現するため、風力や太陽光発電などの再生可能エネルギーの技術開発とその普及に積極的に取り組んでいる。

【表 66】低炭素社会を目指したさまざまな取組

ア 再生可能エネルギーの普及で創る低炭素社会
・浮体式洋上風力発電
・海洋エネルギーの利用
・地熱発電
・雪氷熱エネルギー
イ 低炭素化に向けた最新の技術
・海蔵から得られるバイオエタノール
・次世代自動車の普及に向けて

② 地球温暖化に適応するための取組

地球温暖化により既に生じている可能性のある影響が農業、生態系などの分野で見られている。また極端な高温による熱中症の多発や、短時間での強雨による洪水、土砂災害の被害などの関連性も指摘されている。

また、ダーバン合意やカンクン合意における産業革命以前と比べ世界の平均気温の上昇を2℃以内抑制するため温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要があることを認識する11という国際的な合意の下でも、我が国において気温の上昇、降水量の変化、極端な気候の変化、海洋の酸性化などの影響が生ずるおそれがある。

こうしたことから、既に現れている温暖化影響に加え、今後中長期的に避けることのできない温暖化影響に対し、治山治水、水資源、沿岸、農林水産、健康、都市、自然生態系など広範な分野において、影響のモニタリング、評価及び影響への適切な対処(＝適応)を計画的に進めることが必要となっている。

ア 適応に関する現在の我が国の取組

既に個別の分野において現れつつある温暖化影響への対処(適応)の取組が開始されている。

農林水産分野では、影響のモニタリングと将来予測・評価、高温環境に適応した品種・系統の開発、高温下での生産安定技術の開発、集中豪雨等に起因する山地等災害への対応等が進められている。

沿岸防災分野では、海面水位の上昇等に伴う高潮による災害リスク対応の検討が進められ、モニタリング・予測、防護水準の把握、災害リスクの評価といった先行的な施策が実施されるとともに、防潮堤や海岸防災林の整備が実施されている。

さらに、水災害対策分野では、既に平成20年6月に「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策の在り方(社会資本整備審議会答申)」がとりまとめられ、治水安全度の評価など具体的な施策が検討、実施されている。

このほか、適応策検討の基礎資料となる地球温暖化のモニタリング及び予測に関して、「気候変動監視レポート(気象庁)」(平成8年から毎年刊行)と「地球温暖化予測情報(気象庁)」(平成24年度に第8巻を刊行)が、それぞれ公開されているほか、モ

ニタリング、温暖化影響の予測・評価に関する研究開発も進められ、平成24年度に「日本の気候変動とその影響(文部科学省、気象庁、環境省)」により、温暖化と温暖化影響の予測評価の科学的知見のとりまとめも行われた。

さらに、適応に関する取組の蓄積を踏まえ、関係府省庁で連携し、既に現れている可能性が高い影響に対する短期的適応策の実施、数十年先の影響予測に基づくと個別分野での適応策や統合的適応策・基盤強化施策といった中長期的適応策の検討、情報整備の促進、意識向上の推進を、適応策の共通的な方向性として整理(気候変動適応の方向性)に関する検討会報告書「気候変動適応の方向性」、平成22年11月)したほか、温暖化影響に関連する既存の統計・データの収集・分析とその公開(「気候変動影響統計ポータルサイト」の設置、平成24年3月)が行われている。

イ 適応に関する今後の我が国の取組

平成24年6月の中央環境審議会地球環境部会報告書「2013年以降の対策・施策に関する報告書(地球温暖化対策の選択肢の原案について)」では、我が国において適応の取組を進めるに当たっての考え方、取組の方向性について以下のとおりまとめられている。

【表 67】「2013年以降の対策・施策に関する報告書(地球温暖化対策の選択肢の原案について)」における適応の取組

○基本的考え方
リスクマネジメントとしての取組
我が国において生ずる可能性のある温暖化影響によって、災害、食料、健康などの面で社会にさまざまなリスクが生ずることが予想されることから、温暖化影響への適応は、リスクマネジメントという視点でとらえることが必要です。
総合的、計画的な取組
政府全体での統一的な温暖化とその影響の予測・評価の実施、それに基づくと長期的な見直しを持った、費用対効果を分析・検証した総合的、計画的な取組を進めます。
地方公共団体と連携した取組
温暖化の影響は、気候、地形、文化に加え、(地場)産業などによっても異なるため、適応策の実施は、地域別の取組を巻き込むことが必要不可欠であり、国レベルの取組だけでなく地方公共団体のレベルの総合的、計画的な取組を促進します。
○今後の適応に関する取組
[1] 我が国における温暖化の影響に関する最新の科学的知見のとりまとめ
[2] 政府全体の適応計画策定のための予測・評価方法の策定と予測・評価の実施
[3] 政府全体の適応計画の策定
[4] 定期的な見直し

(2) 自然と共生する社会の実現

① 愛知目標と東日本大震災

平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市中で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) では、生物多様性に関する新たな世界目標である戦略計画 2011-2020 が採択された。戦略計画 2011-2020 の長期目標には、日本からの提案に基づき、2050 年 (平成 62 年) までに「自然と共生する世界 (a world of "Living in harmony with nature")」を実現することが掲げられた。これは、人間と自然とを一線を画して考えるのではなく、人間も自然の一部としても生きていくという、我が国で古くからつかわれてきた考え方が取り入れられたもので、今後は国際社会全体でこの目標に向かって取組を進めていくことになる。

また、戦略計画 2011-2020 では、2020 年 (平成 32 年) までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを短期目標として掲げており、その達成に向けた 20 の個別目標が設定されている。それらの個別目標を「愛知目標」と呼んでおり、各国はこの愛知目標の達成に向けて、必要に応じて国別目標を設定し、各国の生物多様性国家戦略の中に組み込んでいくことが求められている。

平成 24 年 9 月 28 日に閣議決定された生物多様性国家戦略 2012-2020 は、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、東日本大震災の経験や人口減少が進む我が国の社会状況などを踏まえ、これまでの人と自然との関係を見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示していることを目指している。

② 「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものであり、そうした生物多様性はそれ自体に価値があり、保全すべきものである。しかし、「生物多様性」という言葉自体が分かりにくく、日々の暮らしの中で何をすればその保全と持続可能な利用に役立つのかわからないといったこともあり、COP10 後も生物多様性に関する理解は必ずしも進んでいない状況にある。このため、生物多様性国家戦略 2012-2020 では、生物多様性に支えられる自然の恵みである「生態系サービス」に着目し、具体的な例も紹介しながら生態系サービスと人間生活との関わりを通じて生物多様性の重要性について説明している。

また、生態系サービスの考え方を基に、生物多様性を守る意味を次の 4 つに整理している。

- ・「すべての生命が存立する基礎となる」
- ・「人間にとって有用な価値を有する」
- ・「豊かな文化の根源となる」
- ・「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」

そして、これらを踏まえ、生物多様性によって支えられる自然共生社会を実現するための理念として、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことを新たに掲げている。自然を次の世代に受け継ぎ遺産として捉え、その価値を的確に認識し、自然を損なわない持続的な経済を考え、共生と循環に基づく自然の理(ことわり)に沿った活動を選択することが重要である。

③ 愛知目標の達成に向けて

これまでの生物多様性国家戦略は「戦略」と「行動計画」の 2 部構成であったが、生物多様性国家戦略 2012-2020 では、第 2 部として「愛知目標の達成に向けたロードマップ」を追加し、3 部構成とした。この新たに追加した第 2 部において愛知目標に対応した我が国の国別目標等を設定している。

戦略計画 2011-2020 では、A:生物多様性の社会への主流化、B:生物多様性への直接的な圧力の減少と持続可能な利用の促進、C:生態系、種及び遺伝子の多様性の保全と生物多様性の状況の改善、D:生物多様性及び生態系サービスの強化の 5 つの戦略目標の下、2015 年 (平成 27 年) 又は 2020 年 (平成 32 年) を目標年とする具体的な数値目標も盛り込んだ計 20 の個別目標 (愛知目標) が掲げられている。我が国の国別目標も、この 5 つの戦略目標に沿った形で、我が国の状況やニーズ、優先度等を踏まえて設定している。また、国別目標の達成に向けた主要行動目標と達成状況を把握するための指標を設定している。

④ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」

生物多様性国家戦略 2012-2020 では、「自然共生圏」という新しい考え方を示した。東日本大震災により、エネルギーや物資の生産・流通が一極集中した社会経済システムの脆弱性があらわになった。こうしたことから、食料やエネルギーをはじめとする地域の資源をできるだけ地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用していく自立分散型の地域社会を目指していくことを基本としながら、それぞれの地域同士をつなぐ役割を深めていくことにより、より安心・安全な社会をつくること为目标されている。

自然の恵みである生態系サービスは、豊かな自然を有する地方が主な供給源となっているが、その恩恵は都市も含めた広い地域で享受している。しかし、こうしたつながりは一般的には目に見えにくいことから、都市は大きな負担をすることなく、地方が供給する生態系サービスの提供を受けてきたといえる。こうした関係を見直し、生態系サービスの提供を受ける地域は、生態系の保全管理等に対して資金や人材、情報等を提供し、それぞれの地域がお互いに支え合う関係をつくる必要がある。この「自然共生圏」は、このように生態系サービスの需給でつながることが必要である。「自然共生圏」は、その中で連携や交流を深めていき相互に支えあっていくという考え方である。私たち日本人の暮らしは海外の生態系サービスにも支えられており、自然共生圏の認識は日本と海外のつながりを考える際にも重要である。

⑤ 5 つめの基本戦略「科学的基礎を強化し、政策に結びつける」

平成 19 年に策定した第三次生物多様性国家戦略以来、今後数年の間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として 4 つの基本戦略を示してきたが、生物多様性国家戦略 2012-2020 では、新たに 5 つめの基本戦略として「科学的基礎を強化し、政策に結びつける」を加えた。

生物多様性の保全と持続可能な利用を適切に進め、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくるためには、科学的なデータに基づいた正しい理解と認識を持



ることが必要である。そして、科学的なデータが不十分だからといって対策を延期せず早めに対策を講じていくこと、継続的なモニタリングとその結果に応じて対策を柔軟に見直していくことが重要である。

全国レベルでの生物多様性に関するデータについて過去から現在までの時系列の長期的な変化をとらえるためには、継続して調査を実施していくことが重要である。さらに、国、地方自治体、研究機関、博物館、NPO・NGO、専門家、市民など様々な主体が、それぞれの調査・研究により、全国レベルから地域レベルにいたる生物多様性に関する様々なデータを保有しているが、それぞれの主体のなかだけで活用されたり、あるいは活用されずに埋もれてしまっていることがある。こうした情報をお互いにより使いやすいう形で提供し、国の施策や各主体の取組に活用していくことが求められているため、インターネット等を通じ、様々な主体からデータの収集を行い、その共有の促進に努めていく。このように、生物多様性に関するデータについては、継続的な更新、速報性の向上、相互利用・共有の促進に重点を置き整備を進めていく。

### (3) 循環型システムの構築

#### ① 循環型社会形成に向けた取組の現状と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄型の問題の根本的な解決を図るためには、これまでの社会のあり方や国民のライフスタイルを見直していく必要がある。このような認識に立ち、平成 12 年には、廃棄物・リサイクル対策の基本法である循環型社会形成推進基本法が立法化された。

資源生産性、循環利用率、最終処分量の 3 指標は、循環型社会形成推進基本計画における主要な目標指標となっている。資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)から生み出される実質国内総生産(実質 GDP)を算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているかを総合的に表す指標である。循環利用率(=循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))とは、経済社会に投入されるものの全体のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標である。

最終処分量とは、廃棄物の埋立量であり、廃棄物の最終処分場の確保という課題に直結した指標である。

近年、これらの指標はいずれも大きく改善しており、循環利用率と最終処分量は第 2 次循環型社会形成推進基本計画で定めた目標(循環利用率 14～15%、最終処分量 23 百万ト)を達成した。特に、国土の狭い我が国にとってその削減が長年の大きな課題であった最終処分量は、平成 12 年の 56 百万トから平成 22 年の 19 百万トへと大幅に削減された。発生すると大きな社会問題となる不法投棄も大きく減じた。

しかしながら、すべての取組が順風満帆に進んでいるわけではない。資源生産性の分母となる天然資源等投入量の内訳を見ると、平成 12 年から 22 年にかけて、公共事業の減少等によって土石資源の投入量が 11 億トから 5 億トへと半減以下となっているのに対し、金属資源は横ばいになっている。資源生産性や循環利用率の

向上は、この土石資源の減少が大きな要因となっている。他方で、節約型リサイクルをより進めていくべき枯渇性資源である金属資源の 3R に関する取組は、まだ不十分な状況にある。

途上国の経済発展により、鉄スクラップ、古紙などの循環資源の輸出も急増している。グローバルな観点でのリサイクルももちろん重要であるが、資源が乏しい我が国にとっては、国内で循環資源を有効活用できず、貴重な資源が海外に流出してしまっているという側面も重視する必要がある。

上記のように、最終処分量は大幅に減少し、循環利用量も増加しているが、廃棄物の発生量は微減となっている。これは、リサイクル・中間処理・減容化の取組は大きく前進したものの、廃棄物自体の発生・排出の抑制はそれ程大きくは進んでいないことをあらわしている。

容器包装の分野では、ペットボトルのリサイクル量は増加しているが、ペットボトル自体の使用量も増加している。他方で、一般的にリサイクル容器よりも環境負荷が小さい繰り返し使えるリターナブルの使用量は大きく減少している。

これらに加えて、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物処理できる体制を構築から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなった。特に、焼却灰や不燃残渣の最終処分先が大きな課題となった。最終処分量の減少に伴い、自治体の最終処分場の残余年数は年々増加しているが、316 もの市町村が最終処分場を有していないなど、むしろ最終処分場の確保が強く求められる状況である。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、安全・安心をしつかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが今まで以上に求められるようになっていく。

政府は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画を新たに定めた。

#### ② リサイクルだけではなく、2R の取組がより進む社会経済システムの構築

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等について、[1]リデュース(発生抑制)、[2]リユース(再使用)、[3]リサイクル(再生利用)、[4]熱回収、[5]適正処分)の順に従って、対策を進めることを原則としている。

廃棄物等は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせる。このため、優先順位の第一として、廃棄物等を発生させない(削減する)リデュースを定めている。

リユースは、いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用することである。形状を維持したまま使用することから、一般的に資源の損失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少なくなることから、リサイクルよりも対策の優先順位が高く位置付けられている。

しかし、リデュース・リユース(2R)は、リサイクルよりも優先順位が高いにもかかわらず、レジ袋の辞退率の向上や詰替製品の出荷率の向上などを除き、その取組が十分に進んでいるとはいえない。

廃棄物等の発生量のうちリサイクルされたものの割合(リサイクル率)は、平成 2 年から平成 22 年の 20 年間で約 30%から約 40%へと大きく上昇したが、廃棄物等の

発生量は同じ期間で 5 億 8,684 万トンから 5 億 6,709 万トンへと 3%しか削減できていない。

我が国では、年間約 1,700 万トン(平成 22 年度推計)の食品廃棄物が排出されているが、このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約 500～800 万トンにもぼると推計されている(平成 23 年度食品循環資源の再生利用等実態調査報告(平成 22 年度実績)等を基に農水省において試算。これは、我が国における米の年間収穫量約 800 万トンにも匹敵する量である。食品ロスは事業所のほか家庭でも多く発生しており、国民一人当たりの家庭における食品ロスは一年間で約 15 キログラムになると試算されている。

環境省・農林水産省では、平成 24 年 4 月から食品廃棄物の発生抑制の重要性が高い業種について、食品リサイクル法に基づき「発生抑制の目標値」を設定し、返品などの商習慣をフードチェーン全体で話し合うよう働きかけするなど食品ロスの削減の推進を図っている。そもそも食品ロスを発生させる要因の一つとして、消費者の過度な鮮度志向があるのではないかとされており、消費者の意識改革もあわせて実施していく必要があることから、関係府省庁が連携して食品ロス削減に向けた取組を推進していくこととしている。

リユースの取組では、繰り返し使えるリターナブルびんの使用の減少傾向が続いている。環境省では、びんリユースシステムを構築するための地域の取組を実証事業として支援している。平成 24 年度の実証事業は 4 地域で実施したが、そのうち奈良県では、県内で栽培されている日本茶銘柄「大和茶」の飲料容器として「リターナブルびん」を用いた取組を行った。

中古住宅ストックを最大限に活用することも大きな課題である。住宅流通市場に占める中古住宅のシェアを見ると、日本は 13.5%、アメリカは 90.3%、英国は 85.8%、フランスは 64.0%となっており、我が国では中古住宅を購入する人が欧米に比べ圧倒的に少ない状況にある(日本:住宅・土地統計調査(平成 20 年)(総務省)、住宅着工統計(平成 20 年)(国土交通省)、アメリカ:「The 2011 Statistical Abstract」(データは平成 21 年)、英国:「Community and Local Government」(平成 21 年)、フランス:運輸・設備・観光・海洋省(平成 20 年)。我が国では、住宅ストック数が平成 20 年時点(約 5,760 万戸)となり、世帯数(約 5,000 万世帯)を上回りの充足が進んでいることから、「住宅をつくらせては壊す」社会から、「いいものをつくらせて、きちんと手入れして、長く大切に使う」ストック循環型のシステムを構築していく必要がある。

このように、2R の取組について新たな動きが広がっていることも踏まえ、第 3 次循環型社会形成推進基本計画では、[1]国民・事業者が行うべき具体的な 2R の取組を制度的に位置付ける検討、[2]リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備、[3]長期優良住宅認定制度の運用、認定長期優良住宅に対する税制上の特別措置の活用促進などの施策が盛り込まれている。

③ 循環資源の高度利用と資源確保

現在、我が国の国内では、金属資源はほとんど採掘されておらず、ほぼ全量海外の鉱山に頼っている。金属資源は海外でも採掘することのできる場所は限られており、採掘できる生産量にも限りがある。米国地質調査所は、現在確認されている全世界の

鉱山の 2010 年(平成 22 年)時点での年間生産量で埋蔵量を割った可採年数は、鉄鉱 66 年、銅鉱 40 年、鉛鉱 21 年、亜鉛鉱 21 年になると試算している。

また、これまでの間に採掘した資源の量(地上資源)と埋時点を確認されている今後採掘可能な鉱山の埋蔵量(地下資源)を比較すると、既に金や銀については、地下資源よりも地上資源の方が多くなっている。

鉱物資源の品位低さも進んでいる。品位とは、採掘される鉱石に含まれる金属資源の量であり、一般に採掘される鉱物資源の品位は、地表部分で採掘されるものよりも、深層部で採掘されるものの方が低い傾向にある。既存鉱山の採掘が進んだ結果、近年は、深層部で採掘するケースが増加しており、我が国に輸入される銅鉱石の品位は、平成 13 年の 32.5%から、平成 20 年の 29.0%に低下している。鉱物資源の品位の低下は、生産コストの上昇を招くほか、精製に必要なエネルギーや不純物の増加に伴う環境への影響も懸念されている。

金属資源の需要構造も近年、大きく変容している。これまでそれほど多くの資源を消費してこなかった中国など途上国の経済発展により、世界的に需要量が増加している。

金属資源を採掘するための鉱山開発は、適切な環境配慮がなされない場合には、樹木の伐採による生態系の破壊や、掘削により発生した土石や重金属の不適切な処理による水質汚濁など、生活環境や生物多様性、自然環境に様々な影響を及ぼすおそれがある。我々は、資源採掘面において、このように多くの環境負荷を与えているおそれがあることをしっかりと認識し、必要がある。

資源の採掘に当たっては、最終的に使用される金属だけでなく、大量の鉱石・土砂等が掘り起こされている。そういった付随して発生する鉱石・土砂等の「隠れたフロー」を含めた、当該物質の採取・採掘に関与した物質の総量をあらわすのが、関与物質総量(TMR)である。プラチナや金などの希少金属は、例えば製品中にはわずかししか使われていないとしても、採掘現場ではその何十万倍もの採掘資源を掘り起こしている。これまで、TMR 係数の高い金属資源の用途は奨励用など限定的なものであったが、近年、燃料電池や高性能モーターなどに使われる TMR 係数の高いレアメタル(パラジウム、ネオジウム、ジスマンタン等)の量が増え続けている。鉄や銅といったレアメタルのリサイクルももちろん重要であるが、海外における環境負荷にも目を向け、TMR 係数の高い金属資源のリサイクルも積極的に進めていく必要がある。

このように、世界的に資源確保の重要性が高まる中、我が国の国内に存在する使用済製品からの有用金属回収に注目が集まっている。

独立行政法人物質・材料研究機構では、地上資源として、我が国にどれだけの金属資源が存在するのか、推計する研究が行われている。その推計結果によれば、我が国に蓄積されている金属資源(地上資源)の量は、鉄 12 億トン、銅 3,800 万トン、金 6,800 トン、レアメタルであるタンタル 4,400 トン、リチウム 15 万トンとなっている。これを、世界全体の埋蔵量に占める割合で考えると、鉄 1.62%、銅 8.06%、銀 22.42%、金 16.36%、タンタル 10.41%、リチウム 3.83%となる。この数値には、現在まだ使用中の製品など直ちに資源を回収することができないものも含まれているが、総量として、我が国に眠っている地上資源は、海外の大鉱山に匹敵する大きなポテンシャルを有しているといえる。

平成 21 年に再生利用されずに処分場に埋め立てられた金属系廃棄物の量は、一般廃棄物で約 53 万トン(発生量の約 34%)、産業廃棄物で約 23 万トン(発生量の約 3%)となっている。

資源別に見ると、鉄、アルミニウムのように量が多く単一素材に区分しやすいため、資源は比較的リサイクルが進んでいるが、選別や精錬により分離することが必要となる、それ以外の金属資源の多くは埋立処分されている。

これらを踏まえ、政府は、いまだ不十分な状況にある使用済製品からの有用金属の回収を加速させるため、小型家電を対象とした新たなリサイクル制度(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)を平成 25 年 4 月からスタートさせた。

環境省では、1 年間で使用済みとなり廃棄等が行われる小型家電は 65.1 万トンであり、そのうち有用金属は、27.9 万トン(金額換算すると 844 億円)になると推計している。上記の状況を踏まえ、第 3 次循環型社会形成推進基本計画には、使用済製品に含まれる有用金属のさらなる利用促進を図り、資源確保と天然資源の消費の抑制に資するため、[1]小型家電リサイクル制度の参加、回収率の向上に向けた地方公共団体への支援、[2]原材料の表示、部品のユニット化等の製品設計段階の取組促進、[3]新技術の研究・開発支援などの施策が盛り込まれている。

#### ④ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組と地域循環圏の高度化

循環型社会づくり、低炭素社会づくり、自然共生社会づくりの取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの見直しを必要とするものであり、地域レベル、全国レベルでこれら 3 つの社会づくりの取組を統合的に推進していくことが求められる。

例えば、3R の取組が進めば、廃棄物の焼却量や埋立量が減少し、廃棄物部門由来の温室効果ガスの排出量も減るし、バイオマス系循環資源等の原料への再資源化や廃棄物発電等への活用が進めば、化石燃料由来の温室効果ガスの排出が抑制される。

また、化石系資源や鉱物資源の投入量の抑制は、資源採取に伴う生物の生息・生育環境の損失の防止につながるし、自然界での再生可能なバイオマス系循環資源を活用することで、農地・森林の保全や里地里山の生態系の保全が図られる。

循環型社会の実現のためには、地域の特性・活力を活かし、それぞれの地域において循環型社会を形成していくことも大かかせないものである。

このため、循環型社会形成推進基本計画では、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の形成を進めることを大きな課題としている。

地域循環圏の形成を進めていくためには、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、その構築事例を積み重ねていく必要がある。東日本大震災でも見直された地域のきずなと物質循環を連携させて、新しい地域のあり方を組み立てていくことも大きな課題である。環境省では、東北地方で日常的に発生する循環資源を最大限活用しつつ、循環型社会ビジョンによる復興を目指す取組を支援している。

#### ⑤ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

東日本大震災以降、各地の電力不足や原発に大きく依存してきたエネルギー・環境戦略の見直しを踏まえ、分散型電源であり、かつ、安定供給が見込める循環資源やバイオマス資源の熱回収や燃料化等によるエネルギー供給が果たす役割は、一層大きくなってきている。

廃棄物発電は、ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電するものである。

原子力発電所は、遠隔地で発電して東京などの都市部に電力を送る。これに対し、廃棄物発電やバイオマス発電の場合、基本的に廃棄物やバイオマスがあるその地域内で発電することになるので、地産地消のエネルギー源となる。廃棄物発電の促進は、建設の際に周辺住民の理解を得るのに多大な努力を要するなど、これまで負のイメージで捉えられていることの多かった廃棄物処理施設について、地域での共生や地域内でのエネルギー自給という新たな息吹をもたらす可能性も秘めている。

また、木材、生ごみ、バイオエタノールなどのバイオマス資源は、自然界で再生可能な資源であり、石油や石炭などの化石資源と比べて持続可能性が高いという大きな利点がある。

しかしながら、我が国では、コストや技術上の課題などから、バイオマス資源のエネルギー供給源に占める割合は極めて低く、廃棄物の燃焼によって発生する熱量の 4 分の 3 程度が無駄に消費されてしまっている。

我が国における電源構成の中では、バイオマス資源が占める割合は、全体のわずか 0.3%に過ぎない。バイオマス資源のエネルギー利用が進んでいない大きな理由は、価格競争力が弱く、供給が不安定なことにある。このため、関係者が連携して、コスト削減と安定供給等を実現するための技術開発、需要の創出、効率的な収集運搬体制の整備を行っていくことが、事業化の鍵となる。

廃棄物発電は、スケールメリットが重要であり、規模が大きいほど高効率となる。我が国は、欧米と比べて施設規模が小さく発電効率は低い状況にあるが、近年、廃棄物処理施設の更新時の施設集約化や最新設備の導入等により発電効率は少しずつ上昇している。

燃料となるごみの組成も重要である。プラスチックなどの石油製品は熱量を上げるが、生ごみなどに含まれる水分はごみの熱量を下げてしまう。家庭でできる、生ごみの分別リサイクルや、水切りの徹底も廃棄物発電の効率化につながる。

ごみ焼却に伴う熱の有効利用策としては、発電以外に熱(蒸気)そのものを利用する方法がある。我が国では、主に温水プールや温浴施設として活用されているが、施設外の地域冷暖房などより効果的・効率的な利用を推進していく必要がある。

循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用は上記のように克服すべき課題が多いが実情であるが、平成 24 年 7 月からは、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まっており、その対象となった廃棄物発電やバイオマス発電のより一層の導入促進が期待されている。

これらを踏まえ、第 3 次循環型社会形成推進基本計画には、地域の自主性と創意工夫を活かしながら循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用を進めるとともに、[1]地方公共団体による高効率廃棄物発電施設の早期整備、[2]焼却施設や産

業工程から発生する中低温熱の地域冷暖房などへの有効利用の促進、[3]生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化などの施策が盛り込まれている。

**(4) 環境教育の取組**

**① 学校における取組**

多くの子供達に確実に行われる学校教育は、人材育成の観点で大きな役割を担っている。平成 20 年及び平成 21 年に改正された新学習指導要領(平成 23 年 4 月から順次施行)において、持続可能な開発の考え方が盛り込まれたほか、様々な教科において環境教育を実施することが明記された。

**② 身近な地域における取組**

地域においては、行政や NPO、大学などが連携することで、効果的な環境保全等の取組を実施している。例えば、地域の多様な主体が連携し、子供達とともに地域の資源を活用しながら課題解決の方策を考えていくことを通して、環境保全の取組を促進している地域もある。

**③ 豊かな自然を生かした取組**

自然とのふれあいを大切にした取組も行われている。

人々の行動やライフスタイルをより環境に配慮したものにするためには、都市化で失われつつある自然の恵みによって人が生かされている存在であると実感する機会を増やすことが有効である。我が国では、エコツアーリズム推進法(平成 19 年法律第 105 号)を制定している。エコツアーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながることを目指していく仕組みである。エコツアーリズムを実施することにより、観光客が自然環境とつながる機会が得られるとともに、地域住民にとっても地域資源の価値を再認識する機会となることから、環境教育にもつながる取組といえる。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭